閲覧用

福島市脱炭素社会実現実行計画

（改定素案）

～チャレンジ２０５０ゼロカーボンふくしま市～

第１期（2021-2030 年度）計画

2021 年（令和３年）２月 策定
2023 年（令和５年）８月 改定
●年（令和●年）●月 改定
福　　島　　市

はじめに



近年、国内外で記録的な猛暑や豪雨などが相次ぐなど、気候危機が深刻化しています。気候変動問題は、私たちの暮らしや地域経済、自然環境など幅広い分野に影響を及ぼす喫緊の課題であり、温室効果ガスの排出削減（地球温暖化の緩和）と気候危機への対策（気候変動への適応）を一体的に進めていくことが求められています。

2015 年に採択された「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが世界共通の長期目標として掲げられました。その後も、国内外において 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められており、我が国においても、2025 年 2 月に地球温暖化対策計画が改定され、2035 年度及び 2040 年度に向けた新たな温室効果ガス削減目標が示されました。

今回の改定では、市の最上位計画である「第７次福島市総合計画」及び「第４次福島市環境基本計画」との整合を図るとともに、これまでの取組の進捗や国の新たな地球温暖化対策計画、社会情勢の変化等を踏まえ、2030 年度の削減目標の達成に向け、施策や取組内容について必要な見直しを行いました。

計画の推進にあたっては、「脱炭素型のまちづくり・人づくりを推進する」、「温室効果ガスの吸収源を確保する」、「再生可能エネルギーを効果的に活用する」、「気候変動が及ぼす影響に適応する」の４つの基本方針のもと、市民・事業者・行政などの各主体が全員参加型でそれぞれの役割を果たし、連携・協力しながら取組を進めてまいります。また、2050 年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを見据え、脱炭素の取組を地域の課題解決やまちの魅力向上にもつなげながら、本市の美しく豊かな環境を次世代に継承し、にぎわいにあふれた持続可能な未来の実現に向けて取組を進めてまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、多大なご尽力を賜りました福島市環境審議会の皆様をはじめ、関係者に対し感謝申し上げますとともに、市民の皆様におかれましては一層の取組をお願いし巻頭のあいさつとします。

令和●年●月

福島市 ゼロカーボンシティ宣言

～「チャレンジ２０５０ ゼロカーボンふくしま市」を目指して～

異常気象による大規模な災害が多発するなど、地球温暖化に伴う弊害が顕在化しています。「脱炭素社会」を実現し、地球温暖化を防止することは、全世界的な課題であると同時に、私たち地域の将来にも大きく影響する課題です。

福島市は、ここに２０５０年度に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、「ゼロカーボンシティ宣言」を行います。

この目標を市民・事業者とともに共有し、各主体が将来に対する責任を自覚しながら、次の４つの基本方針に沿った取組を推進し、持続可能な未来を創出してまいります。

【目標達成に向けた４つの基本方針】

（福島市脱炭素社会実現実行計画　2021 年（令和３年）２月決定）

基本方針１　再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用

基本方針２　省エネルギー・省資源に向けたライフ・ワークスタイルシフト

基本方針３　温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進

基本方針４　気候変動を見据えた対策の推進

2021 年（令和３年）２月２５日

目　次

第１章　計画の基本的事項 2
　第１節　計画の目的 2
　第２節　計画の位置付け 2
　第３節　計画の対象 3
　第４節　基準年度、目標年度 5
　第５節　計画の期間 5

第２章　地球温暖化と気候変動 6
　第１節　地球温暖化の現状 6
　第２節　福島県における将来の気候変動予測 8
　第３節　地球温暖化に関する動向 14

第３章　温室効果ガスの状況 20
　第１節　温室効果ガス排出量・吸収量 20
　第２節　温室効果ガス排出量の増減要因分析 23

第４章　福島市の現状と課題 26
　第１節　再生可能エネルギー 26
　第２節　省エネルギー・省資源 30
　第３節　温室効果ガス吸収源 33
　第４節　気候変動対策 33
　第５節　市民・事業者の地球温暖化に関する意識 34
　第６節　福島市脱炭素社会実現実行計画における目標の進捗状況 40

第５章　温室効果ガスの削減目標 42
　第１節　福島市が目指す将来像 42
　第２節　将来予測 44
　第３節　削減目標 45
　第４節　将来ビジョン 50

第６章　脱炭素社会実現に向けた取組 52
　第１節　基本方針 52
　第２節　施策の体系 53
　第３節　施策の展開 54
　第４節　地域脱炭素化促進事業に関する事項 87
　第５節　指標一覧 89
　第６節　各主体の役割 90

第７章　計画の推進 98
　第１節　計画の推進体制 98
　第２節　計画の進行管理 99

資料編 102
　第１節　福島市の自然的特性 102
　第２節　福島市の社会的特性 106
　第３節　温室効果ガス排出量算定方法 114

第１章　計画の基本的事項

第１節　計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」であり、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を内包する計画です。温室効果ガス排出量の削減等を推進するとともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減に向けた施策の推進を図ることで、脱炭素社会の実現を目指します。

第２節　計画の位置付け

本計画は、次のとおり位置付けるものとします。

（１）「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２１条第３項に規定する「地方公共団体実行計画」

（２）「気候変動適応法」第１２条に規定する「地域気候変動適応計画」

（３）「福島市総合計画」、「福島市環境基本計画」の個別計画

図表１－２－１　計画の位置付け

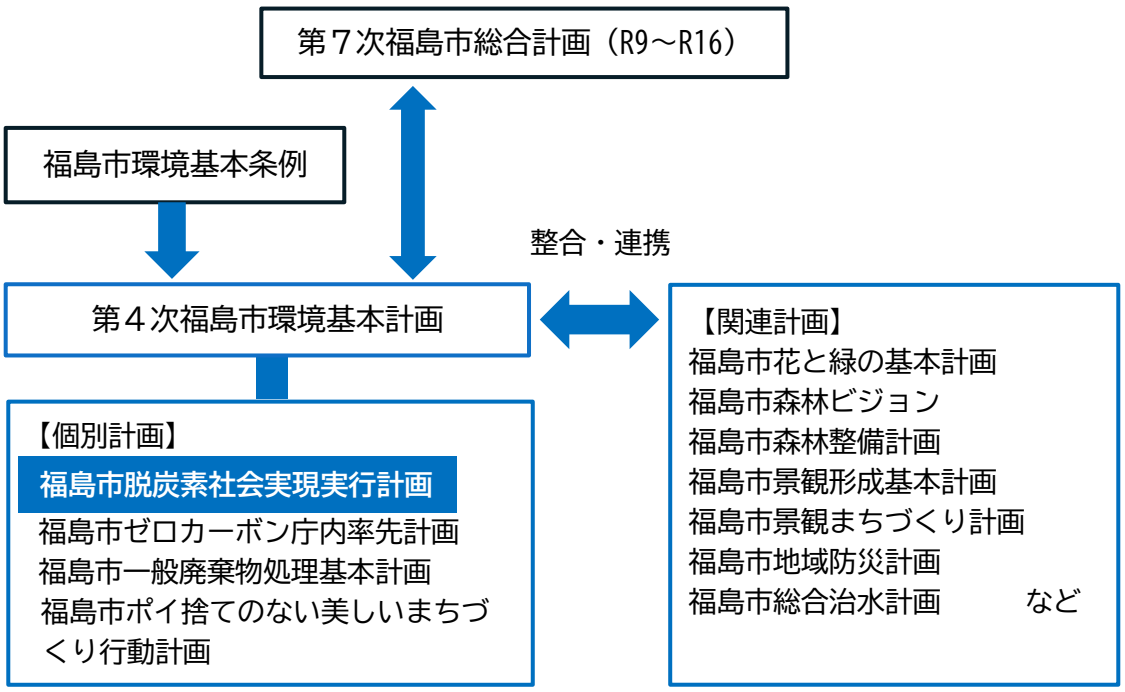

第３節　計画の対象

１）対象地域

福島市全域

２）対象物質

・エネルギー起源のCO_2（二酸化炭素）
・農業分野からの温室効果ガス（CH_4（メタン）、N_2O（一酸化二窒素））
・廃棄物からの温室効果ガス（CO_2、CH_4、N_2O）
※CO_2吸収による削減対象は、森林によるCO_2吸収量とします。

３）対象範囲

市民、事業者、行政の活動に伴う排出を対象範囲とします。

図表１－３－１　排出対象別の部門・分野

対　象	部門・分野
市民	家庭部門 運輸部門（自動車） 廃棄物からの温室効果ガス
事業者	産業部門（製造業、建設業、農林水産業） 業務部門 運輸部門（自動車、鉄道） 農業分野（耕作、畜産、農業廃棄物） 廃棄物からの温室効果ガス
行政	業務部門 運輸部門（自動車） 廃棄物からの温室効果ガス

４）対象発生源

温室効果ガスの主要な発生源を以下に示します。本計画では、これらを対象発生源とします。

図表１－３－２　部門・分野別発生源

対　象		主な発生源
産業部門[注１]	エネルギー起源CO_2（二酸化炭素）	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出
業務部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門[注１]		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門[注２]		自動車（市民）における燃料、ガスの消費
		自動車（事業者）・鉄道における燃料、ガス、電気の消費
廃棄物及び農業分野	非エネルギー起源CO_2（二酸化炭素）	廃棄物の焼却に伴い発生するCO_2
	CH_4（メタン）	耕作、畜産及び農業廃棄物から発生するCH_4
		廃棄物の焼却から発生するCH_4
	N_2O（一酸化二窒素）	耕作、畜産及び農業廃棄物から発生するN_2O
		廃棄物の焼却から発生するN_2O

注１　産業部門及び家庭部門における人・物の運搬・輸送に利用したエネルギーからの排出は、運輸部門で計上します。

注２　運輸部門における自動車からの排出について、対象は本市内にて市民・事業者が所有する自動車のみであり、市内を通行する貨物車両などについては、データが取得できるまでは考慮しないものとします。

第４節　基準年度、目標年度

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本計画の温室効果ガス排出量削減の基準年度を平成 25（2013）年度とし、令和 32（2050）年度を長期目標、令和 12（2030）年度を第１期目標年度とします。

第５節　計画の期間

令和３（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間（第１期計画期間）

※その後、令和 13（2031）年度から令和 22（2040）年度までの 10 年間を第２期計画期間、令和 23（2041）年度から令和 32（2050）年度までの 10 年間を第３期計画期間として段階的に取組を進めていきます。

第２章　地球温暖化と気候変動

第１節　地球温暖化の現状

１）地球温暖化と気温の上昇

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。地球温暖化は、大気中の温室効果ガスの濃度の上昇に伴い、温室効果が強くなり、地上の温度が上昇することで引き起こされます。

地球温暖化は、化石燃料の使用などに伴い、この温室効果ガスが増加したことにより進行しており、世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら、長期的には 100 年あたり 0.79℃の割合で上昇しています。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら 100 年あたり 1.44℃の割合で上昇しています。

図表２－１－１　日本の年平均気温偏差の推移

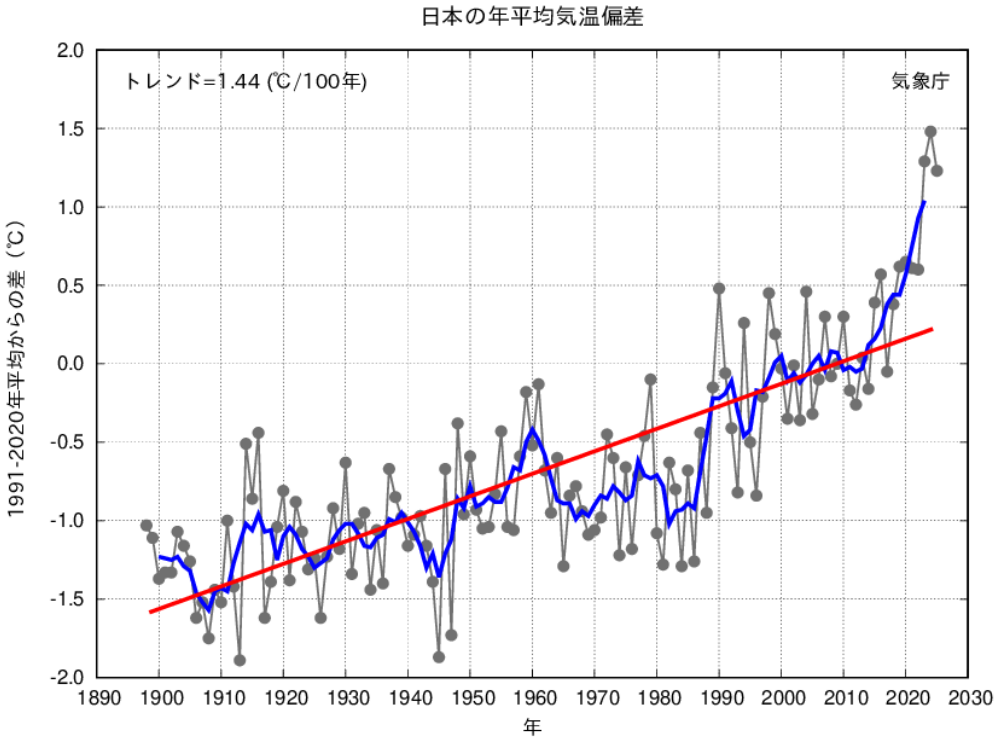

注　細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差
　　太線（青）：偏差の 5 年移動平均値
　　直線（赤）：長期変化傾向

出典）気象庁

２）気候変動による影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

コラム　IPCC 第６次評価報告書について

令和３（2021）年８月に、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書第１作業部会報告書政策決定者向け要約が公表されました。同報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと」「大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること」「気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大すること」などが示されました。

また、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入せず、排出量が最大となる場合の将来予測（SSP５-8.5）では、21 世紀末までに世界の平均気温は 3.3～5.7℃上昇すると予測されています。21 世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する場合の最善の将来予測（SSP１-1.9）においても令和３（2021）年～令和 22（2040）年平均の気温上昇は 1.5℃に達する可能性があるとされています。

1850 年から 1900 年を基準とした世界平均気温の変化

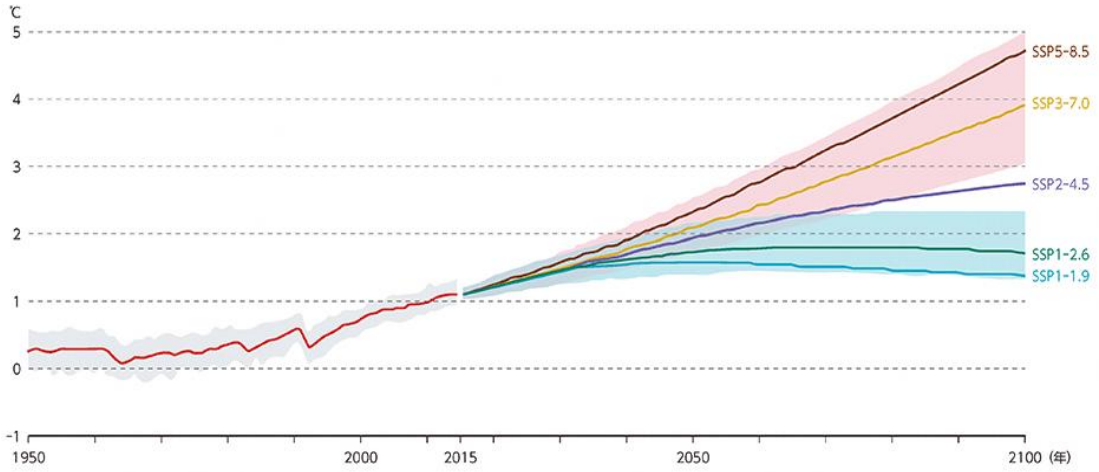

出典）IPCC「第 6 次評価報告書第 I 作業部会報告書政策決定者向け要約」より環境省作成

第２節　福島県における将来の気候変動予測

１）福島県の気温の上昇の予測

福島県では、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書に基づくシナリオを用いて、将来の気温変化を予測しています。

その結果、2100 年期（2081～2100 年）における福島県の年平均気温は、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合には、基準期間（1981～2000 年）と比べて 4.4℃上昇する一方、持続可能な発展の下で世界平均気温の上昇を２℃未満に抑える場合には、1.5℃の上昇にとどまると予測されています。

このように、温室効果ガス排出量の削減努力により、将来の気温上昇幅は大きく異なることが示されています。

図表２－２－１　福島県の平均気温の推移予測

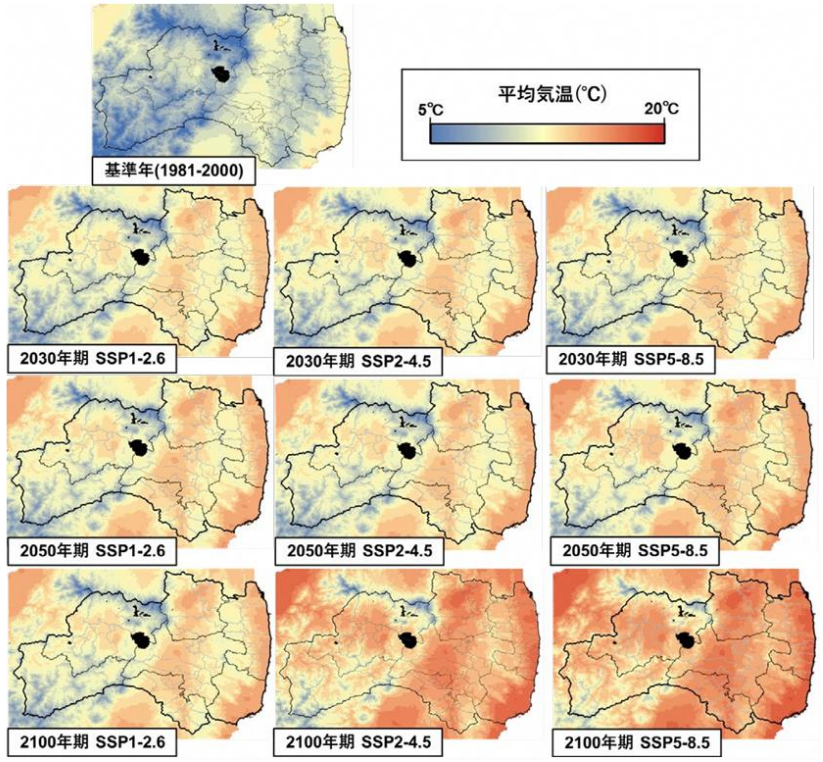

出典）福島県地球温暖化対策ポータル「福島県の気候変動の影響の予測（令和５年４月 21 日）」
注　ＳＳＰ1-2.6：持続可能な発展の下で気温上昇を 2.0℃未満に抑える場合
　　ＳＳＰ2-4.5：中道的な発展の下で気候政策を導入する場合
　　ＳＳＰ5-8.5：化石燃料依存型の発展の下で以降政策を導入しない場合

２）福島県の降水の予測

福島県において、数値気候モデルから得られるデータを用いて気候変動に伴う年降水量を予測した結果、年平均降水量に大きな変化は見られませんでした。

ただし、年降水量平均値の推移で、大小に変化する年降水量の値の変化幅が小さくなっており、温室効果ガス排出量などが多くなるにつれて変化幅が小さくなる傾向が見られました。年平均降水量の変化幅が小さくなることは、降水の極端化と同調しており、短時間集中豪雨や干ばつなど、出現の可能性が高くなることが予測されます。

図表２－２－２　福島県の平均年降水量の推移予測

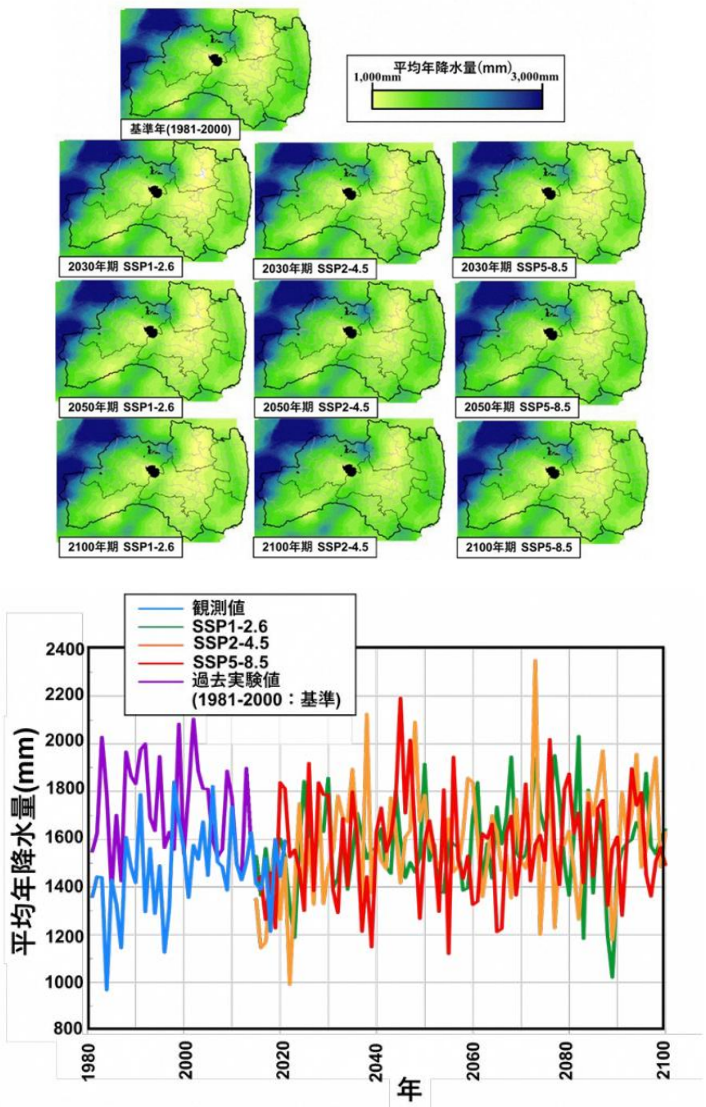

出典）福島県地球温暖化対策ポータル「福島県の気候変動の影響の予測（令和５年４月 21 日）」
注　ＳＳＰ1-2.6：持続可能な発展の下で気温上昇を 2.0℃未満に抑える場合
　　ＳＳＰ2-4.5：中道的な発展の下で気候政策を導入する場合
　　ＳＳＰ5-8.5：化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合

３）福島県の農作物への影響の予測

（１）コメの影響予測

福島県において、コメは作付面積、生産量とも全国の上位に位置しており、福島県の農業産出額の 1/3 を占める主要農産物です。

気候変動により温暖化が進行すると、寒害の軽減や二酸化炭素濃度の上昇による光合成の促進により、収量が増加する可能性がある一方、高温による生育障害や、白未熟粒の発生などによる品質・食味の低下が懸念されます。

図表２－２－３　福島県のコメの白未熟粒発生率の影響予測



出典）国立環境研究所　気候変動適応センター資料より

図表２－２－４　福島県のコメの白未熟粒発生率の影響予測

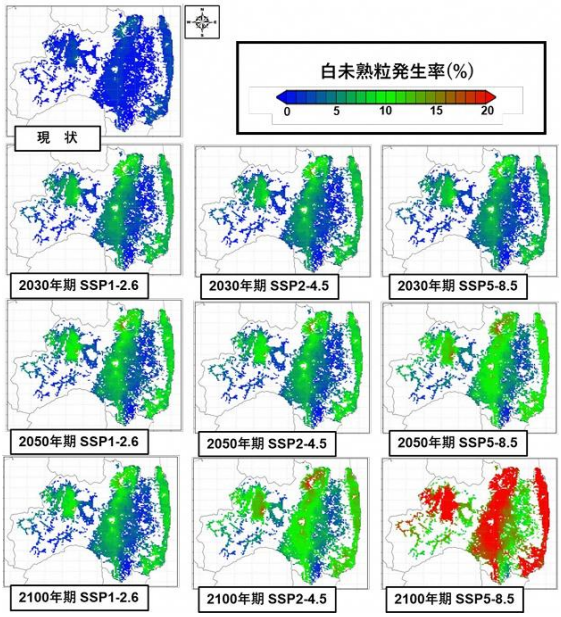

出典）福島県地球温暖化対策ポータル「福島県の気候変動の影響の予測（令和５年４月２１日）」
注　ＳＳＰ1-2.6：持続可能な発展の下で気温上昇を 2.0℃未満に抑える場合
　　ＳＳＰ2-4.5：中道的な発展の下で気候政策を導入する場合
　　ＳＳＰ5-8.5：化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合

（２）モモ・リンゴの影響予測

「福島県の気候変動と影響の予測」では、追加的な対策を行わなくても品質を維持できる地域を「栽培適地」として将来予測を行っています。

モモについては、気候変動による影響は小さく、栽培適地が広がる地域もあると予測されています。一方で、みつ症や葉・樹体の日焼けなどの障害が生じる可能性が指摘されています。

リンゴについては、温暖化の進行に伴い、浜通りや中通りを中心に、現在の栽培適地の一部が将来的に不適地となることが予測されています。

図表２－２－５　福島県におけるモモ・リンゴの栽培適地の影響予測

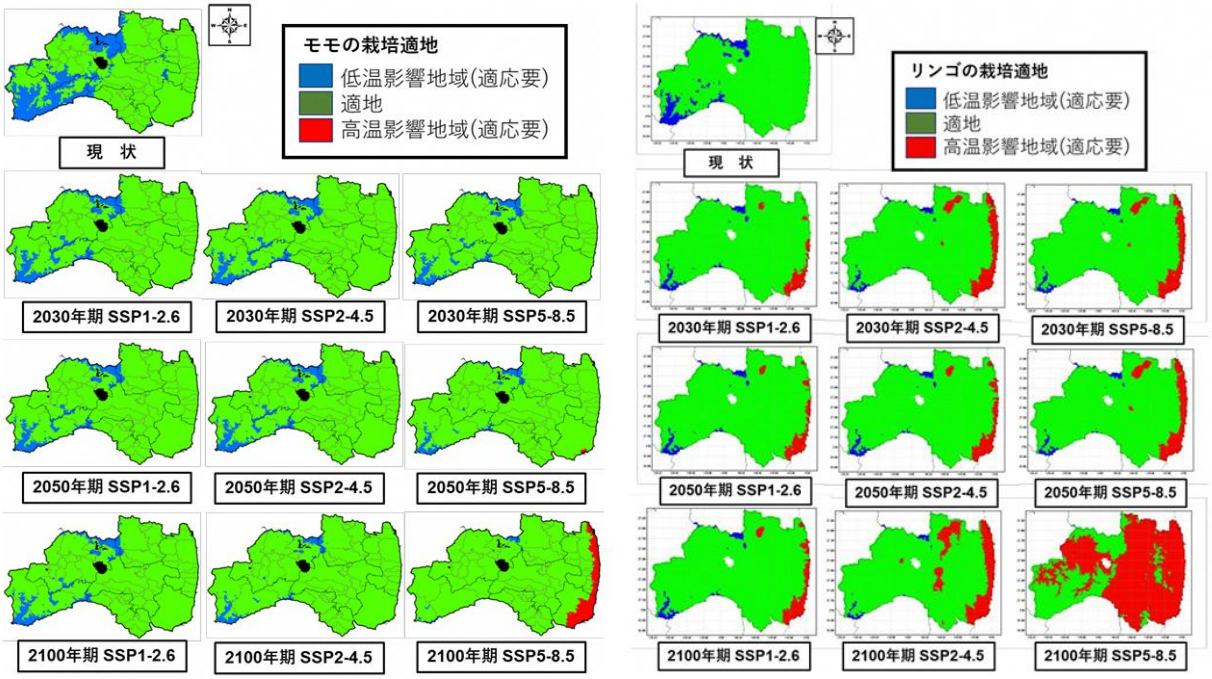

出典）福島県地球温暖化対策ポータル「福島県の気候変動の影響の予測（令和５年４月 21 日）」
注　ＳＳＰ1-2.6：持続可能な発展の下で気温上昇を 2.0℃未満に抑える場合
　　ＳＳＰ2-4.5：中道的な発展の下で気候政策を導入する場合
　　ＳＳＰ5-8.5：化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合

４）福島市の気候と平均気温

明治 33（1900）年以降の本市における年平均気温の推移をみると、100 年あたりで 1.7 度上昇しています。また、平成２（1990）年以降の本市における年間猛暑日・真夏日・真冬日日数の推移をみると、猛暑日、真夏日ともに増加しているのに対し、真冬日は減少しています。

図表２－２－６　年平均気温の推移

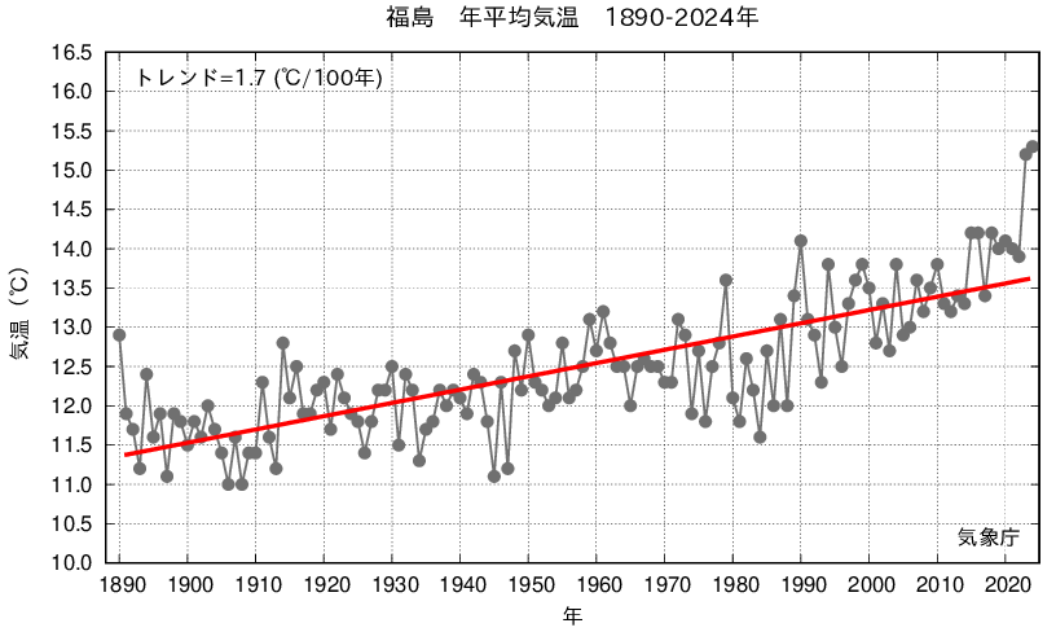

図表２－２－７　年間猛暑日・真夏日・真冬日日数の推移

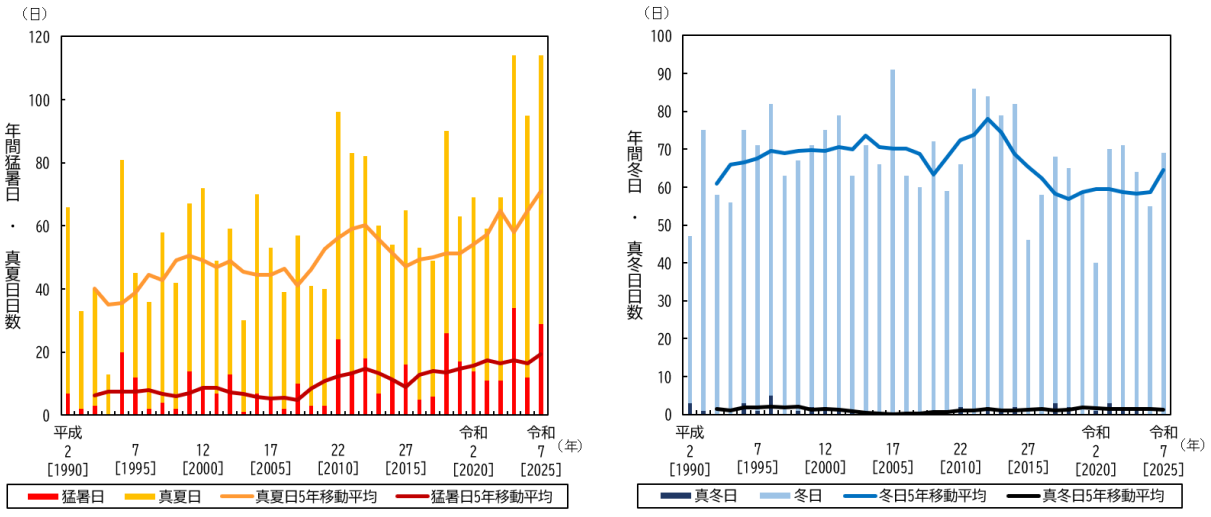

注）猛暑日：最高気温が 35℃以上、真夏日：最高気温が 30℃以上
真冬日：最高気温が 0℃未満、冬日：最低気温が 0℃未満
出典）福島地方気象台観測データ

５）福島市の降水量

昭和 12（1937）年以降の本市における各年の最大降水量の推移をみると、毎年、１時間の最大降水量は約 0.14 ミリメートル、10 分間の最大降水量は約 0.05 ミリメートルずつ増加しています。

図表２－２－８　１時間最大降水量の推移

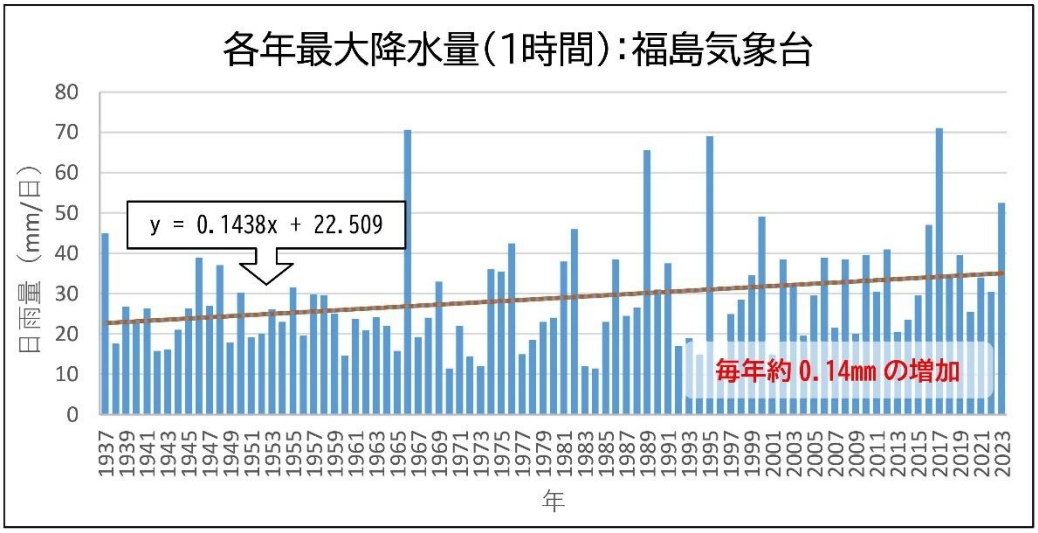

出典）福島市総合治水計画

図２－２－９　10 分間最大降水量の推移

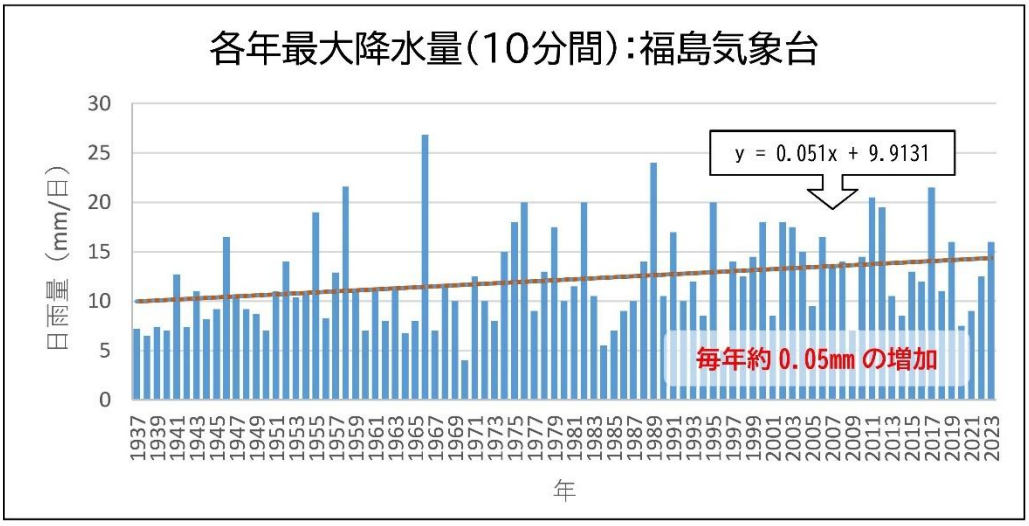

出典）福島市総合治水計画

第３節　地球温暖化に関する動向

１）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

（１）パリ協定（2015 年）

地球温暖化防止に向けて世界的な関心は高まり、平成 27（2015）年のフランス・パリで開催されたＣＯＰ21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、世界共通の長期目標として「今世紀末までの世界の平均気温上昇を２℃より低く保つとともに、1.5℃未満に抑える努力をすること」が掲げられました。

（２）グラスゴー気候合意（2021 年）

令和３（2021）年 10～11 月に英国・グラスゴーで開かれたＣＯＰ26（国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）では、「パリ協定」の 1.5℃目標の達成に向けて、「グラスゴー気候合意」が採択されました。

「グラスゴー気候合意」では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求めることが盛り込まれ、特にこの 10 年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

（３）グローバル・ストックテイクの実施（2023 年）

令和５（2023）年 11 月にアラブ首長国連邦・ドバイで開かれたＣＯＰ28（国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議）では、世界全体の長期目標達成のための進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施され、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が強調されたほか、持続可能なライフスタイルへの移行が決定されるなど、気候変動に対する国際的な取組が加速しています。

図表２－３－１　パリ協定におけるグローバル・ストックテイクの位置づけ

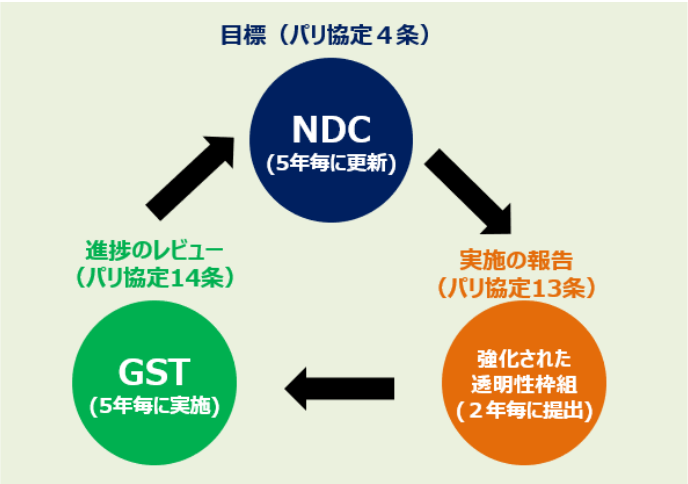

出典）資源エネルギー庁「気候変動対策、どこまで進んでる？初の評価を実施した『COP28』の結果は」

２）地球温暖化対策を巡る国の動向

（１）カーボンニュートラル宣言

令和２（2020）年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年ネット・ゼロ、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

この宣言により、脱炭素化は、環境政策にとどまらず、エネルギー、産業、交通、家庭生活など、社会経済活動全体に関わる重要な政策課題として位置付けられました。

（２）地球温暖化対策の推進に関する法律

令和３（2021）年５月、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。改正のポイントとして、2050 年ネット・ゼロ実現の明記、地域の方針に適合する再生可能エネルギー事業を市町村が認定する制度の導入、企業の温室効果ガス排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進が新たに追加されました。

この改正により、地域の実情に応じて、環境保全や地域との調和を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進する仕組みが整えられました。

（３）地球温暖化対策計画

令和７（2025）年２月、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。次期削減目標として、2013 年度比で温室効果ガスを 2030 年度に 46%削減、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減を目指すとしています。

この計画では、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、地域脱炭素の推進等を総合的に進めることとしています。

図表２－３－２　国の温室効果ガス削減目標

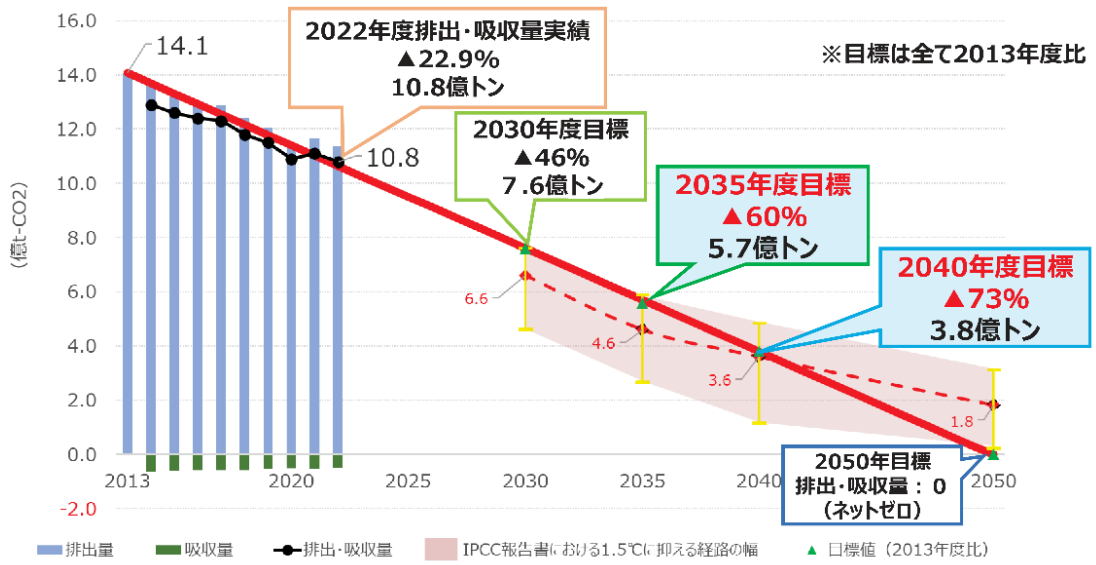

出典）内閣官房・環境省・経済産業省「地球温暖化対策計画の概要」

３）エネルギー政策を巡る動向

（１）エネルギー安全保障の重要性の高まり

近年、ロシアによるウクライナ侵略や中東地域における地政学的リスクの高まりなどを背景として、世界的なエネルギー供給の不安定化や燃料価格の高騰・変動など、エネルギー安全保障上のリスクが顕在化しています。我が国はエネルギー資源の多くを輸入に依存しており、特に原油の大部分を中東地域から輸入していることから、国際情勢の影響を受けやすい状況にあります。

このような状況の中、脱炭素化に加え、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの地産地消の推進、分散型エネルギーシステム[1]の構築など、エネルギーの安定供給及び地域のレジリエンス[2]向上に向けた取組の重要性が高まっています。

図表２－３－３　日本の化石燃料輸入先

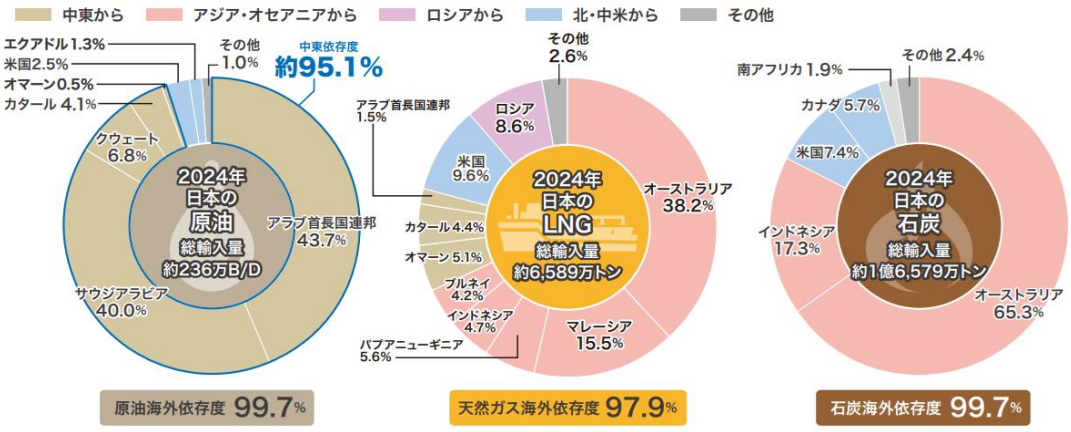

出典）資源エネルギー庁「日本のエネルギー2025 年度版『エネルギーの今を知る 10 の質問』」

（２）GX[3]2040 ビジョン及び第７次エネルギー基本計画

令和７（2025）年２月、国は、2050 年ネット・ゼロに向けて、「GX2040 ビジョン」及び「第７次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

これらの計画では、安全性、エネルギーの安定供給、経済効率性、環境適合性の同時実現を掲げ、2023 年度 15.3%のエネルギー自給率を 2040 年度に 30～40%程度とする見通しや、特定の電源や燃料源に過度に依存しない電源構成を目指すことなど、今後のエネルギー政策の方向性が示されています。

また、将来のエネルギー需給や国際情勢の変化、産業構造の転換等を踏まえ、脱炭素化、エネルギーの安定供給、経済成長を同時に実現するための中長期的な政策の方向性が整理されています。

---

[1] 太陽光発電や蓄電池、コージェネレーションシステム（熱電併給設備）などを地域に分散して配置し、エネルギーを利用する場所の近くで電気や熱を供給・利用する仕組みのこと。

[2] 災害や事故などの危機的な状況に対して、被害を最小限に抑え、社会や地域の機能を維持するとともに、被害を受けた場合でも速やかに回復する能力（強靭性・回復力）のこと。

[3] 「グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）」の略。化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

（３）再生可能エネルギーの導入拡大と次世代技術の活用

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、太陽光発電を中心に、設置場所の確保や地域との調和が課題となっています。

こうした課題を踏まえ、建築物の屋根や壁面など、既存の土地利用と調和しやすい場所を活用した太陽光発電設備の導入促進に向けた取組が進められています。また、軽量かつ柔軟な特性を有するペロブスカイト太陽電池は、従来の太陽光パネルでは設置が難しかった耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への活用も期待され、再生可能エネルギーの導入可能性を拡大する技術として注目されています。

４）気候変動適応を巡る動向

（１）気候変動適応の重要性の高まり

気候変動の進行に伴い、猛暑日や熱帯夜の増加、大雨の頻発化・激甚化など、気候変動の影響が全国各地で顕在化しています。このため、温室効果ガスの排出削減による「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る「適応策」の重要性が高まっています。

国は気候変動適応計画に基づき、自然災害、健康、農林水産業、水環境等の幅広い分野において適応策を推進しており、気候変動への適応は、脱炭素化と並ぶ重要な課題となっています。

図表２－３－４　緩和策と適応策の関係



出典）気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

（２）気候変動適応法の改正と熱中症対策

平成 30（2018）年に施行された気候変動適応法は、国、地方公共団体、事業者及び国民が連携して気候変動への適応を推進するための法的枠組みを定めています。

また、令和６（2024）年には改正気候変動適応法が施行され、熱中症対策実行計画及び熱中症警戒情報が法定化されるとともに、より深刻な健康被害の発生が予測される場合に発表される熱中症特別警戒情報が創設されました。さらに、市町村長が指定する暑熱避難施設（クーリングシェルター）制度が創設されるなど、熱中症による健康被害の防止に向けた取組が強化されています。

５）地球温暖化対策を巡る福島県の動向

福島県は、令和３（2021）年２月に「福島県 2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。この目標の実現に向け、令和３（2021）年 12 月に「福島県地球温暖化対策推進計画」を改定するとともに、令和４（2022）年５月には、県民や事業者が自分事として具体的な取組を実践できるよう、「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」を公表しました。

また、令和３（2021）年 12 月には、2040 年頃までに県内エネルギー需要の 100%に相当する再生可能エネルギーの導入を目指す「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021」を策定し、その行動計画である「福島県再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」に基づき、地域との共生を図りながら再生可能エネルギーの飛躍的推進に向けた取組を進めています。

令和８（2026）年３月には、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県地球温暖化対策推進計画」を改め、「福島県気候変動対策推進計画」を策定し、緩和策と適応策を両輪とした取組を進めることとしています。

６）本市の取組

本市では、令和３（2021）年２月に「福島市脱炭素社会実現実行計画」を策定するとともに、「福島市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年までに本市からの温室効果ガス実質排出量ゼロの実現のために取組を進めています。

令和５（2023）年８月には「福島市脱炭素社会実現実行計画」を改定し、令和 12（2030）年の温室効果ガス削減目標を「30%以上」から「55%」に引き上げ、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を加速しています。

第３章　温室効果ガスの状況

第１節　温室効果ガス排出量・吸収量

１）温室効果ガス排出の状況

本市の令和５(2023)年度の温室効果ガス実質排出量は 1,676.1 千ｔ-CO_2 であり、本計画における基準年度（平成 25（2013）年度）と比較して、32.8%（817.2 千ｔ-CO_2）減少しています。

令和５（2023）年度の温室効果ガス排出量の 98.2%を二酸化炭素が占め、次いでメタンが 1.3%、一酸化二窒素が 0.5%を占めています。

図表３－１－１　温室効果ガス排出量・吸収量

部門・分野			温室効果ガス排出量（千 t-CO_2）										2023 年度 2013 年度比 増減率
			2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
CO_2	産業部門	農林水産業	16.9	19.0	19.3	21.2	22.0	19.9	20.1	21.2	21.2	21.2	23.1	+37.1%
		建設業・鉱業	28.7	28.9	32.3	26.9	28.1	25.5	22.3	32.6	32.6	32.6	28.5	-0.7%
		製造業	570.5	522.0	472.8	404.4	377.1	394.3	338.8	329.2	342.4	329.2	269.7	-52.7%
		小計	616.1	569.9	524.4	452.5	427.2	439.7	381.3	383.0	396.2	383.0	321.3	-47.8%
	業務部門		602.6	626.0	599.0	440.4	409.5	434.2	432.5	354.9	392.6	392.6	362.1	-39.9%
	家庭部門		577.7	583.2	542.7	502.1	532.3	494.7	494.0	464.5	453.1	453.1	420.9	-27.1%
	運輸部門	自動車 旅客	259.9	257.6	389.4	385.4	379.4	371.7	349.6	349.6	349.6	349.6	242.6	-6.7%
		自動車 貨物	324.2	333.9	270.0	263.0	258.8	254.6	247.9	247.9	247.9	247.9	224.7	-30.7%
		小計	584.1	591.5	659.4	648.4	638.2	626.3	617.8	597.6	610.6	597.6	467.3	-20.0%
		鉄道	21.9	21.2	20.4	19.7	18.9	19.0	18.6	16.5	17.1	16.5	14.4	-34.3%
		小計	606.0	612.7	679.8	668.1	657.2	645.3	636.4	614.1	627.8	614.1	481.7	-20.5%
	廃棄物分野		54.2	51.1	59.9	48.1	48.9	47.6	42.6	44.4	39.8	39.8	32.6	-39.8%
CO_2 小計			2,456.5	2,442.8	2,405.8	2,111.2	2,075.1	2,061.5	1,986.8	1,909.7	1,899.6	1,882.6	1,618.7	-34.1%
CH_4	農業分野		25.0	24.5	21.1	20.3	19.8	19.4	18.9	20.9	19.5	19.5	18.7	-25.2%
	廃棄物分野		4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	3.8	3.8	3.8	3.6	3.6	3.4	-16.7%
N_2O	農業分野		5.2	5.2	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	5.5	5.4	5.4	5.4	+4.6%
	廃棄物分野		3.1	3.1	3.1	3.0	3.1	3.0	3.1	3.0	2.9	2.9	2.7	-11.3%
その他ガス小計			37.4	36.8	32.1	31.2	30.9	30.3	29.8	33.1	32.3	31.5	30.3	-19.0%
温室効果ガス排出量			**2,493.9**	**2,479.6**	**2,437.9**	**2,142.4**	**2,106.0**	**2,091.9**	**2,016.6**	**1,942.7**	**1,931.9**	**1,914.0**	**1,649.0**	**-33.9%**
CO_2 吸収量			41.1	41.9	39.8	37.7	39.1	39.6	39.7	38.4	37.2	37.8	36.4	
主伐に伴う排出量			40.5	44.3	44.3	34.7	33.1	33.8	41.6	31.0	37.3	63.7	63.5	
純吸収量			0.6	-2.4	-4.6	3.0	6.0	5.8	-1.8	7.4	-0.1	-25.9	-27.2	
実質排出量			**2,493.3**	**2,482.0**	**2,442.4**	**2,139.4**	**2,100.0**	**2,086.1**	**2,018.4**	**1,935.4**	**1,932.0**	**1,940.0**	**1,676.1**	**-32.8%**

注　「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」策定・実施マニュアルに基づき算定

２）部門別の温室効果ガス排出量

本市の令和５（2023）年度温室効果ガス排出量を部門別にみると、産業部門が 321 千ｔ-CO_2（排出量全体の 19.5%、2013 年度比 47.8%減少）、業務部門が 362 千ｔ-CO_2（同 22.0%、同 39.9%減少）、家庭部門が 421 千ｔ-CO_2（同 25.5%、同 27.1%減少）、運輸部門 482 千ｔ-CO_2（同 29.2%、同 20.5%減少）、その他、廃棄物分野及びその他ガスの排出量が 63 千ｔ-CO_2（同 3.8%、同 31.3%減少）となっています。

図表３－１－２　部門別温室効果ガス排出量

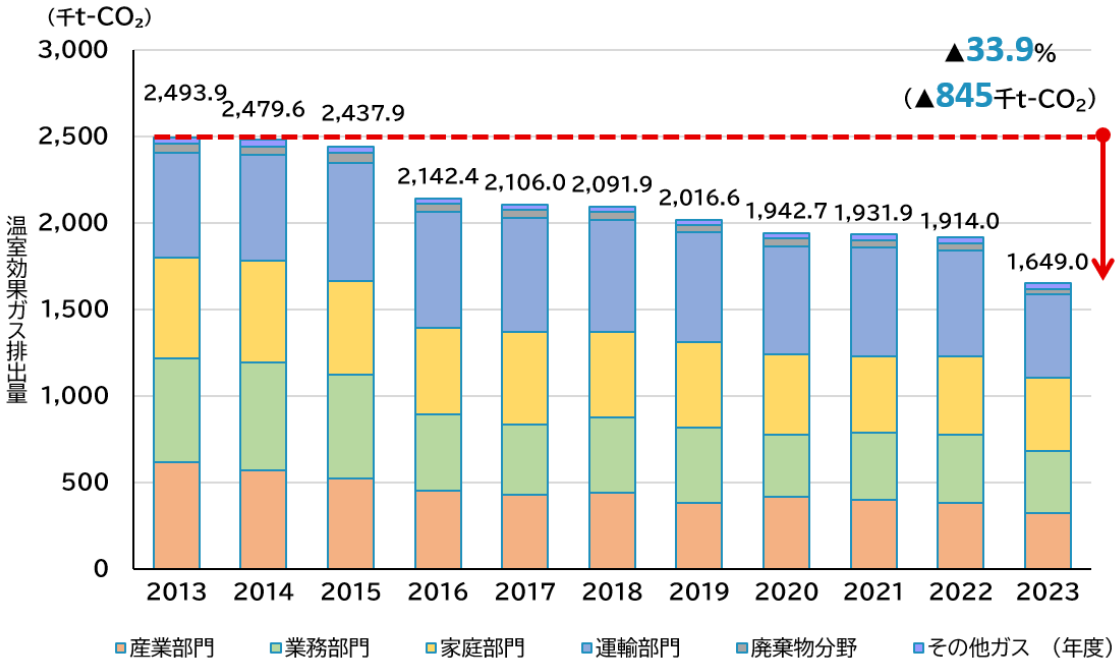

図表３－１－３　部門別温室効果ガス排出量割合（2023 年度）

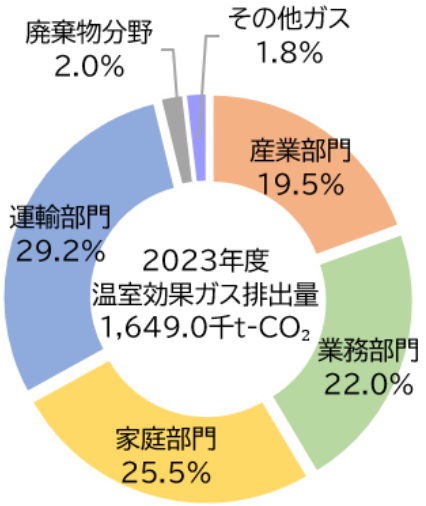

３）主体別の温室効果ガス排出量

本市の令和５（2023）年度温室効果ガス排出量を主体別にみると、市民からの排出量が 664 千ｔ-CO_2（排出量全体の 40.2%）、事業者からの排出量が 947 千ｔ-CO_2（同 57.4%）、行政からの排出量が 39 千ｔ-CO_2（同 2.4%）となっています。

図表３－１－４　主体別温室効果ガス排出量（2023 年度）

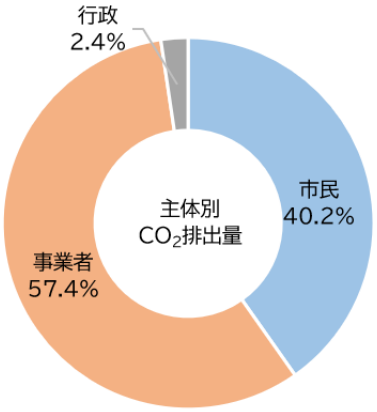

注　市民からの排出量＝家庭部門＋運輸部門
注　事業者からの排出量＝産業部門＋業務部門＋運輸部門＋農業分野
注　行政からの排出量＝廃棄物分野

４）燃料種別のＣＯ$_2$排出量

本市の令和５（2023）年度温室効果ガス排出量のうち、廃棄物部門を除くエネルギー起源ＣＯ$_2$（1,586 千ｔ-CO_2）を燃料種別にみると、電気 47.5%、ガソリン 17.5%、軽質油製品 14.5%、その他の順になっており、上位３種別で全体の約８割を占めています。

図表３－１－５　燃料種別ＣＯ$_2$排出量（2023 年度）

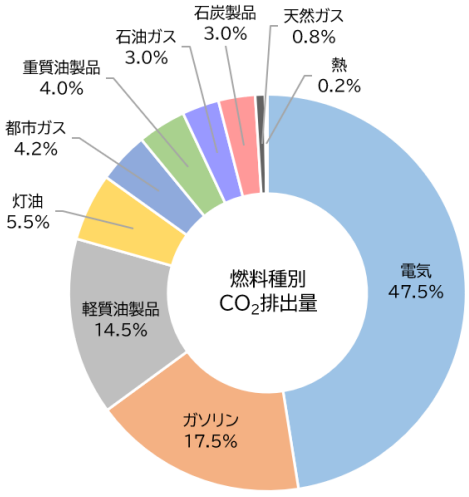

第２節　温室効果ガス排出量の増減要因分析

１）ＬＭＤＩ分析の概要

LMDI（Logarithmic Mean Divisia Index）分析は、温室効果ガス排出量の変化を複数の要因に分解し、それぞれの要因が排出量の増減に与えた影響を分析する手法です。

本計画では、令和５（2023）年度と基準年度（平成 25（2013）年度）における温室効果ガス排出量の変化を「活動量要因」、「エネルギー消費原単位要因」、「CO_2排出原単位要因」及び「構造要因」の４つに分解して分析しました。

(1)活動量要因

人口、世帯数、延床面積、市内総生産、自動車保有台数など、社会・経済活動の規模の変化による影響を表す要因です。

(2)エネルギー消費原単位要因

一定の活動量当たりのエネルギー消費量の変化による影響を表す要因です。設備の高効率化や運用改善、省エネルギー機器の普及等によるエネルギー利用効率の変化を示します。

(3)CO_2排出原単位要因

エネルギー消費量当たりのCO_2排出量の変化による影響を表す要因です。電力の低炭素化や燃料転換等の影響を示します。

(4)構造要因

産業構成や世帯構成、自動車利用状況など、活動の内容や利用形態の変化による影響を表す要因です。

図表３－２－１　排出量要因の分解の考え方

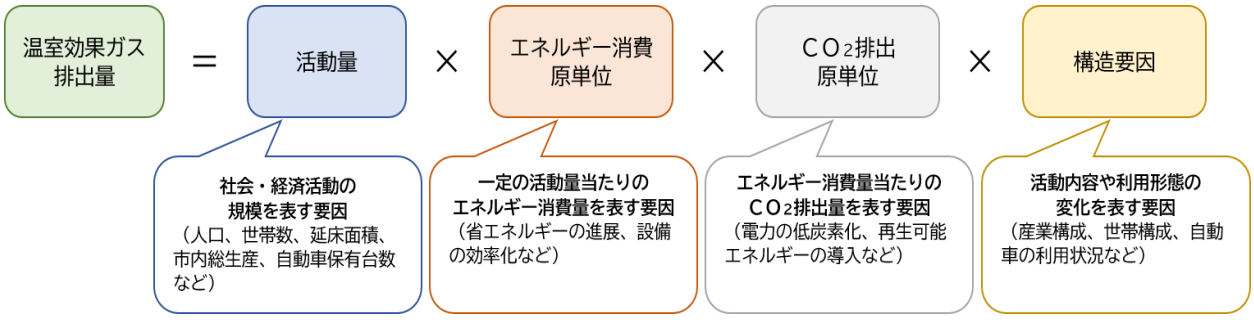

２）市全体の増減要因

市全体では、エネルギー消費原単位要因及びCO_2排出原単位要因による削減効果が大きく、省エネルギー化の進展や電力の低炭素化が温室効果ガス排出量の減少に寄与しています。

これは、省エネルギー機器の普及や設備の高効率化、運用改善等によるエネルギー利用効率の向上に加え、再生可能エネルギーの導入拡大等による電力の低炭素化が進展したことによるものと考えられます。一方で、１人当たり市内総生産の増加に見られる経済活動規模の拡大は排出量の増加方向に作用しており、今後も経済成長と温室効果ガス排出量削減の両立を図っていくことが重要となっています。

図表３－２－２　市全体の増減要因

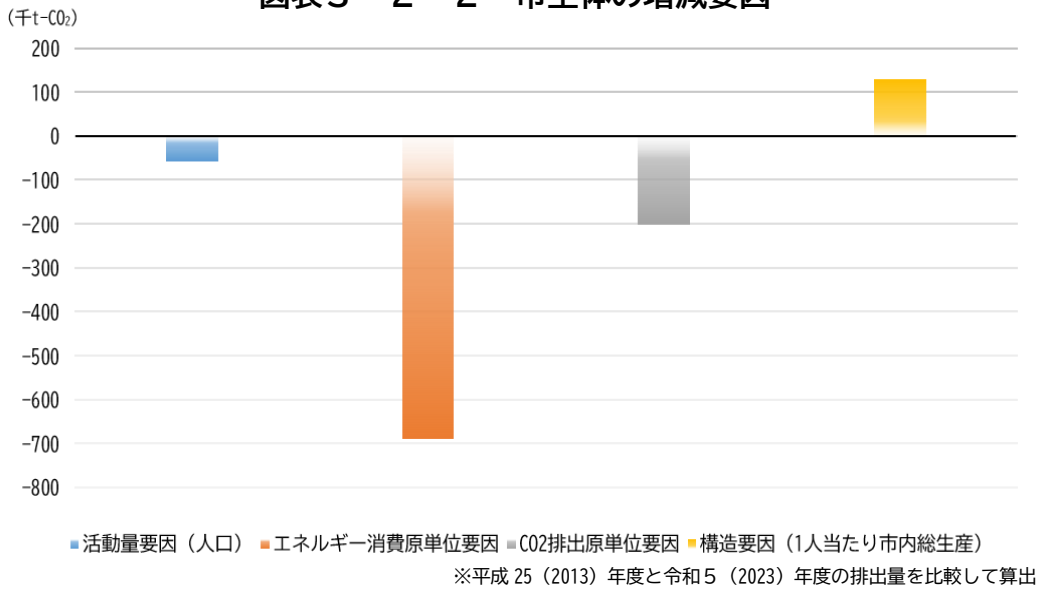

※平成 25（2013）年度と令和５（2023）年度の排出量を比較して算出

３）部門別の増減要因

(1)産業部門

第２次産業市内総生産の変化による影響は限定的であった一方、エネルギー消費原単位要因による削減効果が大きく、設備の高効率化や運用改善等による省エネルギーの進展が排出量削減に寄与しているものと考えられます。

図表３－２－３　産業部門の増減要因

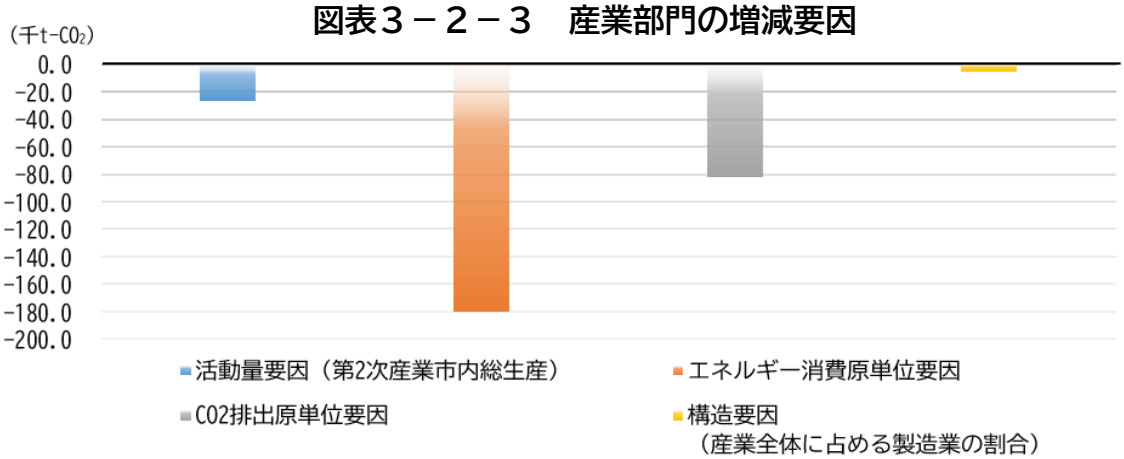

※平成 25（2013）年度と令和５（2023）年度の排出量を比較して算出

(2)業務部門

床面積当たりの経済活動量の増加が排出量の増加方向に作用している一方、省エネルギー化による削減効果が大きく、全体として排出量の減少につながっています。

図表３－２－４　業務部門の増減要因

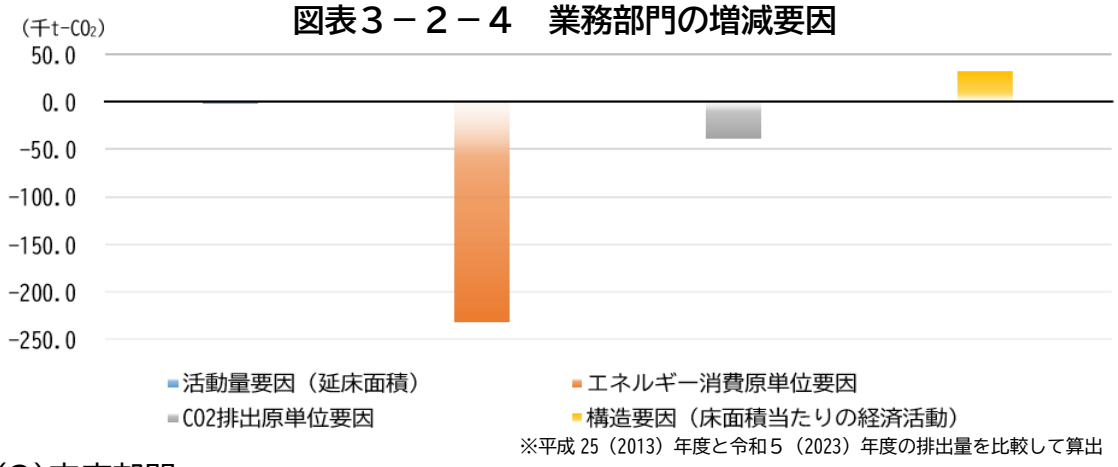

※平成 25（2013）年度と令和５（2023）年度の排出量を比較して算出

(3)家庭部門

世帯数の増加が排出量増加要因となっている一方、世帯人数の減少による構造変化や、省エネルギー機器の普及、電力の低炭素化等により排出量は減少しています。

図表３－２－５　家庭部門の増減要因

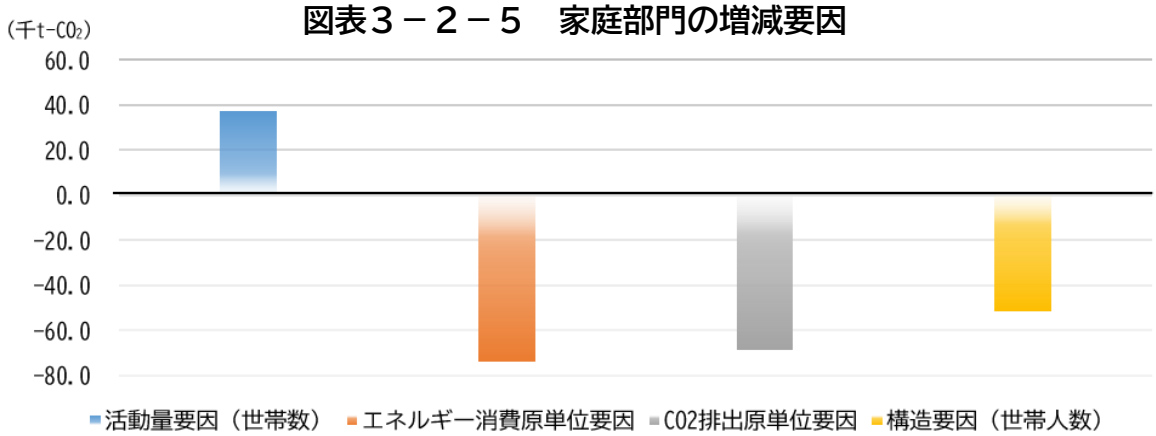

※平成 25（2013）年度と令和５（2023）年度の排出量を比較して算出

(4)運輸部門

自動車保有台数の増加による影響は限定的であり、自動車の燃費性能向上や電動化の進展等によるエネルギー利用効率の改善が排出量削減に寄与しているものと考えられます。

図表３－２－６　運輸部門の増減要因

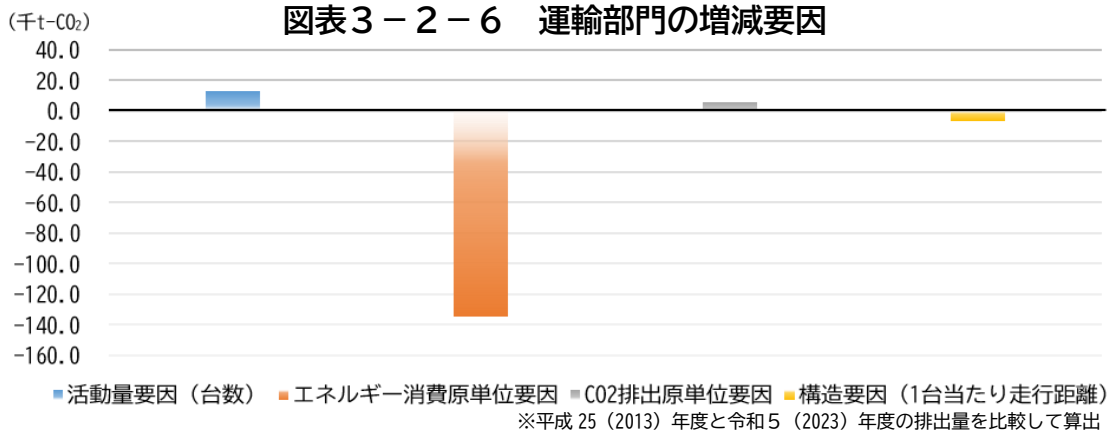

※平成 25（2013）年度と令和５（2023）年度の排出量を比較して算出

第４章　福島市の現状と課題

第１節　再生可能エネルギー

１）再生可能エネルギーの現状

令和７（2025）年度の市内の電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合は 62.2%で、平成 25（2013）年度と比較して約 2.6 倍に増加しています。

一方で、山地等へ相次いで設置されたメガソーラーは、自然破壊や景観の悪化を招き、発電区域からの土砂の流出など災害リスクも顕在化しました。本市では、こうした状況を踏まえ、令和５（2023）年８月 31 日に「ノーモア・メガソーラー宣言」を行い、山地への大規模太陽光発電施設の設置は望まないとする一方、地域共生型の再生可能エネルギーの導入には積極的に取り組むことを表明しました。

また、令和７（2025）年４月１日には「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」を施行し、本市の美しく豊かな環境を守るため、発電施設が設置できない区域を定めました。さらに、市民の安全安心を守るため、設置のためには市長の許可を必要とし、設置・管理に関しても独自の基準を定めて、再生可能エネルギー発電施設の設置によってもたらされるリスクを軽減する取組を進めています。今後は、大規模な開発を要するメガソーラーや風力発電に頼ることなく、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を推進することが必要です。

その他、再生可能エネルギーの出力変動への対応や電力の有効活用に資する系統用蓄電池等についても、周辺環境や安全性に配慮しながら活用を検討していく必要があります。系統用蓄電池の設置にあたり地域との共存共栄を図るため、令和８年５月には「福島市系統用蓄電池設備に関するガイドライン」を定め、設置者に対し適切な施設運営を求めています。

図表４－１－１　条例の禁止区域範囲

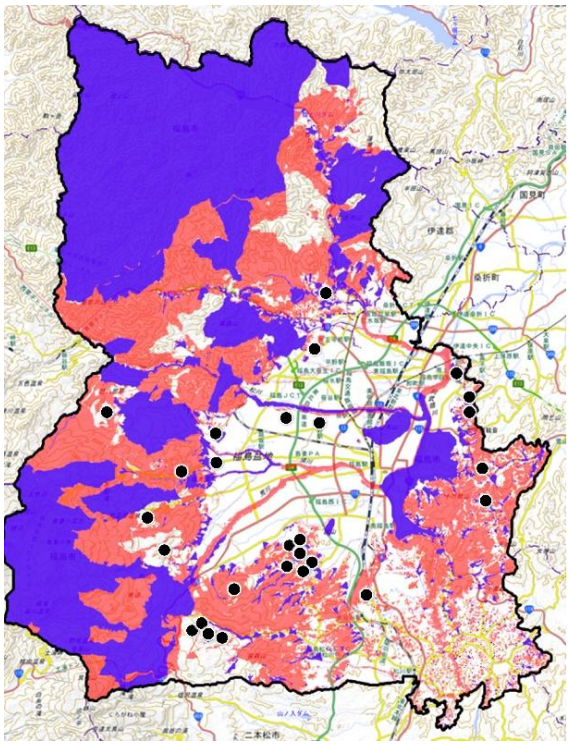

※紫色の範囲は風力発電施設の禁止区域、紫色及び朱色の範囲は太陽光発電施設（屋根置き除く 10kW 以上のもの）の設置禁止区域、●はメガソーラー及び風力発電の位置を表す。

資料）福島市環境政策課

２）本市の再生可能エネルギーの普及状況

市内で産出される再生可能エネルギー発電電力量は、1,025GWh/年、導入設備容量[4]は533MW/年（令和７（2025）年度実績）となっており、大規模水力発電やあらかわクリーンセンター等の廃棄物発電に加え、市民や事業者による太陽光発電が増加しています。

一方で、今後は「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」の制定趣旨を踏まえ、次世代型太陽電池の技術革新による建築物への太陽光発電設備の設置促進や、地域共生型再生可能エネルギー[5]の導入を推進する必要があります。

図表４－１－２　再生可能エネルギー発電設備容量

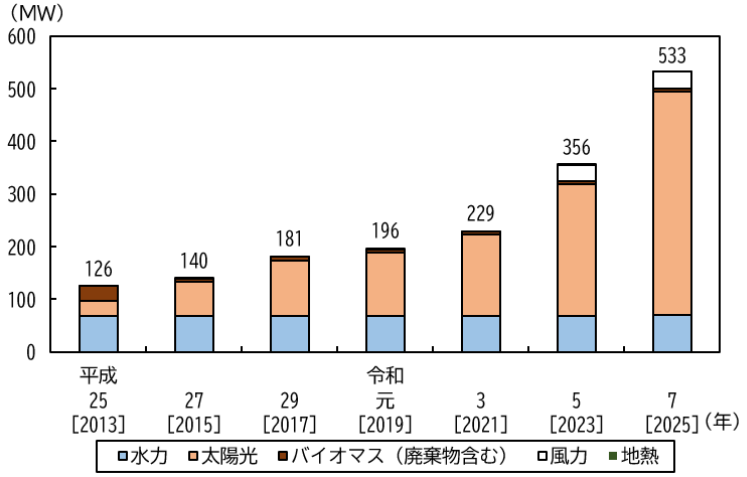

図表４－１－３　再生可能エネルギー発電電力量及びエネルギー自給率

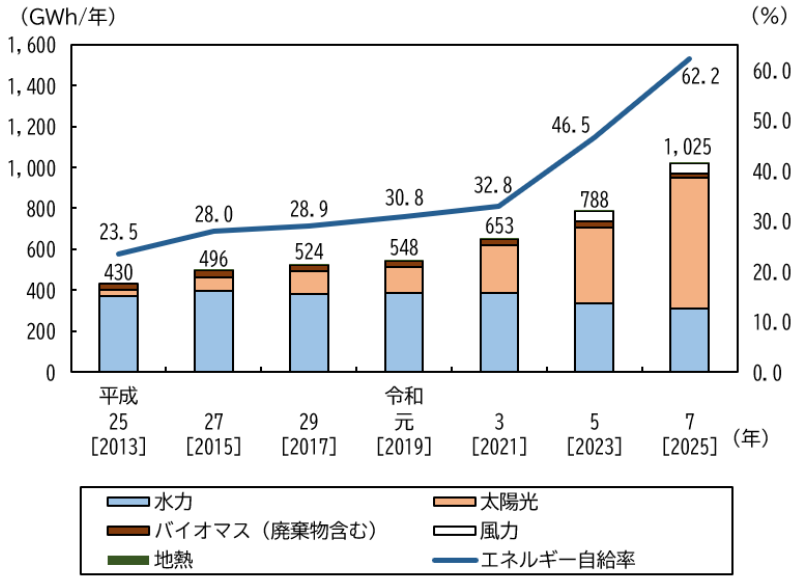

出典）資源エネルギー庁、東北電力㈱、東北自然エネルギー㈱、㈱元気アップ土湯、内池醸造㈱ほか

[4] 発電設備における単位時間当たりの最大仕事量のこと。

[5] 環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギーのこと。

３）再生可能エネルギーの導入ポテンシャル[6]

（１）導入ポテンシャル

環境省が提供するポータルサイト「再生可能エネルギー情報提供システム（ＲＥＰＯＳ・リーポス）」によると、本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルについては、下記の図４－１－４のとおりです。

これによると、太陽光（土地への導入）及び風力を除く本市の再生可能エネルギーによる発電の導入ポテンシャルは、1,692ＧＷｈ/年と推計されており、建物への導入ポテンシャル可能性は高い状況です。（※参考：令和７（2025）年度の市内で産出された再生可能エネルギー発電電力量 1,025ＧＷｈ/年）

図表４－１－４　福島市における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再生可能エネルギー種別	設備容量（MW）	年間発電電力量（GWh）
太陽光（建物系）	1,135	1,427
中小水力（河川）	14	90
地熱	26	175
合　計	1,175	1,692

出典）環境省「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】」より（https://repos.env.go.jp/web/）

また、ＲＥＰＯＳによると再生可能エネルギー熱（再エネ熱）の太陽熱と地中熱の導入ポテンシャルについても推計されています。国内のエネルギー需要のうち、家庭部門の約 63%、業務その他部門の約 47%が熱需要であることから、再エネ熱の利活用による省エネルギーやCO_2削減への貢献が今後期待されます。

図表４－１－５　再生可能エネルギー熱の導入ポテンシャル

再生可能エネルギー種別	利用可能熱量（PJ/年）
太陽熱	2.94
地中熱	13.42
合　計	16.36

出典）環境省「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】」より（https://repos.env.go.jp/web/）

[6] エネルギーの採取や利用に関する種々の制約要因による設置可否を考慮したエネルギー資源量のこと。

（２）再生可能エネルギーの二次エネルギーとしての水素エネルギー

水素エネルギーは、貯蔵性に優れ運搬が可能であるため、再生可能エネルギーの二次エネルギー媒体[7]として、大きく期待されています。

本市では、令和元（2019）年に「福島市水素社会実現推進協議会」を設立して、事業者、行政が一体となって、水素エネルギーに関する情報を共有し、共同でイベントを開催するなど、水素社会実現に向けた普及啓発に取り組んでまいりました。

また、令和７（2025）年には、福島市市民センターに純水素燃料電池[8]を導入しました。発電した電力は、立体駐車場棟の照明に利用しているほか、停電時においても、立体駐車場等の照明に利用されます。発電時に発生する温水は、通常時・停電時共に１、２階トイレの洗面に供給しています。

図表４－１－６　市民センターに設置した純水素燃料電池設備・水素供給設備



純水素燃料電池設備

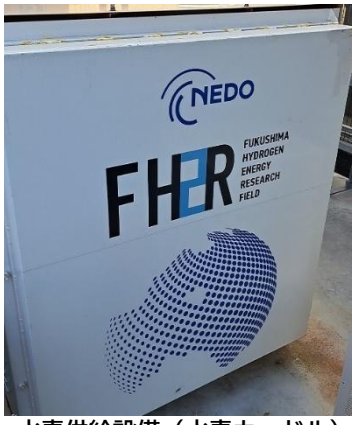

水素供給設備（水素カードル）

（３）福島市内における水素エネルギーの普及状況

本市では、令和２（2020）年３月にあづま総合運動公園に純水素燃料電池が設置されたほか、令和５（2023）年３月には市内初の定置式水素ステーションが開設され、同年４月には福島市と川俣町を結ぶバス路線で燃料電池バスの運行が開始されるなど、水素エネルギーの利活用が進められています。

令和６（2024）年４月には、福島大学共生システム理工学類付属水素エネルギー総合研究所が開設し、水素を中心とした再生可能エネルギーの製造、貯蔵・輸送、利用、管理という一連のエネルギー循環を強く意識した研究をしています。



定置式水素ステーション



福島川俣線　燃料電池バス

[7] 石油や天然ガス、太陽光などの一次エネルギーを変換・加工して得られ、エネルギーの輸送・貯蔵・利用に用いられるもの。電力、水素、ガソリンなどが該当する。

[8] 水素を直接燃料として使用し、空気中の酸素との化学反応によって電気と熱を生み出す装置のこと。

第２節　省エネルギー・省資源

１）建物・住宅の現状

令和５年度の本市の住宅総数における二重サッシ又は複層ガラスの設置割合は、41.0%となっており、また、令和５年度の本市の住宅総数における太陽光発電設備の設置割合は、8.3%となっています。

いずれも増加傾向にありますが、本市は、運輸部門に次いで家庭部門の温室効果ガス排出量の割合が高いため、建物の高断熱化や高効率な設備、再生可能エネルギー発電設備の導入などを推進し、家庭部門の脱炭素化を一層進める必要があります。

図表４－２－１　二重サッシ又は複層ガラスの設置割合

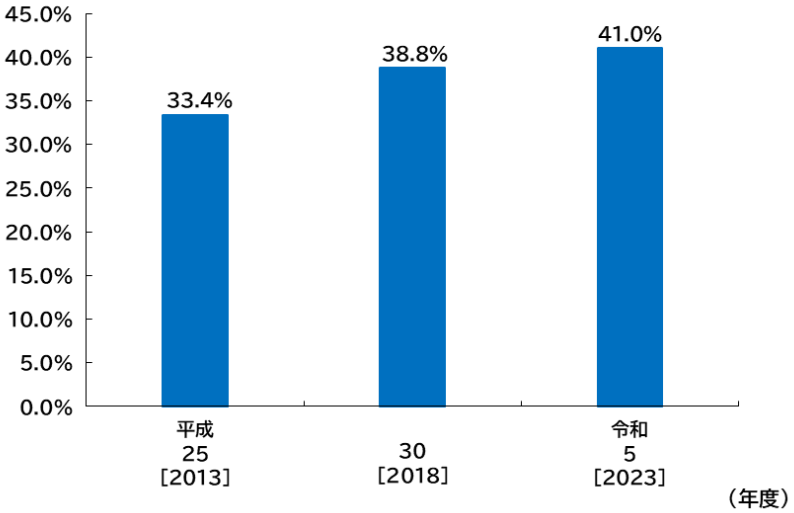

出典）住宅・土地統計調査（総務省統計局）

図表４－２－２　太陽光発電設備の設置割合

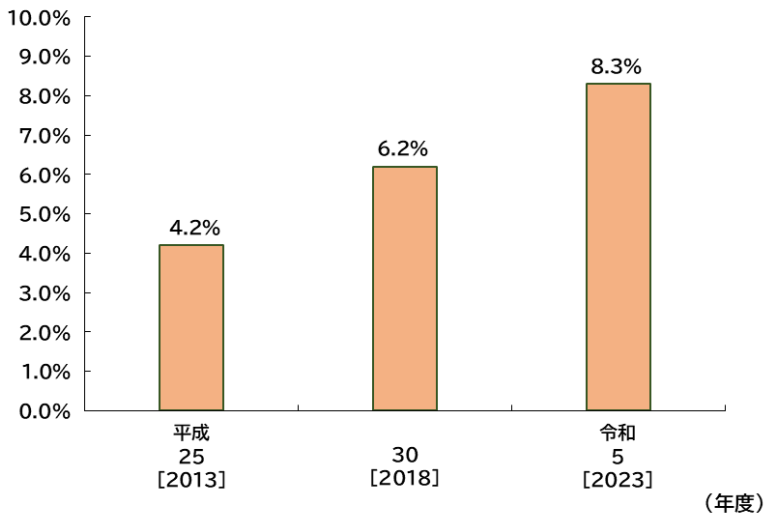

出典）住宅・土地統計調査（総務省統計局）

２）交通・移動の現状

令和７（2025）年３月 31 日現在の本市における自動車保有台数は、220 千台となっています。平成 27（2015）年までは増加していましたが、それ以降、減少しています。乗用車は、平成 12（2000）年以降、ほぼ横ばいで推移している一方で、軽自動車は平成 12（2000）年から令和７（2025）年の間で約 1.9 倍に増加しています。

本市は、運輸部門の温室効果ガス排出量の割合が高いことから、運輸部門の二酸化炭素（CO_2）排出量の多くを占める自動車の利用を減らし、公共交通機関の利用を促進していく必要があります。

そのためには、自動運転車両や新たなモビリティの導入など公共交通のＧＸに加え、シェアリングサービスへの移行など、ハード・ソフト両面からモビリティシフト[9]を促進することが求められます。

図表４－２－３　自動車保有台数の推移

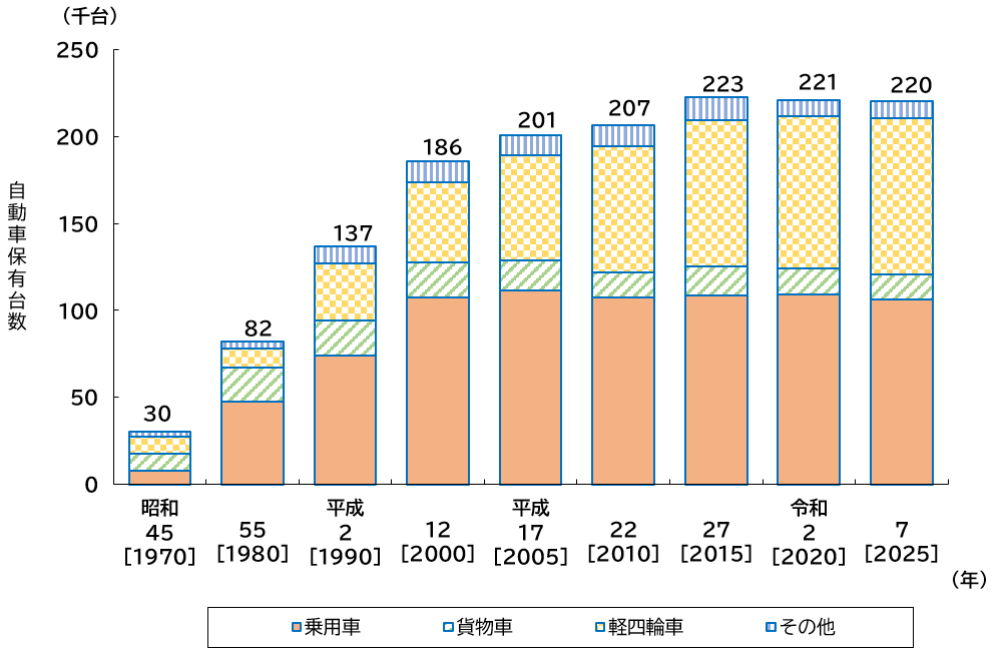

注　各年３月 31 日現在の台数を示す。その他には乗合車、特殊用途車、二輪車などを含む。
資料）福島県内市町村別自動車数調（国土交通省東北運輸局福島運輸支局）より

[9] 環境負荷の低減や移動の確保を目的として、移動手段・交通行動・交通体系を総合的に転換すること。

３）一般廃棄物の現状

本市のごみの総排出量は、平成 23（2011）年３月に発災した東日本大震災を機に増加に転じました。その後、平成 27 年度をピークに減少に転じているものの、依然として高止まりの状態が続いています。

そのため、１人１日当たりのごみ排出量 890ｇを目標とした「ごみ減量大作戦」を展開してごみ減量に努めるとともに、令和７年３月１日には「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、「市民の責務の明確化」と「開封調査の導入」を図ったことで、ごみの減量及び分別が促進され減少傾向が続いています。

また、資源にできない燃やすごみ（可燃ごみ）のうち約４割を占める生ごみの削減を目的に、食品ロス削減マイスターの認定やエコレシピの開発、キエーロの普及啓発を行うとともに、令和５（2023）年９月より事業者と連携したフードシェアリングサービス「ふくしまタベスケ」を実施し、事業系ごみや食品ロス削減を推進しています。

ごみ焼却に伴う二酸化炭素（CO_2）及び廃棄物からの温室効果ガス排出の低減化を図る上でも、ごみ減量化・資源化の取組を一層推進し、循環型社会の構築を進める必要があります。

図表４－２－４　ごみ総排出量の推移

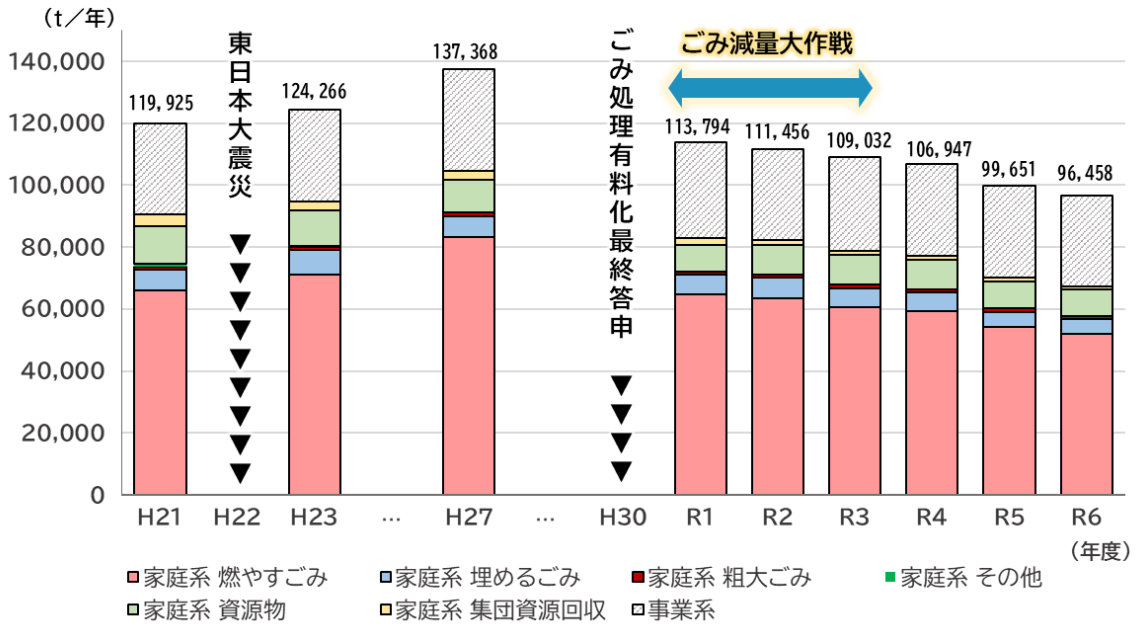

資料）福島市ごみ政策課調べ

第３節　温室効果ガス吸収源

近年、本市の森林面積は横ばいで推移していますが、一方で、木材市況の低迷や林業労働者の減少・高齢化等から林業生産活動が停滞し、適切な森林管理が困難となっている状況がみられます。

温室効果ガス吸収源を継続的に確保するため、適切な森林整備や都市緑化等を推進する必要があります。

図表４－３－１　森林面積の推移

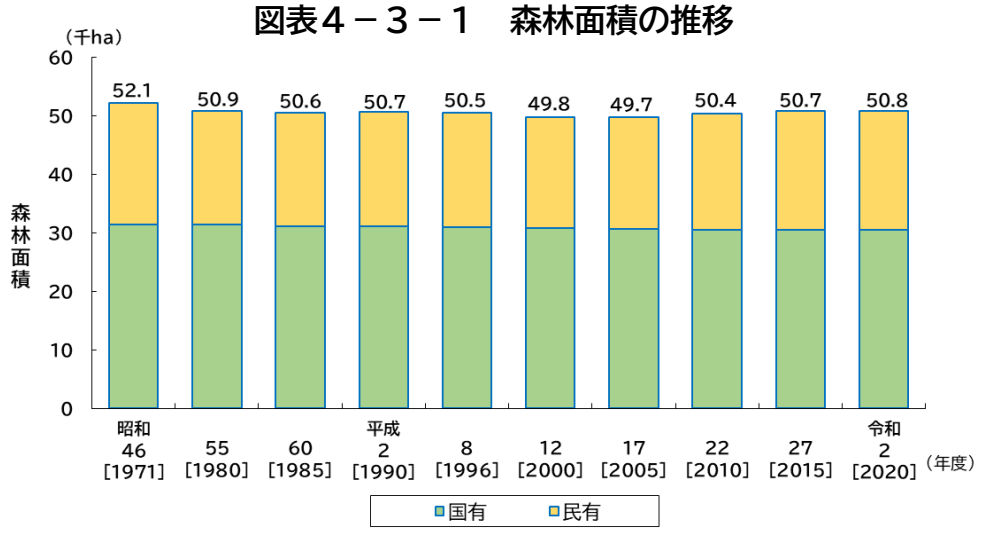

出典）福島県農林水産部「福島県森林・林業統計書」

第４節　気候変動対策

地球温暖化の進行に伴い、本市の気候も影響を受けており、年平均気温は 100 年あたり 1.7℃上昇しているほか、真夏日や猛暑日の年間日数が増加し、真冬日は減少傾向にあるなど、気候変動の影響が年々顕著になっています。

気候変動が及ぼす様々な影響に対応するため、健康分野における暑熱対策や、自然災害分野における水害・土砂災害対策などの適応策と併せて複合的な対策を講じ、施策効果を生み出していく必要があります。

図表４－４－１　年平均気温の推移（再掲）

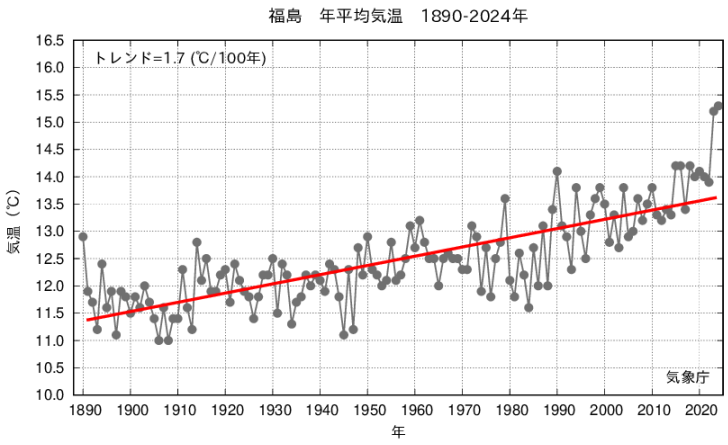

出典）福島地方気象台観測データ

第５節　市民・事業者の地球温暖化に関する意識

地球温暖化に関する意識及び取組状況等を把握するため、令和６（2024）年に市民及び事業者を対象としてアンケート調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

１）再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用

（１）再生可能エネルギーと環境の両立・共生について

再生可能エネルギー発電施設と環境の両立・共生のために重要だと思うことについては、市民・事業者ともに「豊かな自然環境を守ること」がもっとも多く回答され、再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境や生態系に合わせて進めていく必要があります。市民については、「美しい景観を守ること」、「災害対策」を半数以上が回答し、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理を確保することで、豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、脱炭素社会実現に資すると考えられます。

図表４－５－１　再生可能エネルギー発電施設と環境の両立・共生【複数回答】

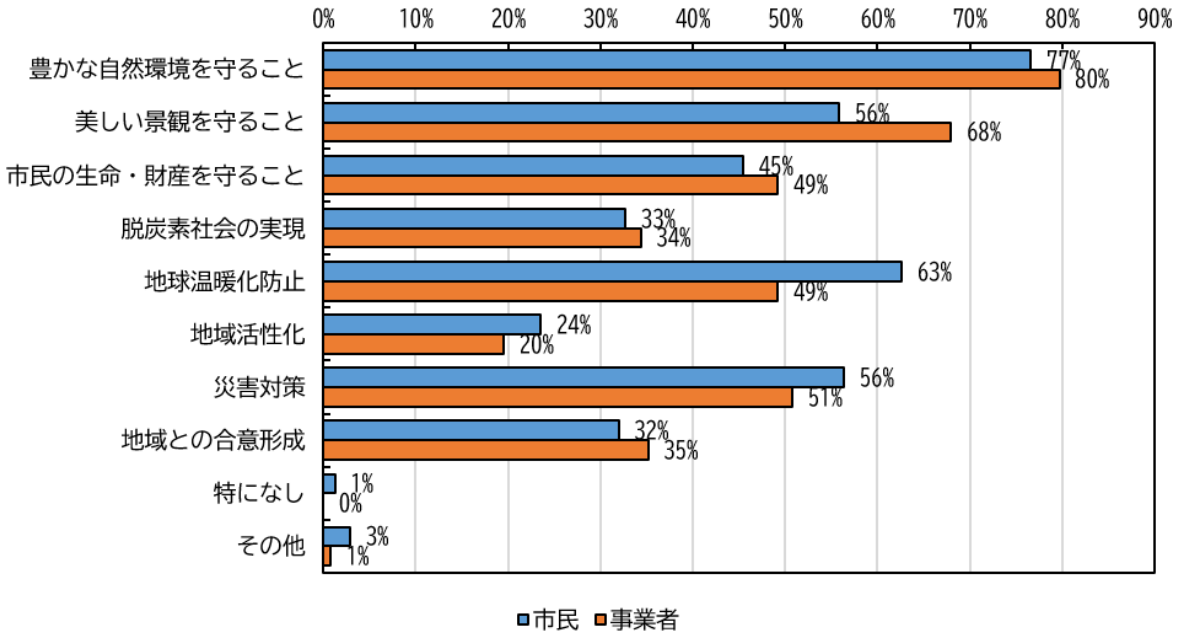

（２）水素エネルギーについて地球温暖化に対する取組

市民・事業者ともに水素エネルギーについては、クリーンなイメージを持っており、自動車への活用の認知度が高い傾向にありました。

再生可能エネルギーの一つとしての水素エネルギーを普及させるために、環境への貢献や持続可能性についての認識を広げる必要があると考えられます。

２）省エネルギー・省資源に向けたライフ・ワークスタイルシフト

（１）省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況について

市民・事業者ともに「LED などの高効率照明の導入」が最も高く、導入率は、市民で 54.5%、事業者で 74.2%となっていました。

事業者は、「太陽光発電システムの導入」が 29.7%と２番目に多く、次いで「電動車（HV、EV、PHEV、FCV）の導入」が 16.4%となっていました。

市民は、「屋根や壁面、窓は、断熱性や気密性が高いものを使用」が 36.6%と 2 番目に多く、次いで「エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯機の導入」が 32.8%となっていました。

図表４－５－２　省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況（市民）

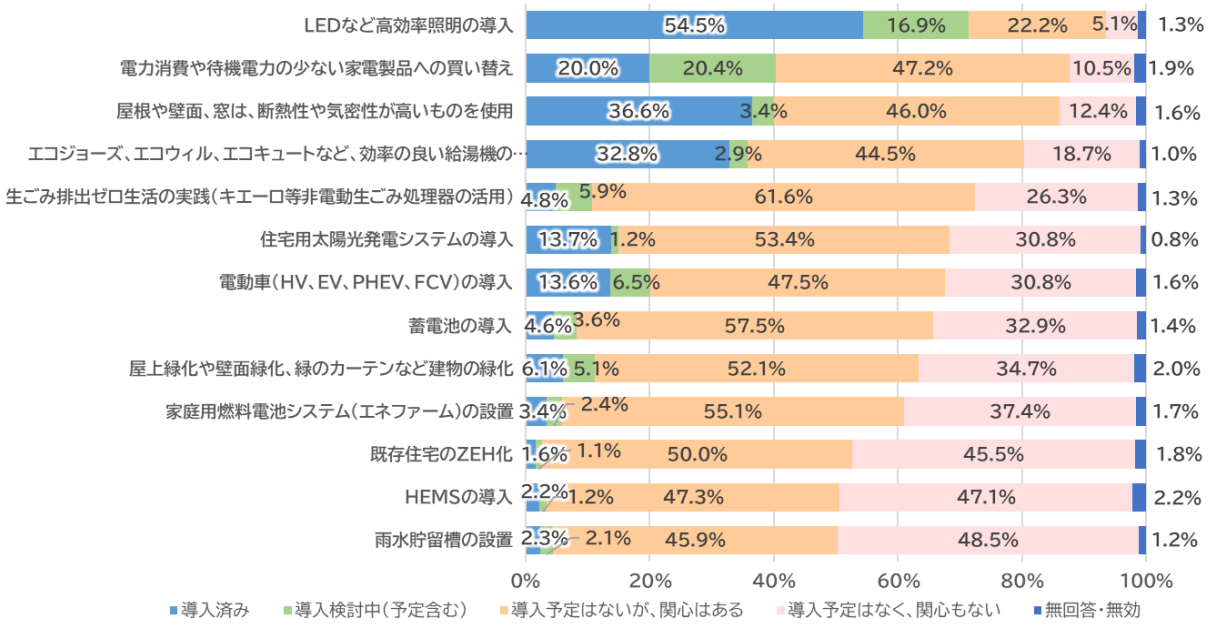

図表４－５－３　省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況（事業者）

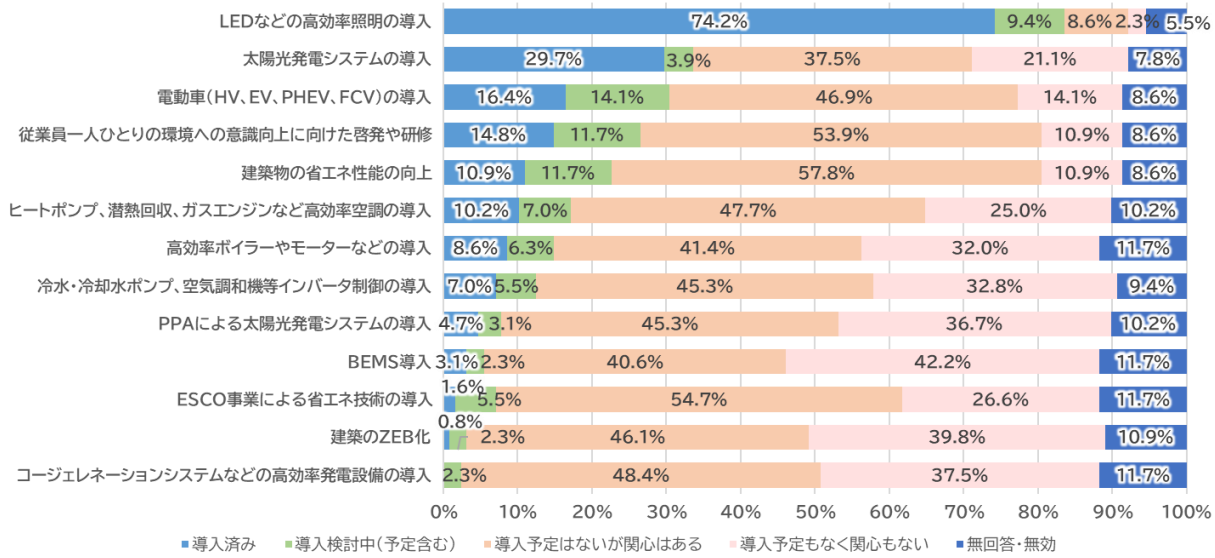

電気代として導入後の効果が即座に感じられる設備は、導入率や関心が高い傾向がみられました。その反面、初期費用が高く、初期費用の回収に時間のかかる設備は導入率や関心が低い傾向にあり、導入促進が重要であると考えられます。

特に、本市は自動車の保有率が高く、自動車を使用する機会が多いことから、エコドライブやエコカーの普及推進が重要であるとともに、公共交通機関の利用促進を図ることにより、通勤時等の渋滞緩和と合わせて温室効果ガスの削減につながるものと考えられます。

また、市民において、「生ごみ発生ゼロ生活の実践（キエーロ等非電動生ごみ処理機の活用）」については、導入予定はないが、関心はあるとの回答が 61.6%と最も多く、生ごみの減量に対する関心の高さがうかがえます。このため、ごみの減量化に向けた取組を重点的に進める必要があります。

（２）ごみの減量化・資源化について

市民における節電や省エネ行動に対して、いつも取り組んでいると回答が多かったものは、「買い物にはマイバッグを持参している」が 82.5%、「ごみの分別の徹底をしている」が 77.0%、「油や食べかすなどを排水口から流さないようにしている」が 66.7%、「ごみの減量やリサイクルなど資源の有効利用に努めている」は 59.9%と高い傾向が見られました。

図表４－５－４　節電や省エネ行動について（市民）

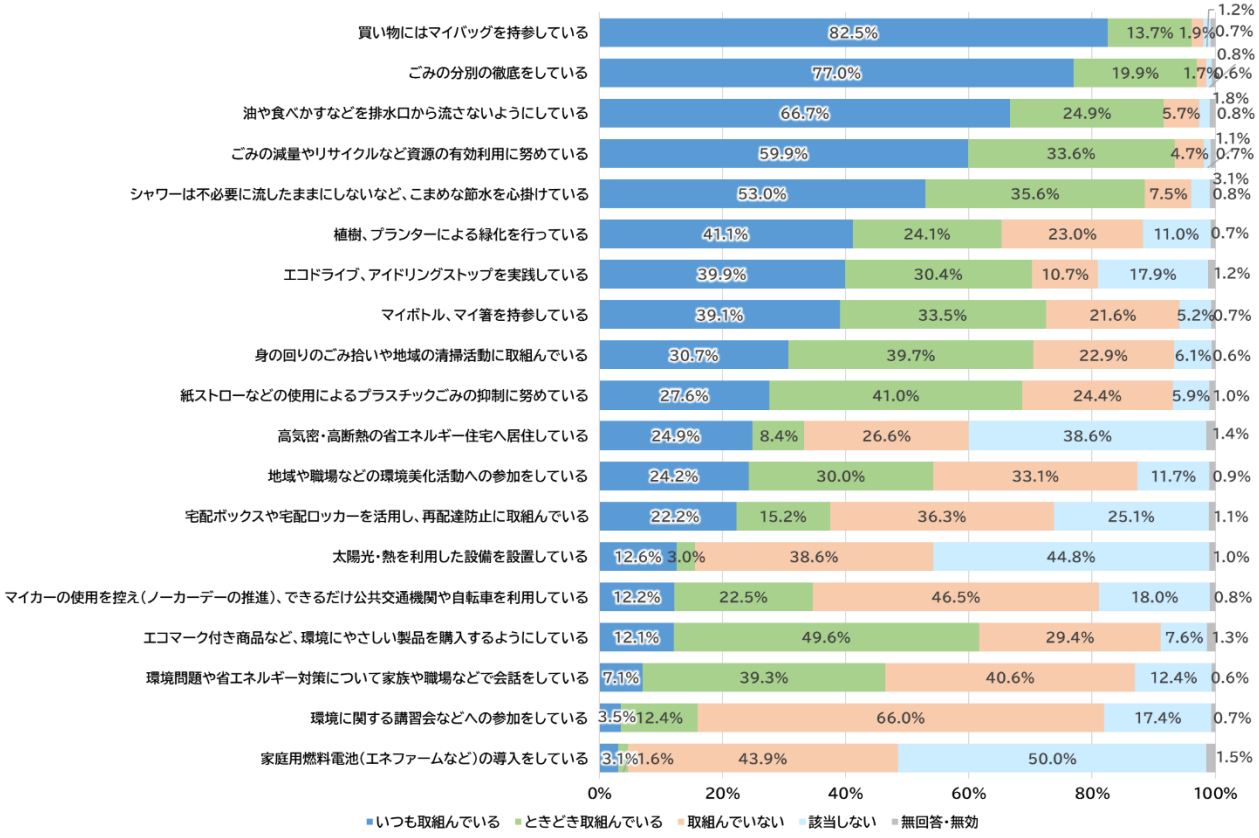

また、事業者におけるごみ減量・リサイクルに関する取組は、「資源物の分別を徹底している」が 67.2%と最も多く、次いで「裏紙の利用（コピー用紙削減）を行っている」が 64.8%、「資源物としてリサイクルを行っている」が 46.1%となっていました。

図表４－５－５　ごみの減量・リサイクルの取組について（事業者）

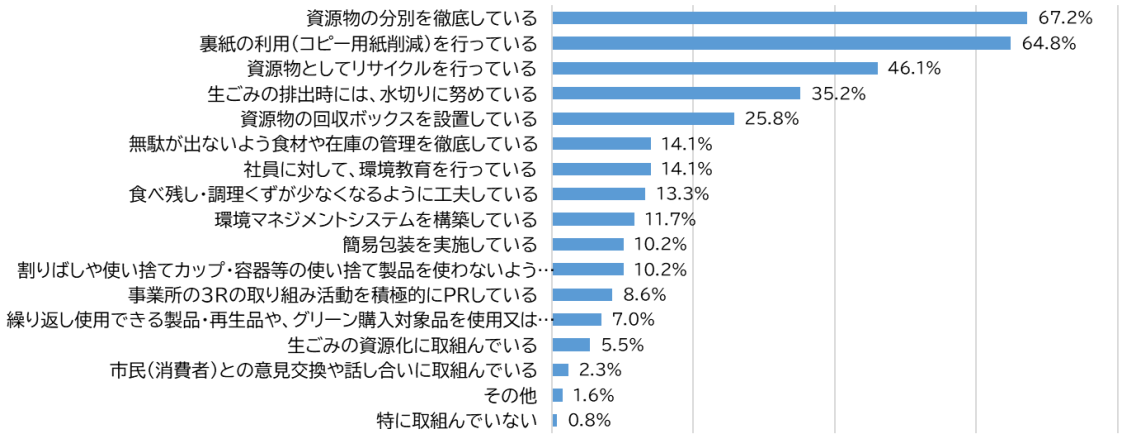

市民・事業者ともに分別の徹底に努めている回答が多いものの、リサイクルを行っているという回答が少なく、ごみの減量化に向けては、リサイクルの促進が有効であると考えられます。

今後の福島市が行う様々な環境行政施策について、市民・事業者ともに「ごみの減量・資源化」が最も多く、市民は 49.1%、事業者は 53.1%となっており、特に優先して取り組むべき施策であることがわかりました。

（３）温室効果ガス排出量の把握について

事業者アンケートでは、温室効果ガス排出量について 69.5%の事業者が「把握していない」と回答しています。このため、排出量を把握する意義やメリットを周知するとともに、エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入に活用できる支援制度等の情報提供を進める必要があります。

図表４－５－６　温室効果ガス排出量の把握について（事業者）

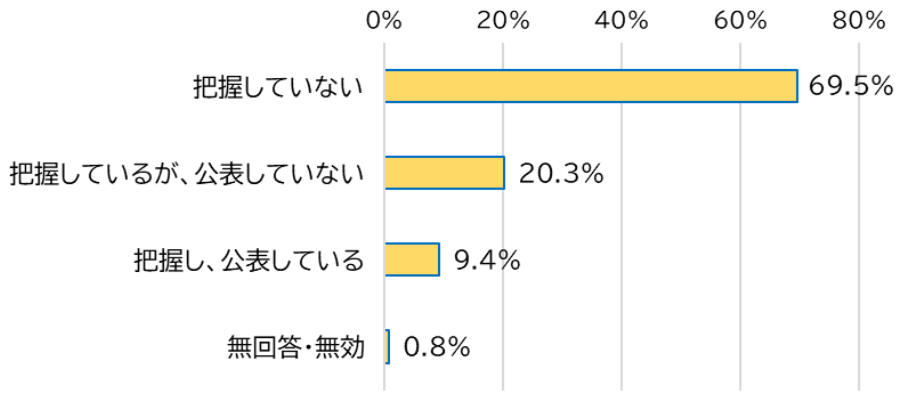

３）温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進

（１）環境活動やボランティア活動について

事業者アンケートでは、企業が社会的信頼を得るために力を入れるべきこととして、「コンプライアンス」が 67.2%と最も多く、「持続可能な開発目標（SDGs）への取組」が 42.2%、「環境保護」が 39.1%、「環境活動やボランティア活動の支援」が 38.3%となっており、環境に関する取組を重視する事業者も４割程度みられました。

図表４－５－７　企業が社会的信用を得るため力をいれるべきこと（事業者）

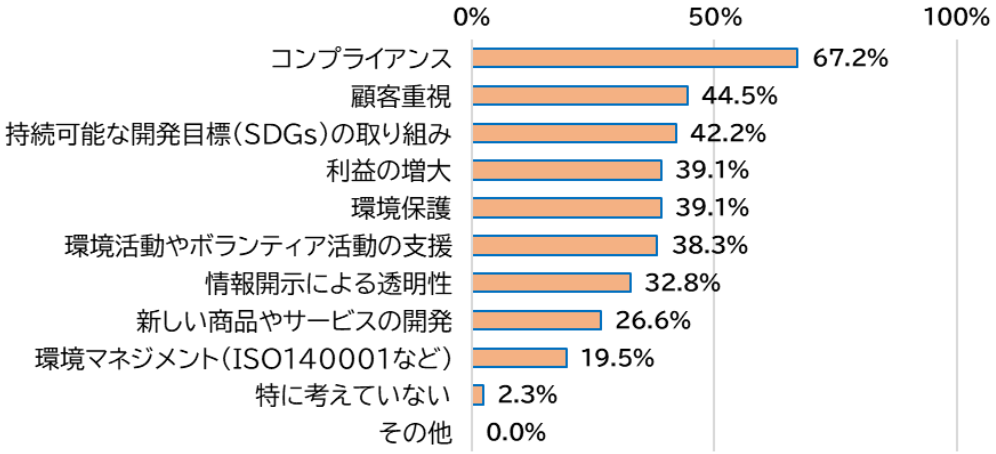

温室効果ガスの吸収源対策として、健全な森林の整備・管理を進める必要があります。市民・事業者・市が連携して取り組むことで、生物多様性や良好な景観の保全、防災・減災などの効果も期待されます。

４）気候変動を見据えた対策の推進

（１）気候変動の適応について

市民アンケートでは、「気候変動の適応」という言葉を聞いたことがある人は７割を超えています。実践している適応策としては、「塩分・水分補給やふくしま涼み処の利用などによる熱中症対策」が 50.3%、「感染症の予防」が 49.5%、「自然災害時の水・食料の備蓄の強化」が 47.1%となっています。

熱中症による救急搬送人員は、令和５（2023）年度に過去５年間で最多となっており、今後も気温上昇が予測されることから、引き続き対策を強化する必要があります。

また、災害への備えとして「水・食料の備蓄」は比較的多く実施されている一方、「災害リスク及び避難経路などの事前確認」は 36.5%にとどまっています。災害時に安全に避難し、命を守るため、平時から災害リスクや避難経路を確認しておくことの重要性を周知する必要があります。

５）アンケート調査で示された主な課題

主な課題　市民

〇省エネ設備や再生可能エネルギーの導入検討
〇自動車の適正使用（エコドライブ）に向けた取組
〇公共交通機関の利用検討
〇環境に配慮した車両（エコカー）の積極的な導入
〇ごみ減量化・リサイクルに向けた取組
〇気候変動の適応策として、災害時の行動の確認

主な課題　事業者

〇省エネ設備や再生可能エネルギーの導入検討
〇自動車の適正使用（エコドライブ）に向けた取組
〇環境に配慮した車両（エコカー）の積極的な導入
〇事業所におけるエネルギー使用量の把握
〇環境活動やボランティア活動の積極的な実施や参加
〇気候変動の適応策を講じ、リスクを最小限に抑えるよう努める

主な課題　市

〇再生可能エネルギー発電施設の適切な設置等に関する管理
〇環境に配慮した車両（エコカー）の導入への経済的支援の検討
〇公共交通機関の利便性の向上
〇事業所における環境保全活動への支援
〇市民・事業者と連携した環境活動やボランティア活動の積極的な実施
〇脱炭素化に関する情報提供や普及啓発、環境教育の実施

第６節　福島市脱炭素社会実現実行計画における目標の進捗状況

温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の達成状況を評価するため、部門ごとに指標を設定しています。

各指標においては、2013 年度の値を基準値とし、年度ごとに目標値を設定して目標に対する進捗率及び評価を算定しています。

令和７年度における基準値、実績値、目標値、目標に対する進捗率及び評価を以下に示します。

	基準値	実績値	目標値		令和７年度目標に対する進捗率	評価
	平成 25 年度	令和７年度	令和７年度	令和 12 年度		
再生可能エネルギー発電設備容量	103MW	533MW	458MW	606MW	100%	A
エネルギー自給率（電力）	23.5%	62.2%	51.4%	63.0%	100%	A
水素利活用・製造・貯蔵施設数（純水素に限る。モビリティを除く。）	0 施設	3 施設	3 施設	5 施設	100%	A
地域新電力事業者数	0 社	1 社	2 社	3 社	50%	D
水素調達・供給拠点数	0 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	100%	A
鉄道乗車人員数（年間）	3,957 千人	3,284 千人	3,800 千人		86%	B
路線バス乗車人員数（年間）	5,412 千人	3,955 千人	5,000 千人		79%	C
住宅総数における二重サッシ又は複層ガラスの設置割合	33.4%	41.0%	46.2%	52.0%	59%	D
１人１日当たりの生活系ごみ排出量（資源物・集団資源回収除く）	770ｇ（令和元年度）	562ｇ	530ｇ以下		86%	B
事業系ごみ排出量	30,926ｔ（令和元年度）	28,763ｔ	24,200ｔ以下		32%	D
環境に関するイベント等の参加者数	1,334 人	14,346 人（累計）※令和 3～7 年度	8,500 人（累計）※令和 3～7 年度	17,000 人（累計）	100%	A
本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	71,204 t-CO_2（令和元年度）	49,055 t-CO_2	59,533 t-CO_2	49,843 t-CO_2	100%	A

	基準値	実績値	目標値		令和７年度目標に対する進捗率	評価
	平成 25 年度	令和７年度	令和７年度	令和 12 年度		
民有林整備面積	101ha	392.47ha	232ha	252ha	100%	A
一人当たり都市公園面積	11.09 ㎡	12.33 ㎡	11.90 ㎡	12.37 ㎡	100%	A
生垣設置事業補助対象延長（累計）	6,251m	7,021m	8,249m	8,845m	39%	D
環境保全型農業直接支払交付金対象面積	4,672a（令和元年度）	2,749a	5,124a	5,500a	0%	D
河川の水温について10年移動平均から2℃以内を維持している地点数	23/23	21/23	23/23	23/23	－	－
市管理河川(110 河川)河道掘削/土砂浚渫の実施済数	0（令和元年度）	95	22	40	100%	A
浸水深等標識(約 440 箇所)の設置数	217（令和元年度）	418	339	440	100%	A

【進捗率の算定方式】
（評価年度実績値－基準値）÷（評価年度目標値－基準値）×100

【評価区分】
A評価：進捗率 100%　　B評価：80%≦進捗率＜100%
C評価：60%≦進捗率＜80%　　D評価：進捗率＜60%

※鉄道乗車人員数及び路線バス乗車人員数の指標については、利用者数の維持を目指す指標である一方、目標値が基準値を下回るため、実績値を目標値で除して進捗率を算定する。

第５章　温室効果ガスの削減目標

第１節　福島市が目指す将来像

１）目指す将来像と基本方針

本市では、市民や事業者等、多様な主体と共創によるまちづくりを進めることを基本に、環境と共生する都市を志向しています。各主体が連携しながら、温室効果ガスの排出削減を進め、2050 年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロ[10]を実現することで、持続可能な未来を創出していくことが求められています。

そうした観点から、本計画では本市が目指す将来像と達成に向けた基本方針を次のように定めます。

図表５－１－１　福島市が目指す将来像と基本方針

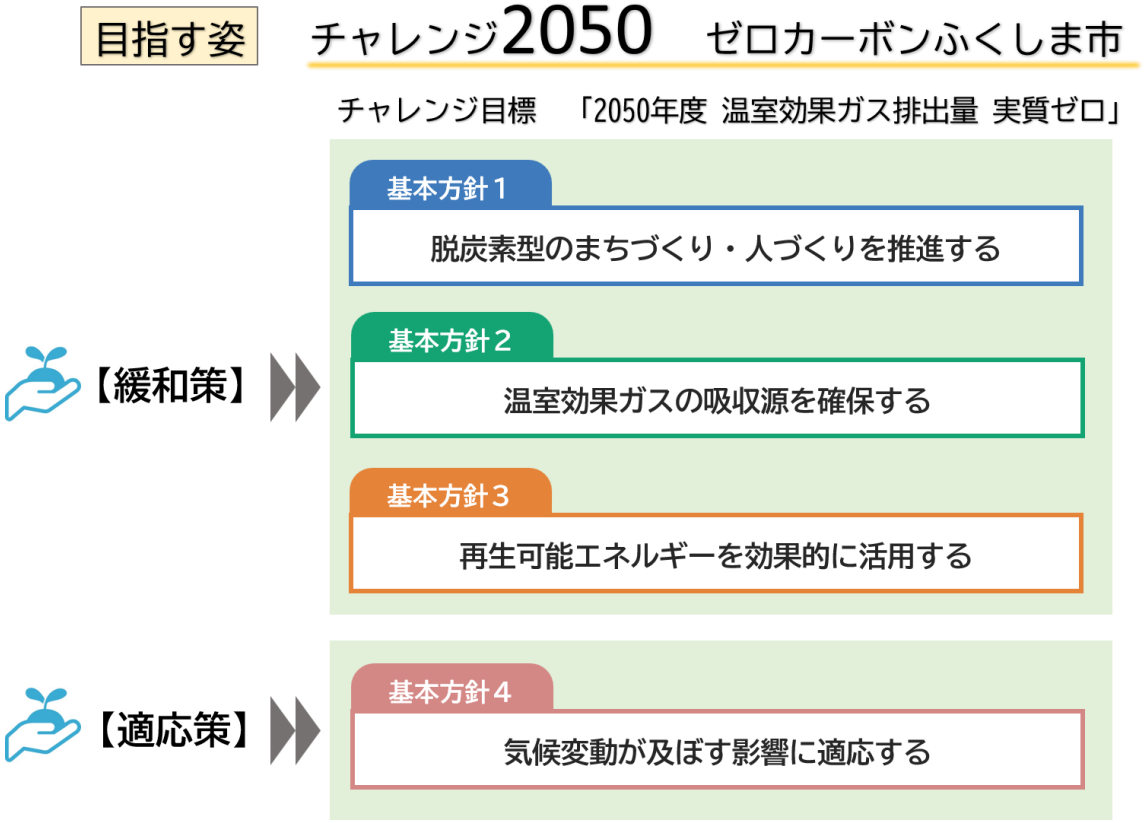

10　温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を図ること。

２）地球温暖化対策に伴うコベネフィット[11]

脱炭素社会を実現するためには、地球温暖化対策の推進と併せて、市民が豊かさや利便性を享受できる社会を形成していくことが必要です。例えば、断熱性の高い住宅の導入促進を行うことにより、光熱費の削減や健康寿命延伸への寄与等も同時に実現することが可能となります。このように地球温暖化対策と同時に市民の便益の増大を図るコベネフィットの視点も重要となります。

図表５－１－２　地球温暖化対策に伴うコベネフィットの例

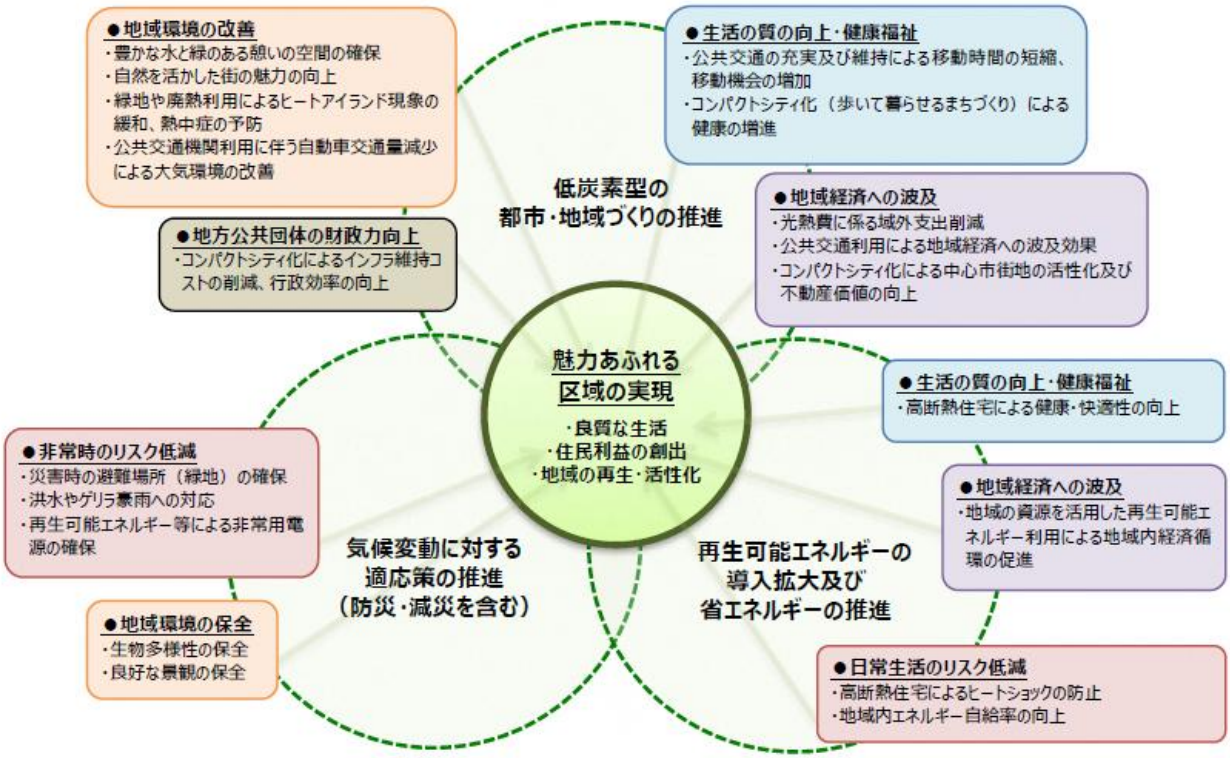

出典）環境省

本市においても、地球温暖化対策に伴うコベネフィットを各主体と共有し、2050年のネット・ゼロ実現とあわせて、持続可能で住みよい地域社会を創出していくことを目指します。

[11] 一つの政策や行動計画の成果から生まれる複数の利益のこと。

第２節　将来予測

１）現状趨勢ケースによる推計（BAU 推計[12]）

温室効果ガスの排出削減を進めるにあたり、今後追加的な対策を講じず、温室効果ガス排出量と関連する活動量（社会情勢や人口等）が経時的に変化した場合の各部門の温室効果ガス排出量を推計しました。

その結果、令和 12（2030）年度では、約 1,525 千 t-CO_2(平成 25（2013）年度比 38.8%削減)、令和 22（2040）年度では、約 1,395 千 t-CO_2(平成 25（2013）年度比 44.1%削減)、令和 32（2050）年度では、約 1,270 千 t-CO_2(平成 25（2013）年度比 49.1%削減)となりました。

図表５－２－１　温室効果ガス排出量 BAU 推計値

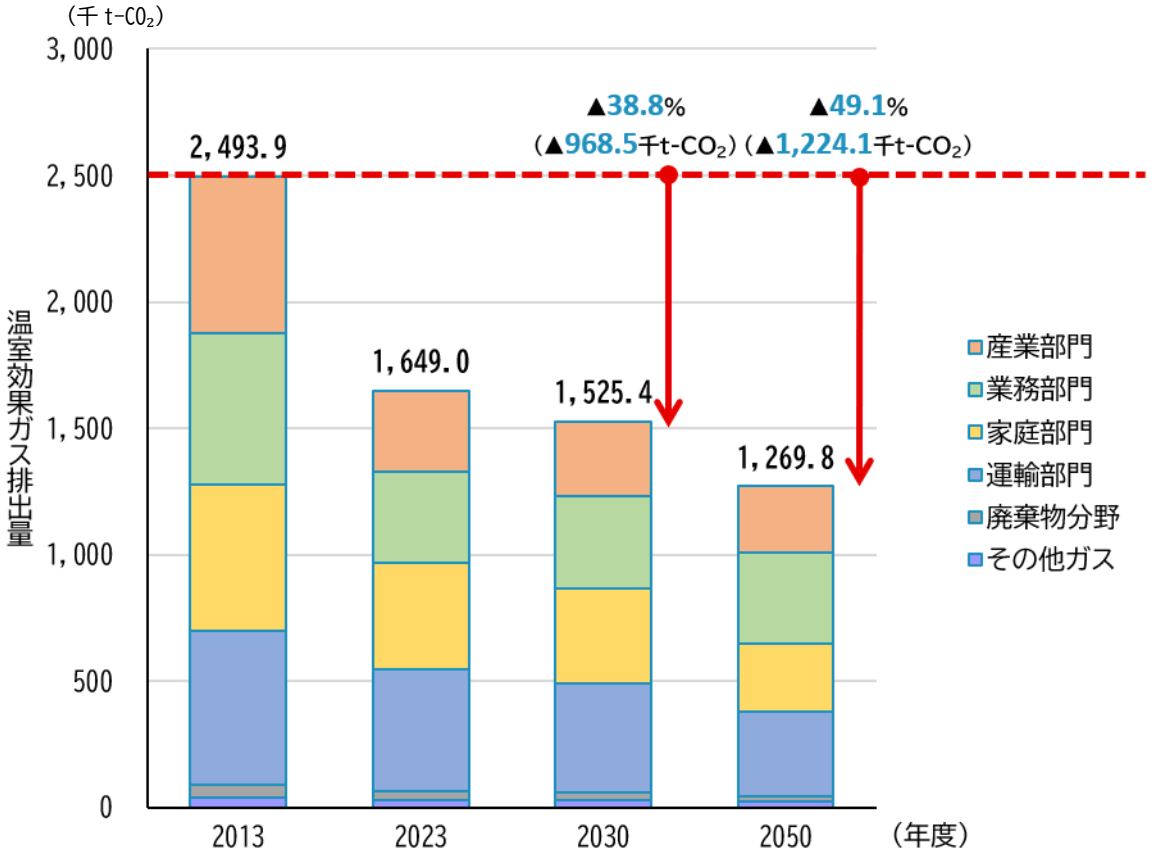

長期エネルギー需給見通し（資源エネルギー庁）、将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）、福島県市町村民経済計算年報（福島県）等を参考に市が独自推計

[12] Business As Usual の略。現状の温暖化対策を前提に、今後追加的な対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量を推計したもの。

第３節　削減目標

１）削減目標

本市では、基準年度である平成 25（2013）年度の温室効果ガス排出量 2,493.9 千ｔ-CO_2 を令和 12（2030）年度に 55%削減（森林等による吸収量を含む）します。また、長期的目標として令和 32（2050）年度までに実質ゼロを目指します。

温室効果ガス排出量の削減目標

令和 12（2030）年度　平成 25（2013）年度比　**55**%削減（森林等による吸収量を含む）

令和 32（2050）年度　福島市ゼロカーボンシティ（温室効果ガス排出量**実質ゼロ**）

２）2030 年度 55%削減に向けた取組

各主体の役割を明確にし、各部門において積極的に取組を進めるため、温室効果ガス削減目標を部門ごとに設定しました。あわせて施策や取組などの対策による削減見込（目標）を試算しています。

基準年度と令和５（2023）年度の排出量を比較すると、各部門で削減が進んでいますが、現状趨勢ケースによる推計（BAU 推計）では削減目標の達成が難しい状況にあることから、一層の取組の強化が求められています。

図表５－３－１　2030 年度における各部門の削減目標

（千t-CO_2）

部門	基準年度（2013）排出量	2023年排出量	2030年BAU推計値	対策による削減見込量				削減見込量合計	2030年目標排出量	2030年基準年度比削減率（%）
				電力排出係数の低減による削減見込量	国等との連携による削減見込量	廃棄物分野による削減見込量	再生可能エネルギーの導入による削減見込量			
産業	616.1	321.3	295.1	61.0	21.6	0.0	0.2	82.8	212.3	65.5%
業務	602.6	362.1	362.1	99.7	18.9	0.0	2.5	121.1	241.1	60.0%
家庭	577.7	420.9	377.4	101.1	29.5	0.0	1.6	132.2	245.2	57.5%
運輸	606.0	481.7	432.0	4.7	54.3	0.0	0.0	59.0	373.0	38.4%
廃棄物	54.2	32.6	34.8	0.0	0.0	7.8	0.0	7.8	27.0	50.2%
その他ガス（農業）	37.4	30.3	23.9	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	23.3	37.7%
計	2493.9	1649.0	1525.4	266.5	124.9	7.8	4.3	403.4	1121.9	55.0%

注：各数値は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

【2030 年度の削減目標達成に向けた主な対策】

令和 12（2030）年度の削減目標の達成に向け、情報発信や環境教育等による行動変容の促進、デジタル技術の活用を図りながら、次の対策を総合的に進めます。

図表５－３－２　2030 年度の削減目標達成に向けた主な対策

対策	区分	具体的な取組
省エネルギーの徹底	建築物	断熱性能の向上、ZEH・ZEB 化
	設備・機器	LED 照明、高効率給湯器・高効率空調、産業ヒートポンプ、高性能ボイラー等の導入
	燃料転換	石炭・石油製品から水素やガスなど、より低炭素な燃料を利用する設備への転換
	エネルギー管理	HEMS・BEMS・FEMS 等の活用
移動・物流の脱炭素化	車両	EV・FCV・PHEV・HV 等の普及、EV・FCV の利用環境整備、燃料電池トラック等の導入
	移動手段	公共交通・自転車・徒歩の利用促進、エコドライブの促進
	公共交通	環境負荷の低い次世代型車両等の導入による公共交通の GX
	物流	モーダルシフト、共同輸配送等による物流効率化
資源循環・廃棄物削減の推進	発生抑制	一般廃棄物の減量、プラスチックごみの削減
	資源循環	分別収集、リユース・リサイクル等の推進
再生可能エネルギーの導入・活用	導入	太陽光発電設備等の導入
	活用	蓄電池等を活用した再生可能エネルギーの自家消費・有効活用
非エネルギー起源の温室効果ガス削減	水田	水管理等によるメタン排出削減
	施肥	土壌診断に基づく適正施肥等による一酸化二窒素排出削減
吸収源の確保	森林	適切な森林整備・管理による森林吸収量の確保

３）ネット・ゼロ実現に向けて

令和 32（2050）年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）を達成するためには、市民、事業者、行政等などすべての主体が連携・協力して取り組む必要があります。

とりわけ令和 12（2030）年に向けては、既存の技術を活用した省エネ性能の高い機器への更新等による徹底した省エネルギー化が取組の基本となります。あわせて不足するエネルギーについては地域共生型の再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギーを地域内で循環・活用し、温室効果ガス排出量を減らす取組を進めます。

また、令和 32（2050）年に向けては、現在、脱炭素化に向けた次世代技術やイノベーションに関する研究が進められていることから、新技術の社会実装を推進し、積極的に導入していくことが求められています。

図表５－３－３　温室効果ガス実質排出量削減イメージ

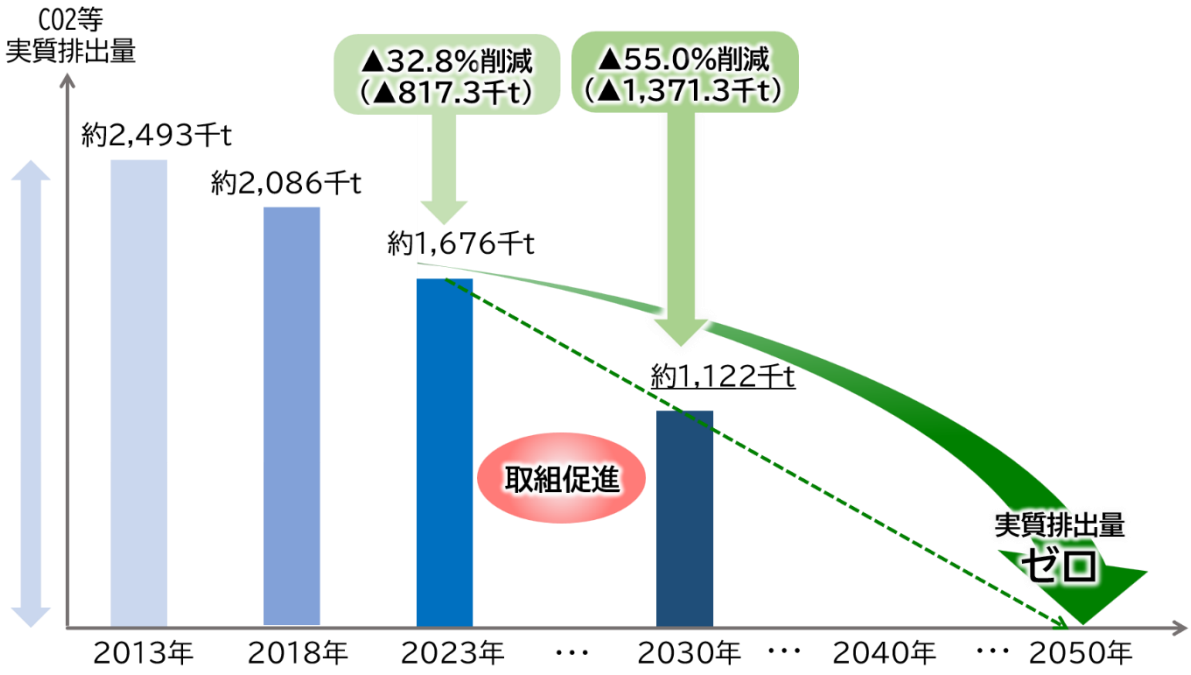

図表５－３－４　脱炭素化に向けた次世代技術・イノベーションの例

部門	技術・取組	概要	導入による効果
産業	次世代パワーエレクトロニクス技術	電力を発電・送電・配電・消費の各段階で最適な電圧・電流・周波数に変換するパワーエレクトロニクス機器の高効率化を図る技術	主に電力使用時の電力損失低減に伴う省エネルギー化
	カーボンリサイクル技術	産業プロセスの中で排ガスなどから分離回収したCO_2を活用し、原料や燃料として再利用する技術	生産過程などで排出されるCO_2の削減
	次世代人工知能・ロボット中核技術	生産性の向上、省力化などを目的とした次世代の人工知能（ＡＩ）技術	省エネルギー化によるCO_2削減
業務・家庭	次世代太陽光発電設備・次世代蓄電池	現在普及している太陽光発電の２倍以上の発電効率を実現。また、建物の壁面など従来技術では設置困難な場所への導入を可能とする技術	再生可能エネルギー期待可採量の増加 再生可能エネルギー発電量の割合の向上
	次世代燃料電池	大量普及と用途拡大に向けた高効率・高耐久・低コスト燃料電池システムに関する技術	電力使用に伴うCO_2排出抑制 災害時の電源としての活用
	ＩｏＴ（モノのデジタル化・ネットワーク化）を活用した技術	ＩｏＴにより人感センサーや照度センサー、周囲の照明等との連携により最適制御などを図る技術	省エネルギー化によるCO_2削減
運輸	ドローンなどの輸送技術	ドローンなどを活用した小口配送。遠隔地への効率的な配送が可能となり、また即時配達により再配達率を低減	燃料使用に伴うCO_2排出抑制 災害時の輸送手段としての活用
	電動化、燃料電池技術	電気自動車（ＥＶ）、プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＶ）、燃料電池自動車（ＦＣＶ）の更なる普及を実現する高効率・低コスト化	ガソリン車からの転換によるCO_2排出抑制
農業	スマート農林水産業	農林業機器の電化や燃料電池化、スマート技術による作業の効率化・最適化などを実現するための技術	燃料使用量及び廃棄物量削減によるCO_2排出抑制
廃棄物	プラスチックなどの高度資源循環技術	回収されたプラスチック製品を汚れや複合品などの品質に応じて最適に選別し、資源循環させるための技術	廃棄物量削減によるCO_2排出抑制

第４節　将来ビジョン


《脱炭素型ライフスタイルへの転換》
・住宅や事業所の建物の脱炭素化が進んでいます。
・自動車や公共交通のＧＸが進んでいます。
・ごみの減量化・資源化が進んでいます。
EV STATION
EV
EV
《温室効果ガス吸収源の確保》
・森林等の保全・適正管理により、みどり豊かな自然が広がっています。

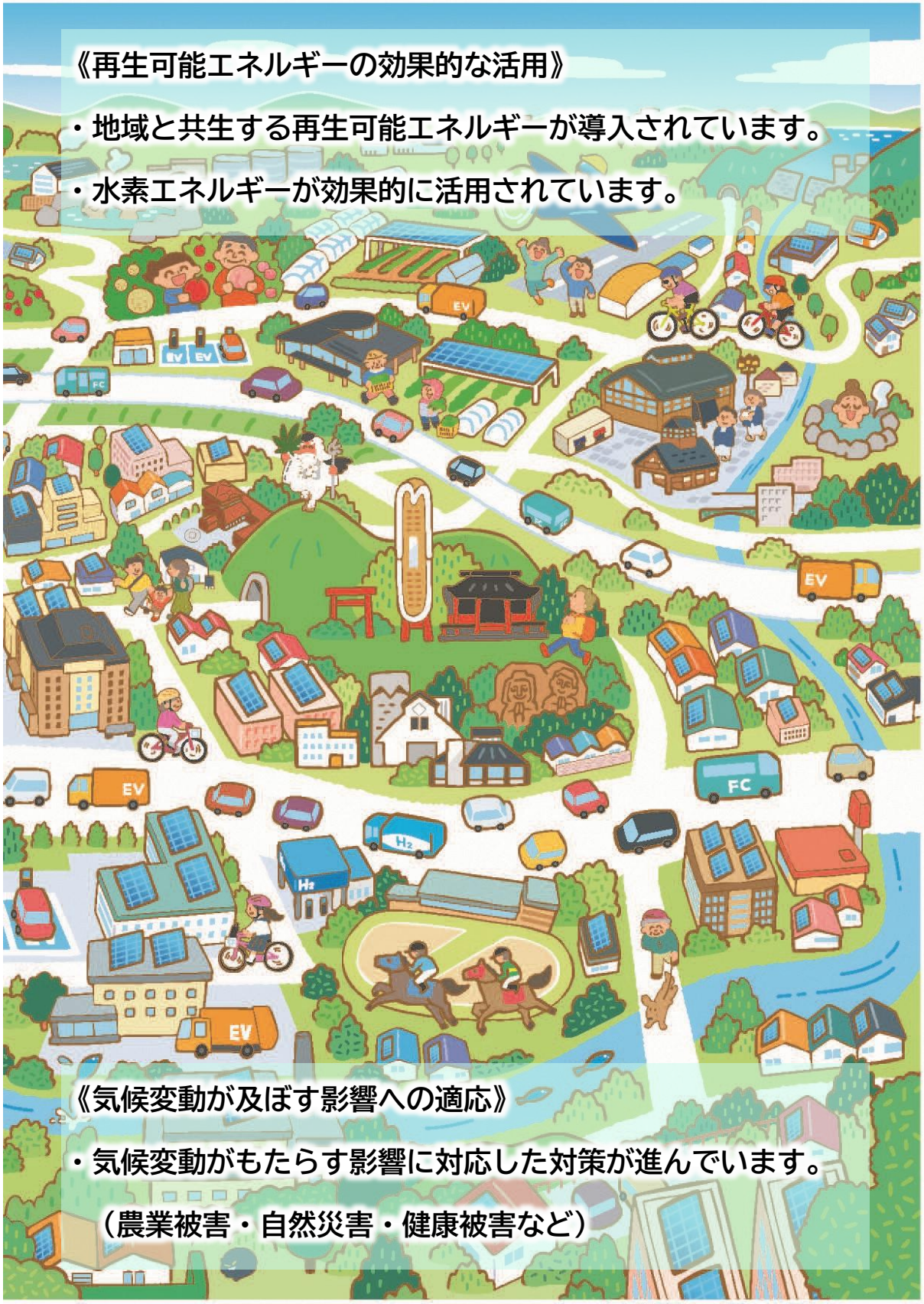
《再生可能エネルギーの効果的な活用》
・地域と共生する再生可能エネルギーが導入されています。
・水素エネルギーが効果的に活用されています。
《気候変動が及ぼす影響への適応》
・気候変動がもたらす影響に対応した対策が進んでいます。
（農業被害・自然災害・健康被害など）
EV
FC
H2

第６章　脱炭素社会実現に向けた取組

第１節　基本方針

脱炭素社会実現に向け、４つの基本方針に基づき施策を推進します。
施策の推進に当たっては、コベネフィット（相乗効果）の視点を持つことで、より効果的な取組の実施を目指します。

基本方針１　脱炭素型のまちづくり・人づくりを推進する

エネルギー利用効率を更に高めるためには、快適な生活環境・労働環境を維持した中で、我慢を強いることなく温室効果ガス削減に寄与できるような社会の仕組みを作る必要があります。
令和 32（2050）年に向けて、これまでの取組の延長にとどまらない脱炭素型のまちづくりを進めるとともに、市民・事業者等が地球温暖化について理解を深め、自ら脱炭素につながる行動を実践できる人づくりを進めます。

基本方針２　温室効果ガスの吸収源を確保する

森林の樹木等は二酸化炭素の吸収源としての役割を有し、温室効果ガス削減にも寄与するため、森林や農地等を適切に整備・管理していく必要があります。しかし、近年、林業・農業従事者の減少や高齢化等の影響により、森林等の荒廃が進んでいます。こうした社会的課題にも対応しつつ、温室効果ガス吸収源の確保を図ります。

基本方針３　再生可能エネルギーを効果的に活用する

化石燃料由来のエネルギーから脱却し、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の導入拡大が重要です。本市の再エネ導入ポテンシャルを活かし、各主体が環境共生型の再エネ設備を効果的に活用し、エネルギーの地産地消を進めるとともに、貯蔵性等に優れる水素エネルギーの活用についても取組を進める必要があります。

基本方針４　気候変動が及ぼす影響に適応する

温室効果ガス排出削減を最大限に実施した場合でも、世界の平均気温の上昇は続くと予測されており、様々な気候変動に適応可能な地域を形成する必要があります。
このため、地球温暖化の原因の抑制を目的とした施策（緩和策）と併せ、地球温暖化により生じる影響の抑制を目的とした対策（適応策）についても、推進することが重要です。
本計画では、７分野（「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）における、国内全体の予測を踏まえつつ、本市で起こりうる影響を想定し、対策を推進します。

第２節　施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、施策を総合的・体系的に実施することにより、脱炭素社会の実現に向けた取組を図ります。

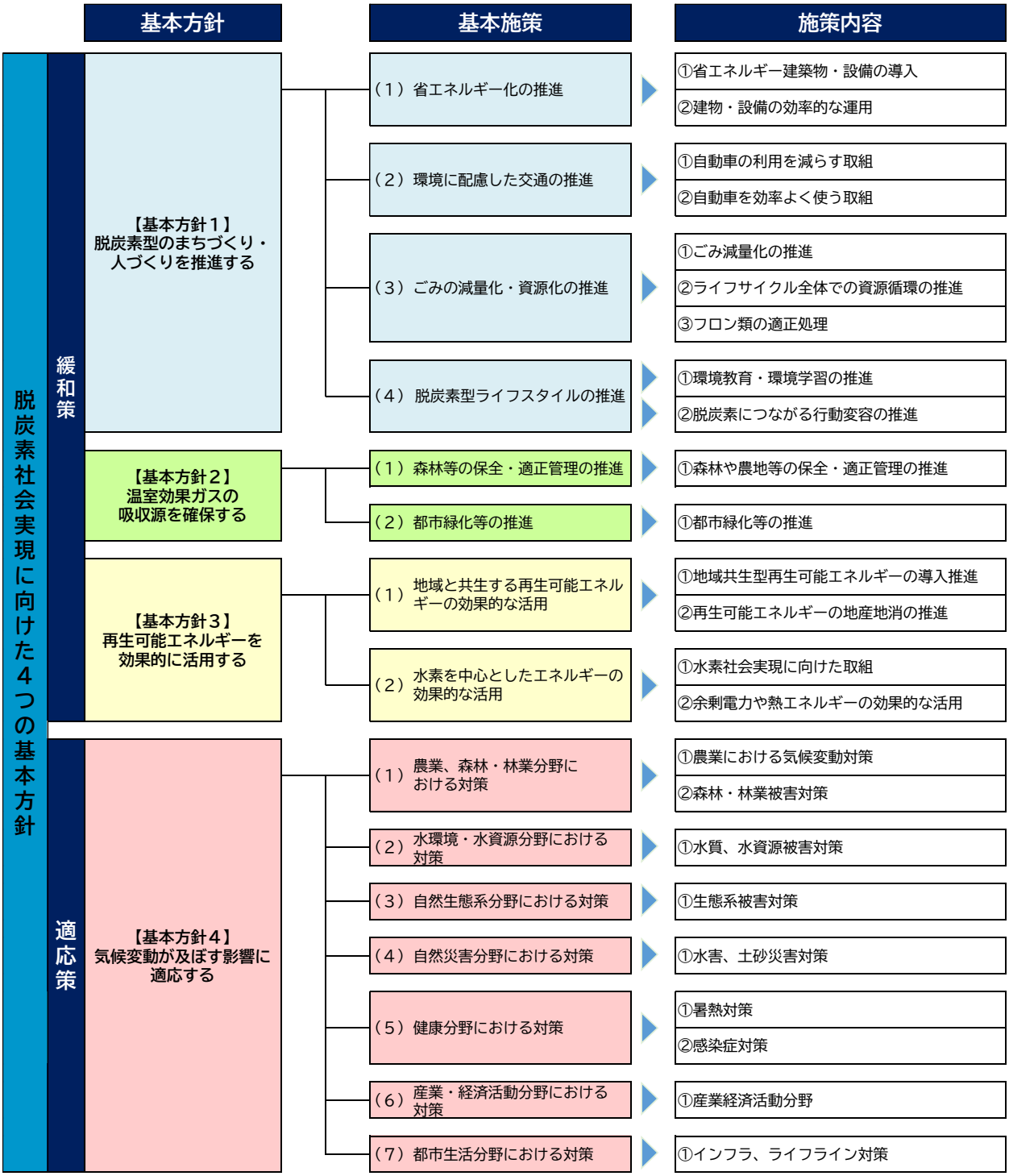

第３節　施策の展開

基本方針１	脱炭素型のまちづくり・人づくりを推進する
関連するSDGsのゴール	
基本施策（１）	省エネルギー化の推進

施策１－（１）－①　省エネルギー建築物・設備の導入

建物の断熱性能を高め、省エネルギー機器を導入することで、冷暖房等に関するエネルギー消費量を削減することが重要です。

断熱等級が高い建物・住宅及び省エネルギー設備の導入により、光熱費の削減やヒートショックの防止、エネルギー消費量の削減に繋げます。

取組内容	市	市民	事業者
令和７（2025）年４月から開始された全ての新築建物における省エネ基準適合の義務化に伴い、建物のエネルギー消費に関する理解を深めるとともに、断熱等級５以上を備えた建物を目指します。	●	●	●
既存建物について、熱損失が大きい開口部（窓・玄関等）を中心とした、複層ガラスなどの断熱改修を推進します。	●	●	●
住宅メーカーや工務店等の建設業者、家電・設備事業者等との連携を図ります。	●	●	●
ＬＥＤ照明や高効率給湯器、高効率空調等、トップランナー制度による省エネルギー性能の高い家電や設備等の導入を促進します。	●	●	●
先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の導入やエネルギー効率の低い中・大型浄化槽の交換などを推進します。	●	●	●
高い断熱性能と再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を備えた建物であるＺＥＨ・ＺＥＢ化を推進します。	●	●	●
石炭・石油製品から水素やガスなど、より低炭素な燃料を利用する設備への転換を推進します。	●		●
産業ヒートポンプ、低炭素工業炉、高性能ボイラー、高効率産業用モータ、高効率産業用インバーターやコージェネレーションなど、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を促進します。	●		●
施設園芸における省エネルギー設備や省エネルギー型の農業機械の導入を推進します。	●		●
ハイブリッド建機等、燃費性能の優れた建設機械の導入を推進します。	●		●
ＨＥＭＳ（ホームエネルギーマネジメントシステム）やＢＥＭＳ（ビルエネルギーマネジメントシステム）、ＦＥＭＳ（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）等による徹底的なエネルギー管理について理解を促し、導入を進めます。	●	●	●
福島市役所のすべての組織・施設において、省エネルギーの取組を推進します。	●		

目標（指標）	・住宅総数における二重サッシ又は複層ガラスの設置割合		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2023 年度）	目標値 （2030 年度）
	33.4% （全て又は一部の窓）	41.0%	52.0%
	・新設住宅における認定長期優良住宅の比率		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2019 年度）	目標値 （2030 年度）
	－	18.2%	20%

施策１－（１）－②　建物・設備の効率的な運用

各主体が自らの温室効果ガス排出量を把握し、生活や仕事の中で工夫しながら減らす行動が求められています。

省エネルギーによる光熱費の削減、企業の社会的責任に取り組むことによる企業価値の向上など、建物・設備の効率的な運用によるメリットを伝えるなどの普及啓発を図り、取組を推進します。

取組内容	市	市民	事業者
電力のスマートメーター等により、家庭や事業所で利用しているエネルギーを把握し、節電に生かします。	●	●	●
省エネナビ（家庭のブレーカーに取り付けることで、電気使用量や電気料金等をリアルタイムで表示する機器）の貸し出しを行い、家庭における電力消費量の見える化を推進します。	●	●	
環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001 やエコアクション 21）の認証取得、社内責任者の任命など、体制整備を行います。			●
環境家計簿の普及促進を図り、家庭の省エネルギーを推進します。	●	●	
家庭エコ診断の実施による、各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギーを推進します。	●	●	
複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進します。	●		●

基本施策（２）	環境に配慮した交通の推進

施策１－（２）－①　自動車の利用を減らす取組

本市は運輸部門の排出割合が高く、自動車の利用を減らす取組が非常に重要です。徒歩や自転車利用を促進するための環境整備を進め、あわせて公共交通機関の利用者数の維持を図る必要があります。

自動車の利用を減らす取組を実施することで、大気環境の改善や公共交通機関の充実、コンパクトシティ化（歩いて暮らせるまちづくり）による健康増進効果、そして、ＩＣＴを活用した働き方による、交通渋滞の緩和や感染症等のリスク軽減も見込まれます。



MOMORIN シェアサイクル（JR 福島駅前）

取組内容	市	市民	事業者
電車やバス等の公共交通機関や自転車、徒歩による移動を推進します。	●	●	●
公共交通機関の利用を促進するため、鉄道やバス会社等と連携し、機能の強化・充実を総合的に検討します。	●		●
シェアサイクル事業等により、自転車利用を推進します。	●	●	●
エコ通勤に取り組む事業所等との連携を図ります。	●		●
歩行者、自転車が利用しやすい道路環境（歩道や自転車通行レーン）の整備に努めます。	●		
中心市街地や各地域の拠点地区等への居住や都市の生活を支える機能の適切な誘導と充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。	●	●	●
鉄道会社やバス会社と連携した脱炭素化の取組を進めます。	●		●
テレワークやテレビ会議等、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した働き方の導入を進め、業務における自動車利用の機会を減らします。	●	●	●
モーダルシフトや共同輸配送の推進、ドローン物流の社会実装の検討を進め、トラック輸送の効率化を促進します。	●		●
自動運転車両や新たなモビリティの導入など、公共交通事業者と連携した公共交通のＧＸを推進します。	●		●
移動に関するシェアリングサービスを拡大し、ハード・ソフト両面からモビリティシフトを促進します。	●	●	●

施策１－（２）－②　自動車を効率よく使う取組

自動車を使用する際に、環境負荷をできるだけ低減する必要があります。

次世代自動車の導入による燃料費の削減や、外部給電機能を有する次世代自動車の災害時における非常用電源としての活用、エコドライブ[13]による交通事故防止の効果が期待できます。



道の駅つちゆに導入された EV 用急速充電器

取組内容	市	市民	事業者
ＥＶ（電気自動車）やＦＣＶ（燃料電池自動車）、ＰＨＥＶ（プラグインハイブリッド自動車）、ＨＶ（ハイブリッド自動車）の普及に向けた取組を進めます。	●	●	●
ＥＶやＦＣＶの利用環境整備を進めます。	●		●
公用車更新の際は原則、次世代自動車を導入します。	●		
次世代自動車の普及に向け、自動車関係事業者との連携を図ります。	●		●
燃料電池トラックの導入を促進します。	●		●
モビリティのシェアリング利用を促進します。	●	●	●
環境性能が高い超小型モビリティ等の導入を推進します。	●		●
交通事業者と連携した環境負荷の低い次世代型車両等の導入など、公共交通のＧＸを推進します。	●		●
全てのドライバーが、燃費効率を改善するエコドライブを実施します。	●	●	●
環境に配慮した自動車使用の促進など、自動車運送事業等のグリーン化を推進します。	●		●
宅配便等の受け取りにおいて再配達が生じないよう、置き配バッグ等の活用に取り組みます。	●	●	●
ＬＥＤ道路照明や信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド化）などの交通安全施設の整備による道路交通流対策を推進します。	●		

目標（指標）	・市内次世代自動車[14]普及率		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	－	26.0%	36.0%

[13] 燃料消費量や CO_2 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。

[14] 本計画における次世代自動車とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。

基本施策（３）	ごみの減量化・資源化の推進

施策１－（３）－①　ごみ減量化の推進

本市のごみ排出量は、東日本大震災を機に増加し、平成 27 年度をピークに減少しているものの、依然として高止まりの状態が続いています。一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、ごみの減量化を推進します。

市民や事業者がそれぞれの役割と責務を理解し、行政と協力してごみの分別・減量・リサイクルに取り組むことで、より適正で効率的な廃棄物処理を実現します。

取組内容	市	市民	事業者
「生ごみゼロチャレンジ！」の取組による生ごみの減量に努めます。	●	●	●
家庭や外食等で発生する食品ロスについては、市民、事業者への広報を実施するとともに、市民、事業者、市が連携し削減を図ります。	●	●	●
集団資源回収報奨金制度などによる資源物回収を推進します。	●	●	
生ごみ処理容器購入費助成制度などによる堆肥化の普及拡大を図ります。	●	●	
家庭で生ごみを処理する「キエーロ」を活用します。		●	
ごみ排出の現状をより詳細に分析し、新たな施策を実施するため、ＩＣＴを活用した地区別ごみ排出量調査及び組成分析の調査検討を行います。	●		
ごみ減量化の推進にあたっては、各地区の町内会（支所）、関係市民団体、関係商工団体（各事業者）、小学校など、あらゆる主体との連携を図ります。	●	●	●
子供から高齢者まで幅広い層を対象に、学校や地域と連携を図り、ごみ減量化の出前講座や市民への広報を実施します。	●	●	
市民を対象とした施設見学（リサイクルプラザ、資源化工場など）を通じて、リサイクル意識の啓発に努めます。	●	●	
ごみ減量化について、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用するとともに、より分かりやすい表現の検討や、利便性の高いアプリの利用促進など、住民の視点に立った情報発信を進めます。	●	●	●
ごみの減量化に対する指導、教育などの体制整備を図ります。	●	●	●
生活系ごみについて、有料化以外の施策の効果によるごみ排出量の状況を踏まえて、経済的手法（有料化）の導入について検討します。	●		
福島市役所のすべての組織・施設において、省資源や廃棄物の減量・資源化など、環境負荷の低減に取り組みます。	●		

目標（指標）	・１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）		
	基準年度値（2013 年度）	現状値（2025 年度）	目標値（2030 年度）
	－	562g	480g
	・事業系ごみ排出量		
	基準年度値（2013 年度）	現状値（2025 年度）	目標値（2030 年度）
	－	28,763t	17,400t

施策１－（３）－②　ライフサイクル全体での資源循環の推進

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害する側面を有しています。こうした経済社会活動により、廃棄物となる製品や包装・容器の製造や物流にかかるエネルギーなど間接的に多くの温室効果ガスが排出されていることから、製造、流通、販売、消費、廃棄などのライフサイクル全体を通した資源循環の推進により温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、資源や製品の循環利用による高付加価値型の経済社会システム（サーキュラーエコノミー）の実現を目指します。

資源循環の推進にあたり、各地区の町内会（支所）、関係市民団体、関係商工団体（各事業者）、小学校など、あらゆる主体との連携を図ります。

また、取組の実施により、使い捨て型の消費の見直し、省資源・省エネルギーによるコスト削減、点検や修繕、交換、再利用等のビジネスモデルの構築が見込まれます。

【生活系ごみのリデュース・リユースの推進】

取組内容	市	市民	事業者
簡易包装の取組やマイバッグの持参、マイボトル・マイ箸の使用の促進により、廃棄物の発生抑制に努めます。	●	●	●
リサイクルプラザでの再生品の市民への提供事業、不要品交換制度の広報に努め利用拡大を図るとともに、民間企業と連携したリユース事業を推進します。	●	●	●
絵本などリユース可能な本について、リサイクルショップ・古本屋等の利用を推進するほか、イベント回収などを実施します。	●	●	●
家庭における食品ロスを削減するため、「フードドライブ」活動を推進します。	●	●	

【事業系ごみのリデュース・リユースの推進】

取組内容	市	市民	事業者
飲食店における食べ残し削減など、事業者や県と連携したごみの減量化・資源化を強化します。	●	●	
食品ロス削減マッチングサービスを利用し、食品ロスを減らします。	●		●
ごみの減量を進めるためには製造段階からの対策が必要なことから、国や関係業界などに対し拡大生産者責任の徹底を要望します。	●		●
一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者や多量排出事業者に対する、ごみ減量推進計画書の提出等の義務付けについて調査検討します。	●	●	●
事業者独自の取組を促すため、優良事業者を評価する仕組みを検討します。	●		●
建設資材や建設廃棄物における 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底により、最終処分量と温室効果ガスの排出量削減に努めます。	●	●	●
既存ストックの有効活用（リノベーション・コンバージョン）を促進し、解体工事の発生と建設廃棄物の抑制を図ります。	●	●	●

【生活系ごみのリサイクルの推進】

取組内容	市	市民	事業者
資源物の分別収集を推進するため、広報紙やＳＮＳ・分別促進アプリ等を活用して、分別品目・排出方法等の広報・周知に努めます。	●	●	●
スーパーマーケット等での資源物の店頭回収の利用促進を図るため、事業者と連携し、広報・周知に努めます。	●	●	●
集団資源回収実施団体に対する回収量に応じた報奨金交付制度を継続するとともに、更なる広報等により登録団体増加に努めます。	●	●	●
ごみの資源化を進めるため、古着・草枝類など新たな分別収集品目の拡大について調査検討します。	●		
生ごみ処理容器購入にかかる助成を行うとともに、ダンボールコンポスト等を活用した広報活動による普及啓発に努め、生ごみの資源化を図ります。	●	●	●
紙類の分別を徹底するよう引き続き広報に努めるとともに、更なる資源化を推進するため、「雑がみ」の分別収集を行います。	●	●	●
ペットボトルやプラスチック製容器包装の具体的な分別方法について広報するとともに、製品プラスチックの資源化に向けた調査検討を行います。	●		
家庭用剪定枝破砕機の貸与を行います。	●		
太陽光発電設備などのリサイクル化等を図り、普及促進に努めます。	●	●	●
貴重な資源の回収・有効活用のため、使用済小型家電を回収ボックスやイベントで収集し、リサイクルを実施します。	●	●	●

【事業系ごみのリサイクルの推進】

取組内容	市	市民	事業者
事業者のごみ排出ルールの広報・周知に努めるなど、事業者が排出するごみの減量化、資源化を図ります。	●		●

【海洋プラスチックごみへの対応】

取組内容	市	市民	事業者
市民、事業者に対して、海洋プラスチックごみの問題の周知に努め、プラスチックごみの適正な処理、河川へのごみのポイ捨ての防止や代替製品の普及・促進に努めます。	●	●	●

施策１－（３）－③　フロン類の適正処理

フロン類は、環境影響を最小限に抑えるため、フロンのライフサイクルマネジメントを行う必要があります。関係市民団体、関係商工団体（各事業者）等に対し広く情報発信を行い、連携を図ります。

【フロン類の適正処理】

取組内容	市	市民	事業者
フロン類を使用している製品の適正な処理について、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）等の関係法令に基づき、指導・啓発を行い、オゾン層の保護及び温室効果ガス削減の推進に努めます。	●	●	●

コラム　ごみ減量による CO_2削減効果

廃棄物分野における温室効果ガス排出量の増減要因を分析すると、**１人当たりのごみ量の減少**や、焼却ごみに占める**プラスチック類の割合の低下**が、温室効果ガス排出量削減に大きく寄与しています。

また、市民１人当たり１日 100ｇの一般廃棄物を削減した場合、市全体では、廃棄物分野から排出される CO_2を**年間約 4,000t-CO_2削減できる**と試算されます。

ごみそのものを減らすことに加え、使い捨てプラスチックをできるだけ使わない、適切に分別して資源として活用するなど、焼却されるプラスチックごみを減らすことも CO_2削減につながります。

一人ひとりの取組は小さくても、市全体で取り組むことで大きな削減効果につながります。ごみを出さない工夫や適切な分別・資源化など、身近なところから取り組みを進めていきましょう。

ごみ焼却による CO_2が減った主な要因

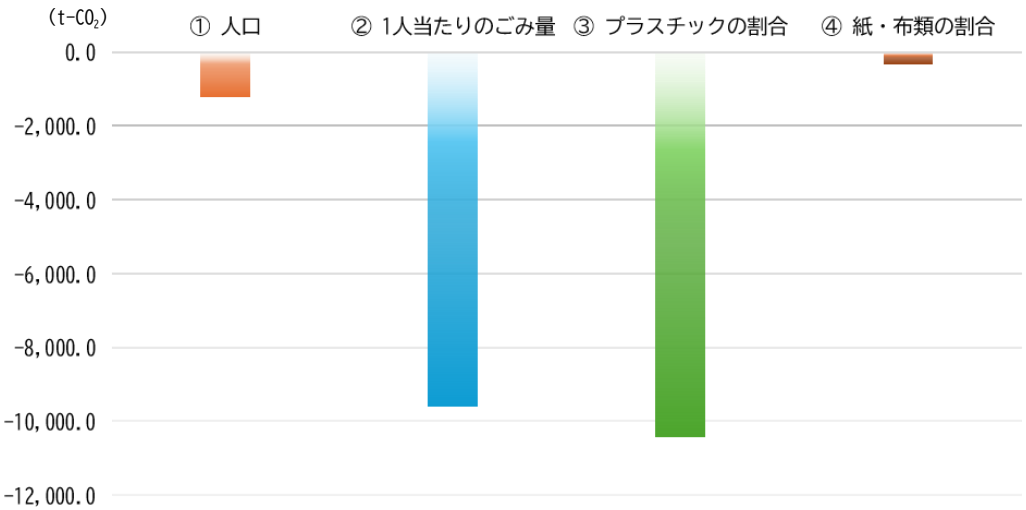

※グラフは、2013 年度から 2023 年度までの温室効果ガス排出量の増減要因を示しています。マイナスの値が大きい項目ほど、温室効果ガス排出量の減少に大きく寄与しています。
※プラスラチック及び紙・布類の割合は、ごみ質分析結果に基づくものであり、試料採取時期等による変動を含みます。

基本施策（４）	脱炭素型ライフスタイルの推進

施策１－（４）－①　環境教育・環境学習の推進

地球温暖化対策を進めるためには、一人ひとりが環境問題について理解を深め、脱炭素に関する知識を身につけることが重要です。学校や団体等への出前講座や、大学等と連携した環境教室、市内の環境関連施設や地域資源の活用などを通して、再生可能エネルギーや地球温暖化対策、脱炭素をはじめとする環境問題について学ぶ機会を提供します。

また、関係機関や団体等と連携するとともに、環境教育・環境学習に活用できる教材や学習情報の充実を図り、幅広い世代の環境学習を推進します。

取組内容	市	市民	事業者
学校や団体等に対して出前講座を実施し、地球温暖化や脱炭素に関する理解促進を図ります。	●	●	
大学等と連携し、小学生を対象とした環境教室を行い、地球温暖化やエネルギー等について学ぶ機会を提供します。	●	●	
市内の環境関連施設や地域資源等を活用し、再生可能エネルギーや脱炭素をはじめとする身近な環境問題について学ぶ機会を提供します。	●	●	●
地球温暖化対策や脱炭素に関する内容を含め、環境教育・環境学習に活用できる教材や学習情報の充実を図ります。	●		
事業者、大学、環境団体等と連携し、脱炭素について学ぶ機会の充実を図ります。	●	●	●

コラム

市内全体が環境学習のフィールド
― 福島市次世代エネルギーパーク ―

福島市では、市全体を一つのエネルギーをテーマにした公園と見立て、市内の再生可能エネルギー関連施設等を「福島市次世代エネルギーパーク」として位置付けています。

太陽光、小水力、地熱、風力、水素など、さまざまなエネルギーに関する施設を実際に見学することで、それぞれのエネルギーの仕組みや特徴、私たちの暮らしとの関わりについて学ぶことができます。

市内の環境関連施設や地域資源を環境学習の場として活用し、子どもから大人まで、再生可能エネルギーや地球温暖化対策、脱炭素について理解を深める機会づくりを進めています。



福島市次世代エネルギーパーク施設位置図
※施設は計画策定時点のものです。

施策１－（４）－②　脱炭素につながる行動変容の推進

地球温暖化対策を進めるためには、市民や事業者など一人ひとりの行動が重要です。デコ活等を通じて、日常生活や事業活動で実践できる脱炭素につながる取組やその効果・メリットを分かりやすく発信し、温室効果ガスの削減につながる行動を促します。

また、県や地元マスメディア等と連携するとともに、教育機関、市民団体、商工団体等を通じて情報発信を行い、地域全体で脱炭素に取り組む機運の醸成を図ります。

取組内容	市	市民	事業者
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」に関する普及啓発を行います。	●	●	●
市民がより環境に配慮した行動を選択できるような機会を提供します。	●		
環境啓発イベント等をとおして、幅広い年齢層に対して、地球温暖化対策を含む環境保全について意識の向上を図ります。	●	●	●
市の環境ポータルサイト「ふくエコ」等を活用し、家庭や職場で実践できる取組について情報発信を行います。	●	●	●
省エネルギーによる光熱費の削減や快適性の向上など、脱炭素行動による暮らしのメリットを分かりやすく発信し、行動変容を後押しします。	●	●	●
省エネ住宅、省エネ家電、食品ロス削減、環境に配慮した移動など、具体的な脱炭素行動とその効果について情報発信を行います。	●	●	●
適切な冷暖房利用や服装の工夫など、日常生活における省エネルギー行動を促進します。	●	●	●
市職員に対し、環境に関する情報発信を行い、意識の向上を図ります。	●		

目標（指標）	・環境に関するイベント等の参加者数		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	1,334 人	14,346 人 （令和 3～7 年度累計）	17,000 人（累計） 毎年 1,700 人以上

コラム

デコ活
～脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動～

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けて、国では、国民・消費者の行動変容やライフスタイルの転換を後押しする国民運動「デコ活」を推進しています。

「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。「デコ」は、二酸化炭素（CO_2）を減らすことや脱炭素（Decarbonization）を表す「DE」と、環境に良い「Eco」を組み合わせたもので、これに活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。

デコ活
くらしの中のエコろがけ

デコ活アクション まずはここから
デ 電気も省エネ 断熱住宅
コ こだわる楽しさ エコグッズ
カ 感謝の心 食べ残しゼロ
ツ つながるオフィス テレワーク

基本方針２	温室効果ガスの吸収源を確保する
関連するSDGｓのゴール	
基本施策（１）	森林等の保全・適正管理の推進

施策２－（１）－①　森林や農地等の保全・適正管理の推進

持続可能な森づくりや木材産業の強化などによる取組を「福島市森林ビジョン」と連携して推進します。

森林等の保全･適正管理により、生物多様性や良好な景観の保全や防災･減災としての効果、間伐材を活用した産業の創出など、様々な効果も見込まれます。



森林環境譲与税を活用して整備したＪＲ福島駅西口の大庇

取組の推進にあたっては、森林所有者、林業・木材産業事業者、農業生産者等、関係者との連携を図り保全・適正管理に努めます。

取組内容	市	市民	事業者
林業の担い手の確保・育成や多様な人材が活躍できるよう努めます。	●	●	●
森林環境譲与税を財源として、適切な森林整備を実施するとともに、木材利用の促進や普及啓発等の推進を図ります。	●	●	●
ＩＣＴを活用した森林境界の明確化など、森林の土地所有者等の情報整備を進めるとともに、森林所有者に対して適正な民有林の保全を依頼します。	●	●	●
松くい虫の被害など、森林病害虫の防除に努めます。	●		●
森林作業道として、環境に配慮した林道の整備・保全や林業施設の整備・維持管理に努めます。	●		●
間伐材の活用や地元生産材の利用拡大を進めます。	●		●
「福島市木材利用推進方針」に基づき、市内の公共建築物の整備等において木材の利用の推進を図ります。	●		
森林整備で生じた間伐材･林地残材などの木質バイオマスのエネルギー源としての利用を検討します。	●		
木質ペレットやチップ、薪、丸太などの活用について、市民、事業者に対してＰＲを行い、木材の活用促進を図ります。	●	●	●
森林の公益的機能に対する理解を深めるため、各種団体と連携して林業体験等への参加を呼びかけるとともに、既存事業の拡大や関連イベントとの連携の拡大に努め、森林環境教育の推進を図ります。	●	●	●
森林資源の高度利用について検討し、林業の生産性の向上を図ります。	●		
土壌診断に基づく適正施肥の推進や、水田メタンの排出削減など、環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を通じて、吸収源対策に貢献します。	●	●	●
市有林を適正に管理することによって J-クレジットの創出に努めるとともに、地域の森林所有者等が J-クレジットの創出を進める支援を検討します。	●	●	●
「再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」と連動した規制の強化を実施します。	●		

目標（指標）	・森林経営管理制度による森林整備面積		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	－	60ha	160ha

コラム

福島市森林ビジョン

本市は市域の６割以上を森林が占め、四季折々の美しい自然景観や豊かな生態系、清らかな水源など、多くの恵みをもたらしています。森林は温泉地や観光資源とも密接に関わり、酒造りやツーリズムなど地域産業の基盤としても重要な役割を担っています。

しかし近年、手入れがされていない森林の増加や林業の担い手不足、大規模なメガソーラー設置による林地開発など、森林を取り巻く課題が複雑化・深刻化しています。加えて、気候変動への対応や脱炭素社会の実現といった新たな社会的ニーズにも答えていく必要があります。

そのため、本市が抱える森林の問題・課題を改めて整理し、それぞれの課題と施策等の対応を明確にし、本市の森林がこれから進むべき方向を示した「福島市森林ビジョン」を令和９年３月に策定しました。



水林自然林

基本施策（２）	都市緑化等の推進

施策２－（２）－①　都市緑化等の推進

身近な生活環境における緑化の推進は、温室効果ガスの吸収源としてはもちろん、ヒートアイランド現象の抑制や良好な景観の維持など様々な効果が期待されます。

建物の緑化により夏季の冷房費用の削減、公園など生活環境の緑化による、雨水流出の遅延や緩和、都市型水害に対する効果も期待できます。

取組の推進にあたっては、策定予定の「福島市花と緑の基本計画」と連携して都市緑化を推進します。

取組内容	市	市民	事業者
住宅や事業所における屋上緑化や壁面緑化等の取組を推進します。	●	●	●
植物による緑のカーテンの普及啓発に努めます。	●	●	●
補助金等の交付により、民有地における緑化の推進を図ります。	●	●	●
公共施設や街路等の緑化を推進します。	●		●
市民の緑化の意識の向上を図ることを目的とした緑化キャンペーンや各種イベントを実施します。	●		●

目標（指標）	・都市計画区域における緑被率		
	基準年度値（2013 年度）	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
	－	66.4%	2024 年度値を維持

コラム　身近な緑で暑さ対策「緑のカーテン」

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を建物の窓や壁面の外側に育てる「緑のカーテン」は、日射を遮るとともに、植物の蒸散作用によって周囲の暑さを和らげます。

夏季の室温上昇を抑えることで、冷房に使用するエネルギーの削減につながるほか、身近に取り組むことのできる暑熱対策としても効果が期待されます。

家庭や事業所、公共施設などで身近な緑を増やすことは、脱炭素と気候変動への適応の双方につながります。



緑のカーテン（福島市役所庁舎棟）

基本方針３	再生可能エネルギーを効果的に活用する
関連する SDGｓのゴール	
基本施策（１）	地域と共生する再生可能エネルギーの効果的な活用

施策３－（１）－①　地域共生型再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーを最大限導入するためには、多様な再生可能エネルギー種別を活用するとともに、「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」に則し、既存の設備を含む、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理を確保することによる、環境への配慮とともに、ネット・ゼロの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入が重要です。

地域共生型再生可能エネルギーの利用により、地域内経済循環が促進され、地域内の電力消費量に対する再生可能エネルギーの割合の向上が期待できます。

取組内容	市	市民	事業者
太陽光発電・太陽熱利用設備等の建築物への導入を進めます。	●	●	●
自家消費型太陽光発電設備等への助成を行います。	●		
従来型の太陽電池では設置が困難な場合は、ペロブスカイト太陽電池の導入を検討します。	●		
廃棄物処理施設における発電や廃熱の温水利用を継続します。	●		
温泉熱・地熱の多目的な利活用について検討します。	●		●
河川や水道施設を活用した小水力発電を推進します。	●		●
果樹剪定枝など農業廃棄物や食品廃棄物、間伐材や林地残材などバイオマス資源の利活用を推進します。	●	●	●
再生可能エネルギーの利用に関する研究を行い、導入を目指します。	●		●
事業用太陽光発電所や系統用蓄電所等に対し、適正な環境配慮と地域との合意形成を求めます。	●		
再生可能エネルギー分野での新産業の創出と雇用の確保に努めます。	●		
風力発電の技術者育成を行う一般社団法人ふくしま風力　Ｏ＆Ｍアソシエーションを支援します。	●		
民間事業者による水力発電事業検討に向け連携を図ります。	●		●
次世代エネルギーパーク各施設との連携による普及啓発に努めます。	●		
太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの実施及び体制の整備に努めます。	●		●
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域を設定します。	●		

目標（指標）	・市内の住宅総数における太陽光発電設備の設置割合		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2023 年度）	目標値 （2030 年度）
	4.2%	8.3%	12.0%

施策３－（１）－②　再生可能エネルギーの地産地消の推進

市内で生成された再生可能エネルギーの自家消費や地産地消を推進します。

取組の実施により、災害時のレジリエンス[15]の向上につながり、域外へ流出していたエネルギー支出を減少し、雇用や産業創出など地域経済循環への貢献が見込まれます。

取組内容	市	市民	事業者
住宅や事業所等への蓄電池の導入を促進し、再生可能エネルギーの有効活用を推進します。	●	●	●
固定価格買取制度（FIT）終了後の各家庭の余剰電力について、蓄電池を活用した自家消費を推進します。	●	●	
再生可能エネルギー発電事業者に対し、市内で産出されたエネルギーの地産地消を促します。	●		
住宅メーカーや再生可能エネルギー発電設備小売業者等と連携します。	●		
防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池の導入を推進し、防災力の向上及び災害時における自立的なエネルギー供給の確保を図ります。	●		
市内に拠点を置く地域新電力の優先調達を検討し再生可能エネルギーの地産地消を促します。	●	●	●

[15] 困難や逆境に対して、柔軟かつ効果的に適応し、回復する力のこと。

基本施策（２）	水素を中心としたエネルギーの効果的な活用

施策３－（２）－①　水素社会[16]実現に向けた取組

水素の「貯蔵性に優れ、運搬が可能」という特性を活かしたエネルギー利用を進めるため、水素の「製造・貯蔵・運搬・利用」に関連する設備等の導入を推進します。特に、電化が難しい設備に関しては、水素エネルギーの利用を検討します。

取組の実施により、関連産業への新規参入や雇用の創出、エネルギー貯蔵の分散化による災害時における非常用電源等の確保にもつながります。

取組内容	市	市民	事業者
福島市水素社会実現推進協議会において情報収集や意見交換を行い、水素社会実現に向けた課題抽出や検討を進めます。	●		●
水素利活用設備、水素製造・貯蔵設備の導入検討に当たり、製造・販売事業者や再生可能エネルギー関連施設管理者等と連携を図ります。	●		●
福島大学共生システム理工学類付属水素エネルギー総合研究所と連携し、バイオマス由来水素・炭化物製造システムの研究に関わるバイオマスの利活用検討、市内における研究開発人材育成の強化、将来の地域企業への横展開に努めます。	●		●
燃料電池自動車や燃料電池バス等の導入を推進します。	●	●	
事業所や住宅における純水素燃料電池等の水素利活用設備の導入を検討します。	●		
水素関連設備の導入に関する支援策等を検討します。	●		
関連産業育成のための支援策等を検討します。	●		
再生可能エネルギー関連施設における水素製造・貯蔵設備の導入検討をします。	●		
交通事業者（バス・タクシー等）と連携し、燃料電池自動車等の導入を検討します。	●		●
福島水素エネルギー研究フィールド（ＦＨ２Ｒ）等の域外の再生可能エネルギー由来の水素の調達を検討します。	●		●
市内における水素供給拠点の整備促進を検討します。			●

16　従来の化石燃料を主とするエネルギー源に代わり、温室効果ガスを排出しない水素エネルギーを日常生活や産業で利活用する社会のこと。

目標（指標）	・水素利活用・製造・貯蔵施設数（純水素に限る。モビリティを除く。）		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	０施設	３施設	５施設
	・水素調達・供給拠点数		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	０箇所	２箇所	３箇所

施策３－（２）－②　余剰電力や熱エネルギーの効果的な活用

再生可能エネルギーで生成された余剰電力や熱エネルギーの効果的な活用を推進します。

余剰電力や熱エネルギーの効率的な活用により、需給調整機能による経済効果が生まれます。また、固定価格買取制度（ＦＩＴ）期間終了後の発電設備の継続的な使用ができ、公共施設への導入による経済的なメリットや普及啓発への効果が期待できます。

取組内容	市	市民	事業者
公共施設による再生可能エネルギーの余剰電力の有効活用について検討します。	●		
廃棄物発電や排熱の温水利用を継続します。	●		
売電から自家消費へ転換する、再生可能エネルギーの地域活用モデルの周知を行います。	●		
蓄電池やＥＶ（電気自動車）等、蓄エネルギー関連製品の普及拡大を推進します。	●		●
ＩｏＴを活用した高度なエネルギーマネジメントシステム技術により、分散型エネルギーリソースを束ね、電力の需給バランス調整に活用する取組を検討します。			●
蓄電池やＥＶ等、蓄エネルギー関連製品の導入を検討します。		●	●
太陽光の自立運転機能と蓄電池を組み合わせた活用を検討します。		●	
エネファーム等、他の電源等と組み合わせた災害対策を含めた取組を進めます。		●	
余剰電力を活用した水素の製造について検討します。	●		
蓄エネルギー関連事業者との連携を図ります。	●		

コラム

定置式水素ステーション

令和 5（2023）年 3 月に、市内初となる商用の「定置式水素ステーション」が開所しました。

この施設は、水を電気分解して水素を製造する国内最大規模の装置を備え、非化石証書付きの電気を使用した「CO_2フリー水素」を供給しています。また、福島水素エネルギー研究フィールド（浪江町）で製造された水素もトレーラーで調達し、燃料電池バスなどへの充填にも対応しています。

・場所：福島県福島市北矢野目字台田 18-1
・営業時間：9 時 30 分～17 時 00 分
・営業日：水曜日～日曜日
・定休日：月曜日/火曜日/祝日



基本方針４	気候変動が及ぼす影響に適応する
関連する SDGｓのゴール	
基本施策（１）	農業、森林・林業分野における対策

施策４－（１）－①　農業における気候変動対策

（１）県内の想定される影響

〇果樹

リンゴやブドウについては、現在も発生している日焼け果や着色不良・着色遅延が増加することが予測されます。一方、比較的寒い条件でも栽培可能なウンシュウミカンについては、県内においても栽培適地の領域が認められる予測となります。

〇水稲

コメ生産には、増収、減収の両面での影響が及ぶと指摘されています。2030 年以降に県内平野、盆地部で白未熟粒発生率の増加が認められる予測となります。

〇野菜、花卉（かき）

福島県で生産されるキュウリやトマトは全国上位に位置付けられていますが、高温化によるトマトの裂果や着色不良、キュウリの奇形化等の被害も危惧されています。

キャベツやダイコン、スイカなどの露地野菜では、収穫期の早期化、生育障害の発生頻度の増加等が報告されています。

ホウレンソウ、ネギ、キャベツ、レタス等の葉菜類では、高温や多雨あるいは少雨による生育不良や生理障害等が報告されています。

イチゴでは、花芽分化の遅れや花芽形成の不安定化が報告されています。



トマトの裂果事例
出典：福島県の気候変動と影響の予測
令和５年３月より

大豆等は要水量の多い作物であるため、土壌が乾燥した場合には干害を受けやすく、気候変動により指摘される多少の両面で生じる極端な降水の影響が危惧されます。

〇病害虫

西南暖地の一部に分布するミナミアオカメムシは、水稲や果樹など多くの作物に被害をもたらします。既に関東一部にまで分布域が拡大し、気温上昇の影響が指摘されています。

また、サクラやモモなどに被害をもたらすクビアカツヤカミキリも国内で分布を拡大しており、気候変動に伴う生息域の変化が懸念されています。

〇農業生産基盤

農業生産基盤に影響を与える降水量については、年間降水量は、大局的には現在と大きな変化が見られませんが、温暖化の影響で豪雨、干ばつなどの極端な降水量の変動が予測されます。

（２）本市への影響

本市はモモやナシ等、全国でも有数の果物の産地であり、生育障害や品質低下、生産適地の変化等の影響が想定されます。野菜や花卉についても高温による収穫期の変動や生育障害の発生が想定されます。

水稲については、気温上昇による品質の低下、降水・降雪量の変化による用水不足、生産量への影響が想定されます。また、降水量の変動に伴い、農業用水の確保、洪水発生による農作業への影響が想定されます。

畜産では、気温の上昇により増体率の低下等の影響が生じることが想定されます。

また、気候変動による病害虫の感染拡大や病害虫の分布域の変動に伴う新たな被害の発生が想定されます。

（３）対策

地球温暖化防止に効果の高い農業である環境保全型農業を推進することにより気候変動の緩和に貢献していくとともに、病害虫防除の促進や天候の影響を受けにくい生産設備の導入、適切な営農指導の実施により気候変動に適応した生産活動の導入に向けた支援を行います。

生産物の安定供給、品質の向上、産地規格としての統一性の進展、水田のかん養機能の向上等による洪水等の防災・減災効果が期待できます。

気候変動の影響を回避・軽減する適応技術に関する情報共有を行うために、国や県、農業関係団体、農業従事者等との連携を図ります。

	取組内容	市	市民	事業者
果樹	気候変動の中にあっても、果樹の品質向上を図るため、果樹栽培施設等の導入を支援します。	●		
水稲	気候変動に適応した肥培管理や水管理等の技術の啓発を図ります。	●		●
野菜 花卉	気候変動に適応した肥培管理や水管理等の技術の啓発を図ります。	●		●
畜産	畜舎内の散水、換気など暑熱対策や適切な飼養管理技術の啓発を図ります。	●		●
病害虫	薬剤購入支援や防除技術の指導をとおして、気候変動に適応した病害虫防除を推進します。	●		●

目標（指標）	・気候変動適応型農業支援事業対象面積		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	－	５５６ａ （令和３～７年度の累計）	１，１５６ａ （令和３～１２年度の累計）

施策４－（１）－②　森林・林業被害対策

（１）県内の想定される影響

〇人工林

気候変動によるスギの生産力を予測したところ、温室効果ガス排出量の増加に伴うCO_2濃度増加により光合成の促進が生産力に寄与し、生産力の増加が見込まれます。ただ、気温感度も高く、詳細な地形条件により予測も変化することに注意が必要です。

〇天然林

冷温帯に生育する温帯性落葉広葉樹林であるブナは、気候変動による影響が概ね認められない予測となっていますが、気温上昇が顕著となる場合では、2050 年期までは大きな変化がないものの、2100 年期になると潜在生息域が極端な減少を示します。

ブナ科コナラ属の常緑広葉樹であるアカガシは、暖温帯に主に生育し、冬期の低温により分布が制限されます。中通り地方や浜通り地方の平地が潜在生育域に相当し、会津地方および県内の高標高部では、生育不適域となりますが、2030 年期には潜在生育域が拡大することが予測されます。

マツ科モミ属の常緑針葉樹であるシラビソについては、気温上昇に伴い潜在生息域が減少しますが、減少速度は遅く、全体的に大きな影響は認められません。生育不適地となった場所には、冷温帯に生育するブナ等の落葉広葉樹の潜在生育域が拡大すると予測されます。

（２）本市への影響

〇山地災害、治山・林道施設

山林は総地積の約４割を占めており、気候変動により脆弱化した森林が、山腹崩壊や流木災害等を引き起こした場合に大きな被害が発生することが想定されます。

林業の衰退により、森林の整備が行き届かず、水源かん養性や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されます。

〇人工林

森林材積において針葉樹人工林の割合が高く、針葉樹の中でもスギの割合が最も多いことから、主にスギ林の生育等に対する影響が想定されます。

〇天然林

天然林は広葉樹の割合が高く、植生分布への影響が想定されます。

〇林業

主に森林材積の多いスギについて、気候変動による脆弱化に伴い、木材産業への影響が想定されます。

（３）対策

取組の実施により、地域産木材の地産地消による林業の活性化が期待できます。

また、森林保全にあたっては、各種の補助、融資制度を活用し、行政、林業関係団体、森林所有者が一体となり取組を進めます。

	取組内容	市	市民	事業者
山地災害治山林道施設	森林の有する水源のかん養や保安林の配備を計画的に推進します。	●		
	山地における斜面崩落や林野火災等による被害を防止するため、危険な山腹斜面の安定化や治山施設の整備を進めます。	●		
	山地災害危険地区の調査基準の見直し、集中豪雨の増加を考慮した林道施設整備を推進します。	●		
人工林	造林木における適応性の評価、周辺環境の継続的モニタリング、長伐期リスクの評価などを行います。	●		●
天然林	継続的なモニタリング調査や森林生態系ネットワークの形成に努めます。	●		●
林業	利用期を迎えている人工林等について、森林資源の循環利用を推進します。	●	●	●
	森林整備の基盤として、林内の木材輸送を効率的に行うための林業専用の道路の整備を推進します。	●		

	・森林経営管理制度による森林整備面積（再掲）		
目標（指標）	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	－	60ha	160ha

基本施策（２）	水環境・水資源分野における対策

施策４－（２）－①　水質、水資源被害対策

（１）県内の想定される影響

〇水環境

河川の水資源や生態系に大きな影響を及ぼす浮遊物質量（SS）は、短時間強雨が生じた場合、河川周辺、河道内から雨や流水により削られた土砂が濁りの起源となる場合が多いですが、流出される河川の流域の土地被覆状態や地質風化などの条件により、阿武隈川においては、河川平均流量の増加に伴い浮遊物質量の増加が予測されます。

〇水資源

年間を総じて浜通り地方は水資源賦存量が減少傾向を示しており、暖候期ではいずれの地域も不安定な水資源賦存量となります。なお、寒候期（1～3 月、11～12 月）は、将来的には増加する傾向です。

（２）本市への影響

〇水環境

本市には、福島県県北地域の水道用水の水源である摺上川ダムや、阿武隈川をはじめとした多くの河川があり、これらの水源に対する水温・水質・水生生物等への影響が懸念されます。



摺上川ダム
出典：国土交通省東北地方整備局 摺上川ダム管理所

〇水資源

降雨量・降雪量の減少によりダムの貯水量が減少し、用水の供給可能量も減ることが想定されます。また、降雪時期の早期化に伴う、田植え時期や用水管理の変更等、農業用水の需要への影響が想定されます。

（３）対策

取組の実施により、水道水質の維持、河川に生息・生育する水生動植物等の生態系の保全も期待できます。

国、県、河川流域自治体、住民等が連携を密にし、河川やダム等の水資源の状況について情報共有を図り、対策を進めます。

	取組内容	市	市民	事業者
水環境	河川の水質を常時監視することにより、河川ごとの汚濁状況を把握し、必要な対策を推進します。	●		
	摺上川ダム湖周辺については、良質で安全な水道水の源となる水源の維持のため、水源地域に関わる関連機関との連携や市民との協働による水道水源保護活動等を実施します。	●	●	●
	渇水や降雨に対して森林の保水力を高め、水源かん養機能を向上させる取組を推進します。	●		
	阿武隈川流域の水環境保全について流域の自治体、住民と連携し、取組を推進します。	●	●	●
	水環境を守り継ぐ意識の向上に向けて、国、県等と連携し、広報啓発・教育を推進します。	●	●	●
水資源	一度使用した水や雨水の再使用・循環利用等を推進します。	●	●	●

目標（指標）	・河川の水温について 10 年移動平均から２℃以内を維持している地点数		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	23/23	21/23	23/23

基本施策（３）	自然生態系分野における対策

施策４－（３）－①　生態系被害対策

（１）県内の想定される影響

北海道から九州まで広く生息する大型有蹄類であるニホンジカは、温暖化の進行に伴い、生息分布が拡大する予測となり、2100 年期では、福島県の大部分がニホンジカの分布確率の高い地域に変化します。ニホンジカの分布拡大に伴い、農林業被害の拡大、食害の影響、生活被害の増加も危惧されます。

（２）本市への影響

気候変動に伴い生態系へ連鎖的な影響を及ぼすことが想定されます。

〇陸域生態系

植物種の変化による生物多様性の損失が懸念されます。平均気温の上昇などにより、高山植物への影響が懸念されます。

〇生物季節

気温上昇により、カエデ紅葉日変化や、桜の開花日が変化し、開花から満開までの日数減少などへの影響が懸念されます。

〇分布・個体群の変動

気候変動の影響により野生鳥獣の生息域の拡大や生息数の増加が懸念されます。

（３）対策

自然生態系分野における対策の実施により、豊かな自然環境の保全による誘客を通した地域振興、野生鳥獣による農林業への被害の抑制が見込まれます。

取組にあたっては、国や県の鳥獣対策部門、観光部門等との情報共有を図り、対策を進めます。

取組内容	市	市民	事業者
温暖化の状況を把握し、動植物などへの影響や状況の情報収集に努めます。	●	●	●
野生鳥獣保護管理に関する各種計画に基づき、捕獲対策を進め、自然植生への影響を抑制します。	●		●

基本施策（４）	自然災害分野における対策

施策４－（４）－①　水害、土砂災害対策

（１）県内の想定される影響

〇洪水被害

温暖化に伴い、河川周辺の資産が集中する市街地において被害が甚大になることや、被害の甚大になる地域は永続的にリスクが高まる予測が得られています。また、特に河川の合流部に相当する市街地ではリスクの高まりが示されており、浸水に対する資産管理対策の必要性を示しています。

〇斜面崩壊

気候変動による降水の極端化、豪雨発生で洪水被害と同様に危惧されるものが斜面崩壊による被害です。気候変動の影響により、斜面崩壊の発生確率が上昇する領域は、会津地方の北部・南西部、南会津地域の西部、県北地域の北部、県中地域の西部、県南地域の東部、浜通り地方の阿武隈高地の境界部に特定されます。

（２）本市への影響

〇水害・土砂災害

本市では、阿武隈川とそこに流入する荒川など多くの支川・枝川が流れており、急流河川が多いことから、大雨による洪水や浸水被害の発生のリスクがあります。また、大雨の可能性が高い時期（梅雨の末期にあたる７月や台風による秋雨前線が活性化する９月頃）は、局地的な豪雨により、水害や土砂災害が引き起こされる恐れもあります。

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、過去最大級の豪雨となり、市内を流れる河川の氾濫や 600 件を超える床上浸水など大きな被害を及ぼしました。

（３）対策

インフラ整備による都市機能の向上、地域等の防災体制の構築に伴う要支援者の把握や安全な生活の確保に努めます。

豪雨等の緊急時におけるダム管理者（国）・河川管理者（県）・阿武隈川流域自治体等との情報共有や各地区町内会（自主防災組織）、住民への情報提供について、より有効に行われるよう関係機関の連携体制を強化します。



福島市総合防災訓練の様子

【防災体制の確立】

取組内容	市	市民	事業者
「福島市地域防災計画」、「福島市水防計画」に基づき、災害予防及び災害対応の推進を図ります。	●	●	●
地域における自主防災組織の運営、強化を支援します。	●	●	●
大雨等の気象情報発令時に、早期に市民へ情報を提供するとともに、避難所開設情報を提供し、迅速な避難の呼びかけができるよう情報伝達システムを活用します。また、高齢者や障がい者等に対しては、情報伝達に漏れがないようにハード面、ソフト面の整備を進めます。	●	●	●
県や関係機関とともに、防災訓練を実施し、災害発生時の備えや防災知識の普及啓発に努めます。	●	●	●

【水害・土砂災害】

取組内容	市	市民	事業者
「福島市総合治水計画」に基づき、「流す」「遅らせる」「準備・回避する」の３つの観点から浸水対策を推進します。	●	●	●
砂防事業、河川改修事業、公共下水道（雨水渠）事業、排水路整備、雨水貯留施設設置など、複合的な対策を推進し、浸水被害の軽減を図ります。また、大雨時に水田へ一時的に雨水を貯留し、雨水の流出を抑制する「田んぼダム」の設置を促進します。	●	●	
森林や土砂災害防止施設等の整備を推進します。	●	●	●
「福島市洪水ハザードマップ」や「福島市内水ハザードマップ」、土砂災害特別警戒区域における「土砂災害ハザードマップ」の更新や周知に努めます。	●	●	●
河川の洪水情報や水位の情報の発信、国が実施しているメールサービスの周知に努めます。	●	●	●
学校、職場、町内会、自主防災組織等を対象として、水害や土砂災害等に関する出前講座を実施します。	●	●	●
「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」等に基づき、事業者に対して、災害と獣害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護等を求めます。	●		●
ダム下流域の防災・減災のため、県より受託している大笹生ダムの適切な維持管理を継続します。	●		

【風害】

取組内容	市	市民	事業者
都市の緑化と併せて、防風林の植樹について積極的に啓発し、促進します。	●	●	●
家屋や看板・広告、ビニールハウス等の農業施設等について、防風に対して配慮するよう指導します。	●	●	●

目標（指標）	・「地震や大雨などの災害が発生したときに、市民の安全を守るための取組が進んでいる」と答えた市民の割合		
	基準年度値 （2013 年度）	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
	―	44.8%	2025 年度値より向上

コラム　自分の地域の災害リスクを知ろう

気候変動により、大雨の頻度や強度が増加することで、洪水や内水氾濫、土砂災害のリスクが高まることが懸念されています。

災害による被害を減らすためには、日頃から自宅や職場、学校などの周辺にどのような災害リスクがあるかを知り、避難場所や避難経路を確認しておくことが重要です。

福島市では、洪水や土砂災害等のハザードマップを作成し、災害のおそれがある区域や避難場所などの情報を提供しています。地域の防災訓練等も活用し、平時から災害への備えを進めましょう。

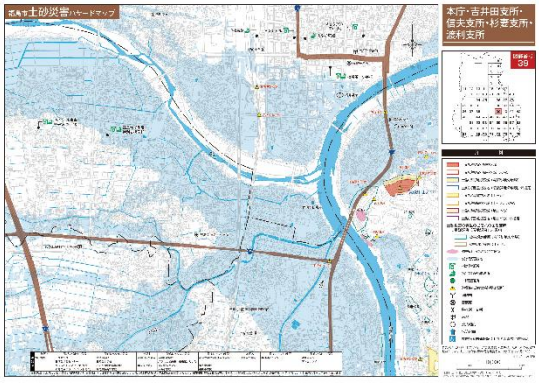

ハザードマップの表示例

基本施策（５）	健康分野における対策

施策４－（５）－①　暑熱対策

（１）県内の想定される影響

暑熱にさらされたり、労働や運動をしたりすることで熱ストレス[17]を受けると、体温が上昇し、発汗によって体内の水分や塩分のバランスが崩れ、ひどくなると熱中症になります。さらに、過度な暑さが生じれば、死亡者が増加します。

熱ストレスに関わって死亡する人の４割弱が、近年に認められる気候変動によると推計されています。

全県的に熱ストレス変化率は 10%以上の大きな増加が予測されています。

（２）本市への影響

暑さ指数が上昇すると、熱ストレスによる罹患や死亡のリスクが増加する可能性が指摘されています。

（３）対策

クールビズやクールシェア等の取組を通じて、熱中症予防に加え、暑熱リスクやその対策に対する市民・事業者の理解を深め、それぞれの生活や事業活動における自主的な取組を促進します。また、快適な職場環境の確保や地域コミュニティの活性化、製造業、建設業、農林業等における機械・ICT 技術の活用・開発促進にもつなげます。

取組の実施にあたっては、国や県等との情報共有を図るとともに、住民や事業者等への効果的な情報提供や普及啓発に向け、関係機関との連携を強化します。

取組内容	市	市民	事業者
気象情報及び暑さ指数の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施します。	●		
健康教育やパンフレットの配布等を通じて、市民の意識向上や、企業の取組の促進を図ります。	●	●	●
熱中症による救急搬送人員数の調査・公表や、予防のための普及啓発を行います。	●		
農林業における作業では、炎天下や急斜面等の厳しい労働条件の下で行われている場合もあることから、機械の高性能化とともにロボット技術やＩＣＴの積極的な導入により、作業の軽労化を図ります。			●
製造業や建設業等の職場における熱中症対策を推進します。			●
市街地緑化の推進、また、暑さをしのぐための一次休憩所「ふくしま涼み処」の設置の拡大につながるよう取り組みます。	●		
公共施設や商店などで冷房を共有するクールシェアの推進に協力します。	●	●	●
暑さ指数等を活用した行動の目安や、日常生活に取り入れることができる暑熱対策について情報発信し、市民一人ひとりの自主的な対策を促進します。	●	●	●

[17] 身体の生理的障害なしに耐え得る限度を上回る暑熱のこと

施策４－（５）－②　感染症対策

（１）県内の想定される影響

デング熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が北海道を除く国内に広く分布していることが報告されています。特に、都市部や市街地、住宅密集地などには高密度に生息していることが知られています。



ヒトスジシマカ
出典：国立健康危機管理研究機構
感染症情報提供サイトより

現在は、中通り地方、浜通り地方の人口集中する低地を生息分布領域としますが、気候変動に伴い、生息分布地は拡大し、2050 年期には、会津地方の人口の集中する低地、中通り地方、浜通り地方の人口住居範囲が生息分布地に網羅する予測となります。

現在の動向から、都市部の人工容器（空き缶、空き容器、植木鉢の水受皿、中古タイヤなど）などの小さな溜まり水を介して生息して都市部で高密度化していますが、自然由来の樹洞や竹の切り株などでも見受けられることに注意が必要です。都市部だけでなく森林域も要注意といえ、防虫に対する対策を講じた行動を進める必要があります。

（２）本市への影響

本市でもヒトスジシマカが捕獲されており、今後は気温上昇により、分布可能域が拡大すると予測されます。

（３）対策

蚊の分布状況や対策等について国、県、医療機関等と情報共有を図り、住民への迅速な情報発信に努めます。

取組内容	市	市民	事業者
蚊を発生させない、蚊に刺されないなどの予防対策についてホームページなどを活用して周知します。	●		
蚊媒介感染症の発生動向の把握や、防蚊対策に関する注意喚起等の感染症発生予防対策と、まん延防止の対策に努めます。	●		

基本施策（６）	産業・経済活動分野における対策

施策４－（６）－①　産業・経済活動分野

（１）県内の想定される影響

県内の観光入込客数について、近年、東北地方では上位の観光入込客数が認められています。福島県の豊かな自然、景観を観ることを目的に来県する観光客が多く、気候変動による影響はこれら観光資源の喪失や劣化を招く可能性があります。

（２）本市への影響

〇産業・経済活動

局地的な豪雨や大型の台風発生の増加により地域内外のサプライチェーンが寸断される可能性があります。

〇観光業

気候変動に伴い、台風や洪水、熱波などの自然災害が頻発することで、観光地の安全性が脅かされ、観光客が減少するリスクが高まります。

（３）対策

産業・経済活動における取組の実施により、適応策に関連する新たなビジネスチャンス（例：災害リスクを予測・評価するサービス、建物や居住空間の暑熱環境・快適性を向上させる技術、異常気象による損害を補償する天候デリバティブ等の金融商品を扱ったビジネス等）の創出が期待できます。

災害時等において、事業者への迅速な情報発信、支援等ができるよう、国や県等と連携を密にし、情報共有を図ります。

取組内容	市	市民	事業者
工場設備の災害対策を行い、強化することにより業務継続を図ります。			●
適切な業務継続計画を策定することにより、災害への対応を強化します。			●
周辺の地域特性を勘案し、他産業や他の観光産業と連携し地域全体の観光振興を図ります。	●		●

基本施策（7）	都市生活分野における対策

施策 4－(7)－①　インフラ、ライフライン対策

（１）県内の想定される影響

気候変動に伴い気温上昇、海面水位上昇や降水の極端化が生じます。そのため、過去に経験した最大値、統計的に求められた値により決定されたインフラ・ライフラインの施設、ガス、水道施設、道路・線路、河川構造物、電気通信設備などの設計基準を超過する危険性も大いに予測されます。

現在のところ影響が顕在化していませんが、降水の極端化以外にも、気温上昇が電力設備の冷却水の温度上昇を引き起こし電力の効率を低下させること、海面水位上昇が港湾施設の浸水を助長させることなど、気候変動による様々なインフラ・ライフラインへの影響も危惧されます。

（２）本市への影響

本市においても、局所的な豪雨により床上浸水や道路のアンダーパス部における冠水等の被害が生じており、今後、さらに深刻化する状況を踏まえたインフラ整備が必要です。また、災害発生時におけるライフラインを確保するため、関係機関等との連携体制の構築や施設整備の充実が必要です。

（３）対策

取組の実施により、インフラ整備による都市機能の向上、地域の防災体制の構築に伴う、高齢者等の要支援者の把握や安全な生活の確保へ繋がります。

また、取組の実施にあたっては、豪雨等の緊急時における国、県、電気・ガス・水道事業者、交通事業者等との情報共有や各地区町内会（自主防災組織）、住民への情報提供について、より有効に行われるよう関係機関の連携体制を強化します。

【ライフライン】

取組内容	市	市民	事業者
エネルギー消費の少ない機器類の導入、資機材のリユースなど、環境負荷低減を意識した取組を検討します。	●		●
大規模な災害発生時においても生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、避難所や防災拠点となる公共施設において、災害時の自立的なエネルギーとして太陽光発電などの再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を推進するとともに、市民・事業者による再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	●	●	●
自然災害等による停電の際、公用車及び事業者が所有する電気自動車（ＥＶ）の活用を検討します。	●		
大規模災害への応急対応に必要な燃料等の確保と施設の早期復旧のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の支援協定によるエネルギー供給体制の強化を図ります。	●		●

【交通】

取組内容	市	市民	事業者
大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。	●		
災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、効率的かつ計画的な橋梁の長寿命化を推進します。	●		
災害時における公共交通の維持確保・早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため交通事業者・行政・関係機関の連絡体制の構築を図ります。	●		●

【防災拠点の整備】

取組内容	市	市民	事業者
2022 年 4 月に開駅した「道の駅ふくしま」について、道路利用者等の一時避難や道路の規制・被災情報の提供をするとともに、防災倉庫や非常用電源設備の設置により、非常用物資の備蓄・支援物資の集配場所等の機能を付加し、災害時の防災拠点化を進めます。	●		
2025 年 3 月に開設した福島市役所本庁舎西側の「福島市市民センター」について、停電時も災害対応活動を可能とする自家発電設備、停電時に地域住人への給水を可能とする耐震性貯水槽も備えた市内中心部の防災機能を整備し、安全・安心のよりどころとなる施設とします。	●		

【災害廃棄物処理体制の整備】

取組内容	市	市民	事業者
災害発生時は、県計画や策定した災害廃棄物処理計画との整合性を図りながら災害廃棄物を円滑に処理できるよう努めます。	●		
大量に発生する災害廃棄物の収集運搬、処理について、県との連携により広域処理の体制を整えるとともに、民間事業者との協定締結など協力体制を構築し、災害廃棄物の処理体制を強化します。	●		●

【都市緑化の推進】

取組内容	市	市民	事業者
公共施設や街路などの緑化を推進し、都市の気温上昇を抑えます。	●	●	●

第４節　地域脱炭素化促進事業に関する事項

１）地域脱炭素化促進事業の概要

令和４（2022）年４月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を定めることができることとされています。

地域脱炭素化促進事業は、促進区域や環境配慮事項等をあらかじめ定めることにより、地域の環境保全や地域課題との調和を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進する制度です。

本市では、2050 年ネット・ゼロの実現及び本計画に掲げる再生可能エネルギー導入目標の達成に向け、地域脱炭素化促進事業に関する事項を次のとおり定めます。

２）地域脱炭素化促進事業の目標

地域における再生可能エネルギーの導入を計画的に推進するため、以下の目標を設定します。

目標：令和 12（2030）年度までに再生可能エネルギー発電設備容量 70,978kW

（令和 12（2030）年度　温室効果ガス排出量 55%削減に必要な導入設備容量）

３）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

本市では、美しく豊かな環境を守るため、公共施設や住宅・事業所の屋根等を中心に太陽光発電を普及させていく方針であることから、原則として以下の区域を対象とします。

ただし、国及び福島県が定める「促進区域に定めることが適切でないと認められる区域」に含まれる場合及び「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」に定める禁止区域に含まれる場合を除きます。

促進区域：「福島市内の太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根及び屋上並びに市有地」

４）地域脱炭素化促進施設の種類と規模

本市で促進する再生可能エネルギーの種類及び規模については、本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルや導入促進に関する取組を踏まえ、以下のとおり定めます。

種類：太陽光発電
規模：建築物の構造、用途、屋根面積及び設置条件に応じた適切な規模

５）地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設から得られた電気については、設置した施設等における自家消費又は市内の需要家への供給を通じて、市内における再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギーの地産地消を図るものとします。

６）地域の環境の保全のための取組

国及び福島県が定める促進区域の設定に係る基準並びに関係法令、条例、ガイドライン等を踏まえ、事業の規模、設置形態及び周辺環境に応じて環境への影響の有無を確認し、生活環境、自然環境、景観等の保全のために必要な措置を講ずるものとします。

７）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

事業の規模、設置形態、地域特性その他の事業特性に応じ、地域のニーズ及び事業としての実現可能性を踏まえ、市内事業者の参画機会の確保や地域人材の活用・育成等による地域経済の活性化、災害時における電力供給等による地域の防災機能の強化、環境教育・普及啓発への協力、事業収益等を活用した地域への還元など、地域の経済及び社会の持続的発展に具体的に資する取組を実施するものとします。

第５節　指標一覧

基本方針	指標	現状値（2025年度）	目標値（2030年度）	SDGs
【基本方針１】 脱炭素型のまちづくり・人づくりを推進する	住宅総数における二重サッシ又は複層ガラスの設置割合	41.0% （2023年度）	52.0%	
	新設住宅における認定長期優良住宅の比率	18.2% （2019年度）	20.0%	
	市内次世代自動車普及率	26.0%	36.0%	
	１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）	562g	480g	
	事業系ごみ排出量	28,763t	17,400t	
	環境に関するイベント等の参加者数	14,346人（累計） ※令和3～7年度	17,000人（累計） ※年1,700人以上	
【基本方針２】 温室効果ガスの吸収源を確保する	森林経営管理制度による森林整備面積	60ha	160ha	
	都市計画区域における緑被率	66.4% （2024年度）	2024年度値を維持	
【基本方針３】 再生可能エネルギーを効果的に活用する	市内の住宅総数における太陽光発電設備の設置割合	8.3% （2023年度）	12.0%	
	水素利活用・製造・貯蔵施設数（純水素に限る。モビリティを除く。）	３施設	５施設	
	水素調達・供給拠点数	２箇所	３箇所	
【基本方針４】 気候変動が及ぼす影響に適応する	気候変動適応型農業支援事業対象面積	556a	1,156a（累計）	
	森林経営管理制度による森林整備面積（再掲）	60ha	160ha	
	河川の水温について10年移動平均から２℃以内を維持している地点数	21/23	23/23	
	「地震や大雨などの災害が発生したときに、市民の安全を守るための取組が進んでいる」と答えた市民の割合	44.8%	2025年度値より向上	

第６節　各主体の役割

基本施策に基づく各主体の取組について、部門ごとに整理して以下に示します。

なお、各取組は複数の施策分野に関係するものがあることから、取組内容ごとの分類は行っていません。また、「●」は当該取組に関係する主体を示すものであり、取組の実施に当たっては、市・市民・事業者がそれぞれの役割に応じて連携して推進します。

１）産業部門

取組内容	市	市民	事業者
ＬＥＤ照明や高効率給湯器、高効率空調等、トップランナー制度による省エネルギー性能の高い家電や設備等の導入を促進します。	●	●	●
石炭・石油製品から水素やガスなど、より低炭素な燃料を利用する設備への転換を推進します。	●		●
産業ヒートポンプ、低炭素工業炉、高性能ボイラー、高効率産業用モータ、高効率産業用インバーターやコージェネレーションなど、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を促進します。	●		●
施設園芸における省エネルギー設備や省エネルギー型の農業機械の導入を推進します。	●		●
ハイブリッド建機等、燃費性能の優れた建設機械の導入を推進します。	●		●
ＨＥＭＳ（ホームエネルギーマネジメントシステム）やＢＥＭＳ（ビルエネルギーマネジメントシステム）、ＦＥＭＳ（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）等による徹底的なエネルギー管理について理解を促し、導入を進めます。	●	●	●
環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001やエコアクション21）の認証取得、社内責任者の任命など、体制整備を行います。			●
複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進します。	●		●
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」に関する普及啓発を行います。	●	●	●
環境啓発イベント等をとおして、幅広い年齢層に対して、地球温暖化対策を含む環境保全について意識の向上を図ります。	●	●	●
学校や団体等に対して出前講座を実施し、地球温暖化や脱炭素に関する理解促進を図ります。	●	●	
市の環境ポータルサイト「ふくエコ」等を活用し、家庭や職場で実践できる取組について情報発信を行います。	●	●	●
適切な冷暖房利用や服装の工夫など、日常生活における省エネルギー行動を促進します。	●	●	●
太陽光発電・太陽熱利用設備等の建築物への導入を進めます。	●	●	●
住宅や事業所等への蓄電池の導入を促進し、再生可能エネルギーの有効活用を推進します。	●	●	●
民間事業者による水力発電事業検討に向け連携を図ります。	●		●
蓄電池やＥＶ（電気自動車）等、蓄エネルギー関連製品の普及拡大を推進します。	●		●
蓄電池やＥＶ等、蓄エネルギー関連製品の導入を検討します。		●	●

２）業務部門

取組内容	市	市民	事業者
令和７（2025）年４月から開始された全ての新築建物における省エネ基準適合の義務化に伴い、建物のエネルギー消費に関する理解を深めるとともに、断熱等級５以上を備えた建物を目指します。	●	●	●
既存建物について、熱損失が大きい開口部（窓・玄関等）を中心とした、複層ガラスなどの断熱改修を推進します。	●	●	●
住宅メーカーや工務店等の建設業者、家電・設備事業者等との連携を図ります。	●	●	●
ＬＥＤ照明や高効率給湯器、高効率空調等、トップランナー制度による省エネルギー性能の高い家電や設備等の導入を促進します。	●	●	●
高い断熱性能と再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を備えた建物であるＺＥＨ・ＺＥＢ化を推進します。	●	●	●
ＨＥＭＳ(ホームエネルギーマネジメントシステム)やＢＥＭＳ(ビルエネルギーマネジメントシステム)、ＦＥＭＳ(ファクトリーエネルギーマネジメントシステム)等による徹底的なエネルギー管理について理解を促し、導入を進めます。	●	●	●
電力のスマートメーター等により、家庭や事業所で利用しているエネルギーを把握し、節電に生かします。	●	●	●
環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001やエコアクション21）の認証取得、社内責任者の任命など、体制整備を行います。			●
複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進します。	●		●
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」に関する普及啓発を行います。	●	●	●
市民がより環境に配慮した行動を選択できるような機会を提供します。	●		
環境啓発イベント等をとおして、幅広い年齢層に対して、地球温暖化対策を含む環境保全について意識の向上を図ります。	●	●	●
学校や団体等に対して出前講座を実施し、地球温暖化や脱炭素に関する理解促進を図ります。	●	●	
大学等と連携し、小学生を対象とした環境教室を行い、地球温暖化やエネルギー等について学ぶ機会を提供します。	●	●	
市の環境ポータルサイト「ふくエコ」等を活用し、家庭や職場で実践できる取組について情報発信を行います。	●	●	●
適切な冷暖房利用や服装の工夫など、日常生活における省エネルギー行動を促進します。	●	●	●
福島市役所のすべての組織・施設において、省エネルギーの取組を推進します。	●		
市職員に対し、環境に関する情報発信を行い、意識の向上を図ります。	●		
太陽光発電・太陽熱利用設備等の建築物への導入を進めます。	●	●	●
自家消費型太陽光発電設備等への助成を行います。	●		
従来型の太陽電池では設置が困難な場合は、ペロブスカイト太陽電池の導入を検討します。	●		
廃棄物処理施設における発電や廃熱の温水利用を継続します。	●		
温泉熱・地熱の多目的な利活用について検討します。	●		●
河川や水道施設を活用した小水力発電を推進します。	●		●
果樹剪定枝など農業廃棄物や食品廃棄物、間伐材や林地残材などバイオマス資源の利活用を推進します。	●	●	●
再生可能エネルギーの利用に関する研究を行い、導入を目指します。	●		●
事業用太陽光発電所や系統用蓄電所等に対し、適正な環境配慮と地域との合意形成を求めます。	●		
再生可能エネルギー分野での新産業の創出と雇用の確保に努めます。	●		
風力発電の技術者育成を行う一般社団法人ふくしま風力 Ｏ&Ｍアソシエーションを支援します。	●		
民間事業者による水力発電事業検討に向け連携を図ります。	●		●
次世代エネルギーパーク各施設との連携による普及啓発に努めます。	●		
太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの実施及び体制の整備に努めます。	●		●

取組内容	市	市民	事業者
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域を設定します。	●		
固定価格買取制度（FIT）終了後の各家庭の余剰電力について、蓄電池を活用した自家消費を推進します。	●	●	
再生可能エネルギー発電事業者に対し、市内で産出されたエネルギーの地産地消を促します。	●		
住宅メーカーや再生可能エネルギー発電設備小売業者等と連携します。	●		
防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池の導入を推進し、防災力の向上及び災害時における自立的なエネルギー供給の確保を図ります。	●		
市内に拠点を置く地域新電力の優先調達を検討し再生可能エネルギーの地産地消を促します。	●	●	●
福島市水素社会実現推進協議会において情報収集や意見交換を行い、水素社会実現に向けた課題抽出や検討を進めます。	●		
燃料電池自動車や燃料電池バス等の導入を推進します。	●	●	
事業所や住宅における純水素燃料電池等の水素利活用設備の導入を検討します。	●		
水素関連設備の導入に関する支援策等を検討します。	●		
関連産業育成のための支援策等を検討します。	●		
再生可能エネルギー関連施設における水素製造・貯蔵設備の導入検討をします。	●		
交通事業者(バス・タクシー等)と連携し、燃料電池自動車等の導入を検討します。	●		●
水素利活用設備、水素製造・貯蔵設備の導入検討に当たり、製造・販売事業者や再生可能エネルギー関連施設管理者等と連携を図ります。	●		●
福島大学共生システム理工学類付属水素エネルギー総合研究所と連携し、バイオマス由来水素・炭化物製造システムの研究に関わるバイオマスの利活用検討、市内における研究開発人材育成の強化、将来の地域企業への横展開に努めます。	●		●
福島水素エネルギー研究フィールド（ＦＨ２Ｒ）等の域外の再生可能エネルギー由来の水素の調達を検討します。	●		●
市内における水素供給拠点の整備促進を検討します。			●
公共施設による再生可能エネルギーの余剰電力の有効活用について検討します。	●		
廃棄物発電や排熱の温水利用を継続します。	●		
売電から自家消費へ転換する、再生可能エネルギーの地域活用モデルの周知を行います。	●		
蓄電池やＥＶ(電気自動車)等、蓄エネルギー関連製品の普及拡大を推進します。	●		●
ＩｏＴを活用した高度なエネルギーマネジメントシステム技術により、分散型エネルギーリソースを束ね、電力の需給バランス調整に活用する取組を検討します。			●
蓄電池やＥＶ等、蓄エネルギー関連製品の導入を検討します。		●	●
太陽光の自立運転機能と蓄電池を組み合わせた活用を検討します。		●	
エネファーム等、他の電源等と組み合わせた災害対策を含めた取組を進めます。		●	
余剰電力を活用した水素の製造について検討します。	●		
蓄エネルギー関連事業者との連携を図ります。	●		

３）家庭部門

取組内容	市	市民	事業者
令和７（2025）年４月から開始された全ての新築建物における省エネ基準適合の義務化に伴い、建物のエネルギー消費に関する理解を深めるとともに、断熱等級５以上を備えた建物を目指します。	●	●	●
既存建物について、熱損失が大きい開口部（窓・玄関等）を中心とした、複層ガラスなどの断熱改修を推進します。	●	●	●
住宅メーカーや工務店等の建設業者、家電・設備事業者等との連携を図ります。	●	●	●
ＬＥＤ照明や高効率給湯器、高効率空調等、トップランナー制度による省エネルギー性能の高い家電や設備等の導入を促進します。	●	●	●
先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の導入やエネルギー効率の低い中・大型浄化槽の交換などを推進します。	●	●	●
高い断熱性能と再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を備えた建物であるＺＥＨ・ＺＥＢ化を推進します。	●	●	●
ＨＥＭＳ（ホームエネルギーマネジメントシステム）やＢＥＭＳ（ビルエネルギーマネジメントシステム）、ＦＥＭＳ（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）等による徹底的なエネルギー管理について理解を促し、導入を進めます。	●	●	●
電力のスマートメーター等により、家庭や事業所で利用しているエネルギーを把握し、節電に生かします。	●	●	●
省エネナビ（家庭のブレーカーに取り付けることで、電気使用量や電気料金等をリアルタイムで表示する機器）の貸し出しを行い、家庭における電力消費量の見える化を推進します。	●	●	
環境家計簿の普及促進を図り、家庭の省エネルギーを推進します。	●	●	
家庭エコ診断の実施による、各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギーを推進します。	●	●	
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」に関する普及啓発を行います。	●	●	●
市民がより環境に配慮した行動を選択できるような機会を提供します。	●		
環境啓発イベント等をとおして、幅広い年齢層に対して、地球温暖化対策を含む環境保全について意識の向上を図ります。	●	●	●
学校や団体等に対して出前講座を実施し、地球温暖化や脱炭素に関する理解促進を図ります	●	●	
大学等と連携し、小学生を対象とした環境教室を行い、地球温暖化やエネルギー等について学ぶ機会を提供します。	●	●	
市の環境ポータルサイト「ふくエコ」等を活用し、家庭や職場で実践できる取組について情報発信を行います。	●	●	●
適切な冷暖房利用や服装の工夫など、日常生活における省エネルギー行動を促進します。	●	●	●
太陽光発電・太陽熱利用設備等の建築物への導入を進めます。	●	●	●
従来型の太陽電池では設置が困難な場合は、ペロブスカイト太陽電池の導入を検討します。	●		
住宅や事業所等への蓄電池の導入を促進し、再生可能エネルギーの有効活用を推進します。	●	●	●
固定価格買取制度（FIT）終了後の各家庭の余剰電力について、蓄電池を活用した自家消費を推進します。	●	●	
住宅メーカーや再エネ設備小売業者等と連携します。	●		
事業所や住宅における純水素燃料電池等の水素利活用設備の導入を検討します。	●		
蓄電池やＥＶ（電気自動車）等、蓄エネルギー関連製品の普及拡大を推進します。	●		●
蓄電池やＥＶ等、蓄エネルギー関連製品の導入を検討します。		●	●
省エネルギーによる光熱費の削減や快適性の向上など、脱炭素行動による暮らしのメリットを分かりやすく発信し、行動変容を後押しします。	●	●	●
省エネ住宅、省エネ家電、食品ロス削減、環境に配慮した移動など、具体的な脱炭素行動とその効果について情報発信を行います。	●	●	●
市内の環境関連施設や地域資源等を活用し、再生可能エネルギーや脱炭素をはじめとする身近な環境問題について学ぶ機会を提供します。	●	●	●
地球温暖化対策や脱炭素に関する内容を含め、環境教育・環境学習に活用できる教材や学習情報の充実を図ります。	●		
事業者、大学、環境団体等と連携し、脱炭素について学ぶ機会の充実を図ります。	●	●	●

４）運輸部門

取組内容	市	市民	事業者
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」に関する普及啓発を行います。	●	●	●
電車やバス等の公共交通機関や自転車、徒歩による移動を推進します。	●	●	●
公共交通機関の利用を促進するため、鉄道やバス会社等と連携し、機能の強化・充実を総合的に検討します。	●		●
シェアサイクル事業等により、自転車利用を推進します。	●	●	●
エコ通勤に取り組む事業所等との連携を図ります。	●		●
歩行者、自転車が利用しやすい道路環境（歩道や自転車通行レーン）の整備に努めます。	●		
中心市街地や各地域の拠点地区等への居住や都市の生活を支える機能の適切な誘導と充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。	●	●	●
鉄道会社やバス会社と連携した脱炭素化の取組を進めます。	●		●
テレワークやテレビ会議等、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した働き方の導入を進め、業務における自動車利用の機会を減らします。	●	●	●
モーダルシフトや共同輸配送の推進、ドローン物流の社会実装の検討を進め、トラック輸送の効率化を促進します。	●		●
自動運転車両や新たなモビリティの導入など、公共交通事業者と連携した公共交通のＧＸを推進します。	●		●
移動に関するシェアリングサービスを拡大し、ハード・ソフト両面からモビリティシフトを促進します。	●	●	●
ＥＶ（電気自動車）やＦＣＶ（燃料電池自動車）、ＰＨＥＶ（プラグインハイブリッド自動車）、ＨＶ（ハイブリッド自動車）の普及に向けた取組を進めます。	●	●	●
ＥＶやＦＣＶの利用環境整備を進めます。	●		●
公用車更新の際は原則、次世代自動車を導入します。	●		
次世代自動車の普及に向け、自動車関係事業者との連携を図ります。	●		●
燃料電池トラックの導入を促進します。	●		●
モビリティのシェアリングの利用を促進します。	●	●	●
環境性能が高い超小型モビリティ等の導入を推進します。	●		●
交通事業者と連携した環境負荷の低い次世代型車両等の導入など、公共交通のＧＸを推進します。	●		●
全てのドライバーが、燃費効率を改善するエコドライブを実施します。	●	●	●
環境に配慮した自動車使用の促進など、自動車運送事業等のグリーン化を推進します。	●		●
宅配便等の受け取りにおいて再配達が生じないよう、置き配バッグ等の活用に取り組みます。	●	●	●
ＬＥＤ道路照明や信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド化）などの交通安全施設の整備による道路交通流対策を推進します。	●		
燃料電池自動車や燃料電池バス等の導入を推進します。	●	●	
交通事業者（バス・タクシー等）と連携し、燃料電池自動車等の導入を検討します。	●		●
蓄電池やＥＶ（電気自動車）等、蓄エネルギー関連製品の普及拡大を推進します。	●		●
蓄電池やＥＶ等、蓄エネルギー関連製品の導入を検討します。		●	●

５）廃棄物分野

取組内容	市	市民	事業者
「生ごみゼロチャレンジ！」の取組による生ごみの減量に努めます。	●	●	●
家庭や外食等で発生する食品ロスについては、市民、事業者への広報を実施するとともに、市民、事業者、市が連携し削減を図ります。	●	●	●
集団資源回収報奨金制度などによる資源物回収を推進します。	●	●	
生ごみ処理容器購入費助成制度などによる堆肥化の普及拡大を図ります。	●	●	
家庭で生ごみを処理する「キエーロ」を活用します。		●	
ごみ排出の現状をより詳細に分析し、新たな施策を実施するため、ＩＣＴを活用した地区別ごみ排出量調査及び組成分析の調査検討を行います。	●		
ごみ減量化の推進にあたっては、各地区の町内会（支所）、関係市民団体、関係商工団体（各事業者）、小学校など、あらゆる主体との連携を図ります。	●	●	●
子供から高齢者まで幅広い層を対象に、学校や地域と連携を図り、ごみ減量化の出前講座や市民への広報を実施します。	●	●	
市民を対象とした施設見学（リサイクルプラザ、資源化工場など）を通じて、リサイクル意識の啓発に努めます。	●	●	
ごみ減量化について、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用するとともに、より分かりやすい表現の検討や、利便性の高いアプリの利用促進など、住民の視点に立った情報発信を進めます。	●	●	●
ごみの減量化に対する指導、教育などの体制整備を図ります。	●	●	●
生活系ごみについて、有料化以外の施策の効果によるごみ排出量の状況を踏まえて、経済的手法（有料化）の導入について検討します。	●		
簡易包装の取組やマイバッグの持参、マイボトル・マイ箸の使用の促進により、廃棄物の発生抑制に努めます。	●	●	●
リサイクルプラザでの再生品の市民への提供事業、不要品交換制度の広報に努め利用拡大を図るとともに、民間企業と連携したリユース事業を推進します。	●	●	●
絵本などリユース可能な本について、リサイクルショップ・古本屋等の利用を推進するほか、イベント回収などを実施します。	●	●	●
家庭における食品ロスを削減するため、「フードドライブ」活動を推進します。	●	●	
飲食店における食べ残し削減など、事業者や県と連携したごみの減量化・資源化を強化します。	●	●	
食品ロス削減マッチングサービスを利用し、食品ロスを減らします。	●		●
ごみの減量を進めるためには製造段階からの対策が必要なことから、国や関係業界などに対し拡大生産者責任の徹底を要望します。	●		●
一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者や多量排出事業者に対する、ごみ減量推進計画書の提出等の義務付けについて調査検討します。	●	●	●
事業者独自の取組を促すため、優良事業者を評価する仕組みを検討します。	●		●
建設資材や建設廃棄物における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底により、最終処分量と温室効果ガスの排出量削減に努めます。	●	●	●
既存ストックの有効活用（リノベーション・コンバージョン）を促進し、解体工事の発生と建設廃棄物の抑制を図ります。	●	●	●
資源物の分別収集を推進するため、広報紙やＳＮＳ・分別促進アプリ等を活用して、分別品目・排出方法等の広報・周知に努めます。	●	●	●
スーパーマーケット等での資源物の店頭回収の利用促進を図るため、事業者と連携し、広報・周知に努めます。	●	●	●
集団資源回収実施団体に対する回収量に応じた報奨金交付制度を継続するとともに、更なる広報等により登録団体増加に努めます。	●	●	●
ごみの資源化を進めるため、古着・草枝類など新たな分別収集品目の拡大について調査検討します。	●		
生ごみ処理容器購入にかかる助成を行うとともに、ダンボールコンポスト等を活用した広報活動による普及啓発に努め、生ごみの資源化を図ります。	●	●	●
紙類の分別を徹底するよう引き続き広報に努めるとともに、更なる資源化を推進するため、「雑がみ」の分別収集を行います。	●	●	●
ペットボトルやプラスチック製容器包装の具体的な分別方法について広報するとともに、製品プラスチックの資源化に向けた調査検討を行います。	●		
家庭用剪定枝破砕機の貸与を行います。	●		

取組内容	市	市民	事業者
太陽光発電設備などのリサイクル化等を図り、普及促進に努めます。	●	●	●
貴重な資源の回収・有効活用のため、使用済小型家電を回収ボックスやイベントで収集し、リサイクルを実施します。	●	●	●
事業者のごみ排出ルールの広報・周知に努めるなど、事業者が排出するごみの減量化、資源化を図ります。	●		●
市民、事業者に対して、海洋プラスチックごみの問題の周知に努め、プラスチックごみの適正な処理、河川へのごみのポイ捨ての防止や代替製品の普及・促進に努めます。	●	●	●
フロン類 を使用している製品の適正な処理について、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号）等の関係法令に基づき、指導・啓発を行い、オゾン層の保護及び温室効果ガス削減の推進に努めます。	●	●	●
福島市役所のすべての組織・施設において、省資源や廃棄物の減量・資源化など、環境負荷の低減に取り組みます。	●	●	●

６）農業分野

取組内容	市	市民	事業者
土壌診断に基づく適正施肥の推進や、水田メタンの排出削減など、環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を通じて、吸収源対策に貢献します。	●	●	●

７）温室効果ガス吸収

取組内容	市	市民	事業者
林業の担い手の確保・育成や多様な人材が活躍できるよう努めます。	●	●	●
森林環境譲与税を財源として、適切な森林整備を実施するとともに、木材利用の促進や普及啓発等の推進を図ります。	●	●	●
ＩＣＴを活用した森林境界の明確化など、森林の土地所有者等の情報整備を進めるとともに、森林所有者に対して適正な民有林の保全を依頼します。	●	●	●
松くい虫の被害など、森林病害虫の防除に努めます。	●		●
森林作業道として、環境に配慮した林道の整備・保全や林業施設の整備・維持管理に努めます。	●		●
間伐材の活用や地元生産材の利用拡大を進めます。	●		●
「福島市木材利用推進方針」に基づき、市内の公共建築物の整備等において木材の利用の推進を図ります。	●		
森林整備で生じた間伐材・林地残材などの木質バイオマスのエネルギー源としての利用を検討します。	●		
木質ペレットやチップ、薪、丸太などの活用について、市民、事業者に対してＰＲを行い、木材の活用促進を図ります。	●	●	●
森林の公益的機能に対する理解を深めるため、各種団体と連携して林業体験等への参加を呼びかけるとともに、既存事業の拡大や関連イベントとの連携の拡大に努め、森林環境教育の推進を図ります。	●	●	●
森林資源の高度利用について検討し、林業の生産性の向上を図ります。	●		
土壌診断に基づく適正施肥の推進や、水田メタンの排出削減など、環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を通じて、吸収源対策に貢献します。	●	●	●
市有林を適正に管理することによってJ-クレジットの創出に努めるとともに、地域の森林所有者等がJ-クレジットの創出を進める支援を検討します。	●	●	●
「再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」と連動した規制の強化を実施します。	●		
住宅や事業所における屋上緑化や壁面緑化等の取組を推進します。	●	●	●
植物による緑のカーテンの普及啓発に努めます。	●	●	●
補助金等の交付により、民有地における緑化の推進を図ります。	●	●	●
公共施設や街路等の緑化を推進します。	●		●
市民の緑化の意識の向上を図ることを目的とした緑化キャンペーンや各種イベントを実施します。	●		●

第７章　計画の推進

第１節　計画の推進体制

本計画を着実に推進し、複雑・多様化する環境問題に対応していくために、各主体が個別に取り組むだけでなく、地域社会の一員として相互の役割・関係性を理解し、それぞれの役割分担に応じて持てる力を最大限発揮し、連携・協働することで地域力を向上させます。また、国・県・関係機関・他の地方公共団体等、行政機関が相互に情報を共有し、密接な連携を図ります。

１）ふくしま環境基本計画推進協議会

本計画が環境基本計画における地球温暖化対策分野の個別計画であることを踏まえ、本計画についても同様に、市民や民間団体、事業者からなるふくしま環境基本計画推進協議会との連携により、推進方策や計画進捗状況の点検・評価などに対する意見や提言を交わすこととします。

２）国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

地球温暖化問題は、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村といった様々な機関等と連携・協力します。

３）福島県地球温暖化防止活動推進センターとの連携

福島県地球温暖化防止活動推進センターや、うつくしま地球温暖化防止活動推進員と連携し、市民や事業者への普及啓発をはじめとする地球温暖化対策を推進します。

４）福島県気候変動適応センターとの連携

福島県気候変動適応センターと連携し、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である適応策の取組を強化します。

５）気候変動適応広域協議会等への参加

地域ブロックレベルでの適応策に関する優良事例の共有と、気候変動影響に関する科学的知見を整理するために、地域で組織される協議会に参加し、情報共有等を行うことで地球温暖化対策を推進します。

第２節　計画の進行管理

１）スパイラルアップ型の進行管理

本計画では、従来の平面的なＰＤＣＡサイクルを発展させ、らせん階段を一歩ずつ登るように福島市の環境を段階的に高めていく「スパイラルアップ（らせん型）進行管理」を採用します。2050 年度の温室効果ガス排出量実質ゼロという長期目標から逆算する「バックキャスティング[18]」に基づき、①【計画（Plan）】→②【行動（Do）】→③【点検（Check）】→④【進化（Act）】の４ステップを、「Ⅰ随時（ＯＯＤＡループ[19]）」「Ⅱ毎年度（定期的）」「Ⅲ改定時」の３つの時間軸で循環させ、変化に強く実効性のある進行管理を進めます。

２）点検・評価と結果の公表

本計画の進捗状況は、温室効果ガス排出量や各施策の実施状況、進行管理指標（数値データ〔客観指標〕と市民アンケート〔主観指標〕）の達成状況を踏まえ（ＥＢＰＭ[20]）、庁内の「環境政策推進連絡会議」での協議を経て、毎年度「福島市環境審議会」に報告し、第三者評価を受けます。評価結果は年次報告書「福島の環境」として科学的エビデンスを含めてホームページ等で公表し、次年度の施策・事業の見直しや予算へ反映します。

３）環境情報の共有と計画の見直し

市民・事業者・市のパートナーシップと共創を広げるため、温室効果ガス排出量や施策の進捗状況等の見える化・継続的な情報共有を進めます。また、令和 12(2030)年度の目標年次や計画期間の更新・延長時はもとより、国の地球温暖化対策計画や「第７次福島市総合計画」「福島市環境基本計画」等との整合、社会情勢や本市の環境に大きな変化が生じた場合には、環境審議会及び関係機関と協議の上、削減目標や施策、進行管理指標を柔軟かつ適切に見直します。

[18] バックキャスティングとは、目指すべき未来の姿を描き、そこから現在に逆算して今何をすべきかを考える手法のこと。

[19] ＯＯＤＡループとは、「Observe（観察）」「Orient（状況判断）」「Decide（意思決定）」「Act（実行）」の４つのステップを繰り返す意思決定プロセス。変化が激しく予測困難な状況で迅速に意思決定・行動するための考え方。

[20] ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）とは、勘や前例にとらわれず、統計データや市民意識調査などの確かな根拠に基づいて政策を立案・検証する手法のこと。

図表７－２－１　時間軸に応じた進行管理の体系（ＯＯＤＡ・ＥＢＰＭ・バックキャスティング）

時間軸	進行管理の進め方	主な内容（点検・評価・見直し）	主な推進・評価主体
Ⅰ随時	ＯＯＤＡループによる機動的対応	・温室効果ガス排出削減等に向けた各施策の進捗把握と、状況変化・想定外の課題への迅速な対応 ・庁内関係部局間の連携・調整、市民・事業者・関係機関との情報共有	・市民・事業者 ・関係機関 ・E-Act ふくしま ・市
Ⅱ毎年度（定期的）	データと市民実感の年次点検（ＥＢＰＭ）	・温室効果ガス排出量や客観指標（数値データ）と主観指標（市民アンケート等）による達成度検証（環境審議会の第三者評価） ・年次報告書の公表と次年度施策・取組・予算への反映	・福島市環境審議会 ・E-Act ふくしま ・市
Ⅲ改定時	未来からの逆算と柔軟な見直し（バックキャスト）	・目標年次（2030 年度）の総括検証と、2050 年度の温室効果ガス排出量実質ゼロからの逆算による見直し ・国の地球温暖化対策計画、総合計画・関連個別計画や社会・技術の変化に応じた削減目標・施策・指標の見直し	・福島市環境審議会 ・関係機関 ・市

図表７－２－２　時間間軸で進化する「スパイラルアップ（らせん型）」進行管理イメージ

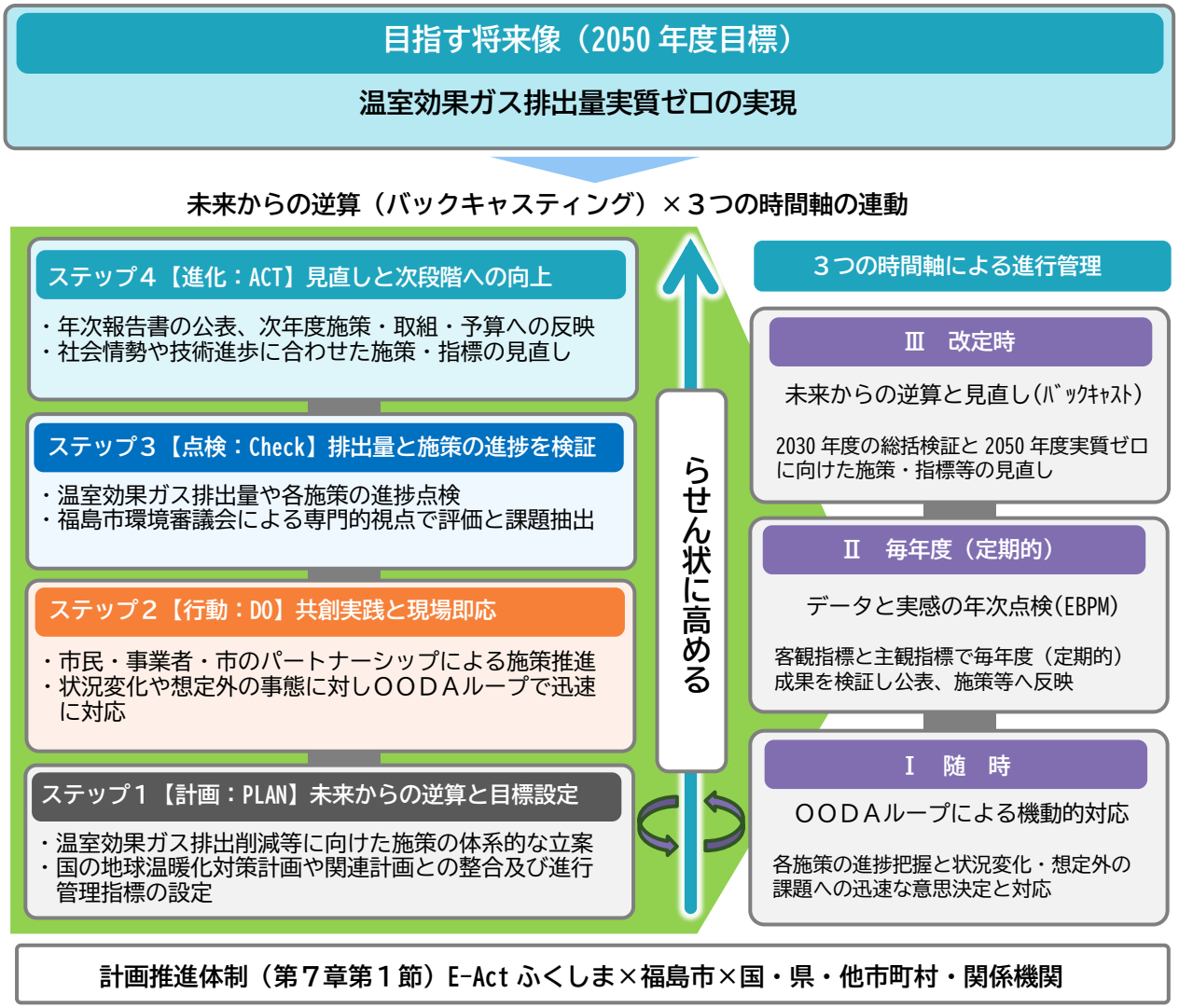

資料編

第１節　福島市の自然的特性

１）位置・地勢

本市は、福島県の中通り地方の北部に位置し、面積は 767.72 ㎢と広大な市域を有しており、北は宮城県白石市、七ヶ宿町、南は二本松市、猪苗代町、東は伊達市、桑折町、川俣町、西は山形県米沢市、高畠町と隣接し、西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地に位置しております。

盆地部には、阿武隈川が南から北に流れており、吾妻山系から流れる摺上川、荒川、松川などの河川が西から東に流れ、阿武隈川に合流しています。

また、本市は、東京から 280 ㎞、仙台から 80 ㎞圏内にあり、首都圏と東北圏、あるいは太平洋側の地域と日本海側の地域を結ぶ交通の結節点として、重要な位置を占めるとともに、県都及び中核市として、また県北地方の中心都市として、行政、経済、教育等、各般にわたり重要な役割を果たしています。

図表８－１－１　市庁舎の位置と市域

項　目		内　容
市域	面積	767.72 ㎢
	広ぼう	東西　30.2 ㎞ 南北　39.1 ㎞

注　令和７年 10 月１日現在

図表８－１－２　福島市の位置

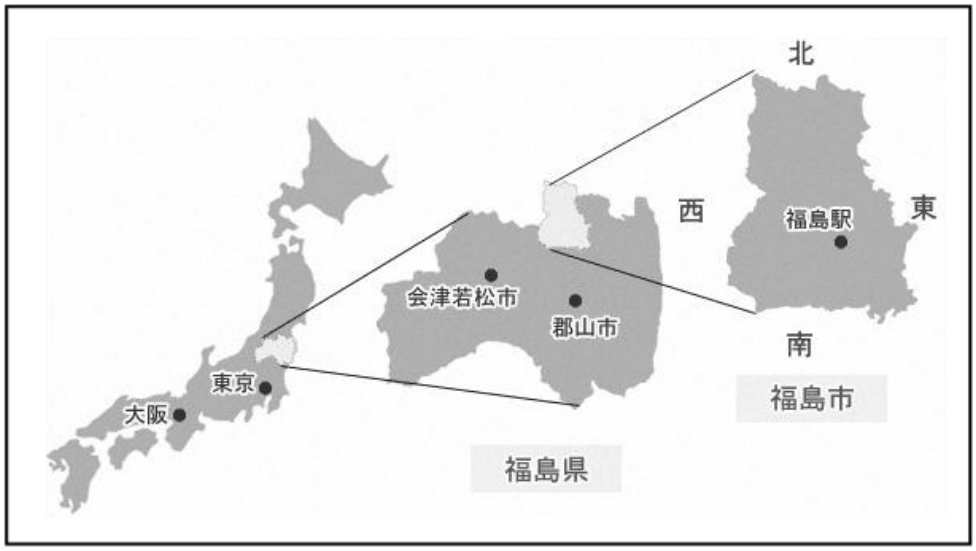

２）気候・気象

本市の気候は、盆地状の地形の影響を受け、夏と冬で寒暖の差が大きく、四季がはっきりした内陸性気候の特徴を示しています。

平成３（1991）年～令和２（2020）年の 30 年間の年間平均気温は 13.4℃で各季節間の気温差は比較的大きく、また、年間降水量は 1,207㎜ となっています。

四季の天候をみると、春は低気圧の影響を受け、天気の変化が激しく、５月から６月にかけては晴天の日が多く、その後、梅雨期に入り、雨量も多く、冷涼な日が続きます。夏は風も弱風となり、盆地状の影響を受け、高温多湿の日が続きます。秋はさわやかな晴天の日が多く、また台風期とあいまって、雨量が比較的多くなります。冬は寒さが厳しいものの、降雪量は割合少なく晴天の日が続く傾向があります。

風については、夏は特に弱く、冬は比較的強く、風向をみると、夏は北東風が多く、夏以外は西北西風が多くなっています。

図表８－１－３　月別平均降水量・気温

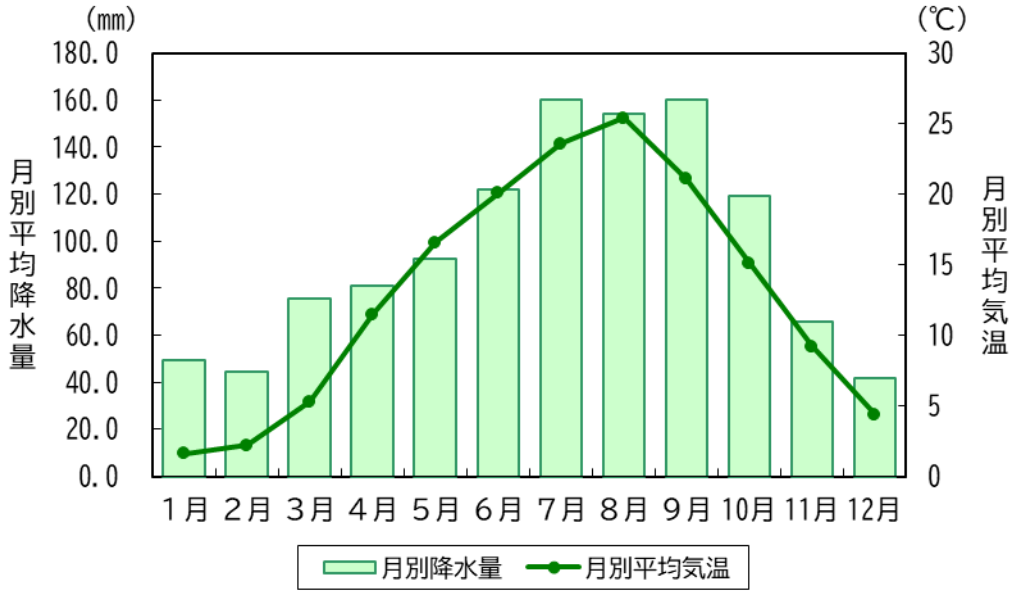

注　1991 年～2020 年の 30 年間の平均を示します。
出典）福島地方気象台観測データ

明治 33（1900）年以降の本市における年間降水量・日平均気温の推移をみると、年間降水量はほとんど横ばいに推移しており、日平均気温は上昇していることが示されています。

図表８－１－４　年間降水量・日平均気温の推移

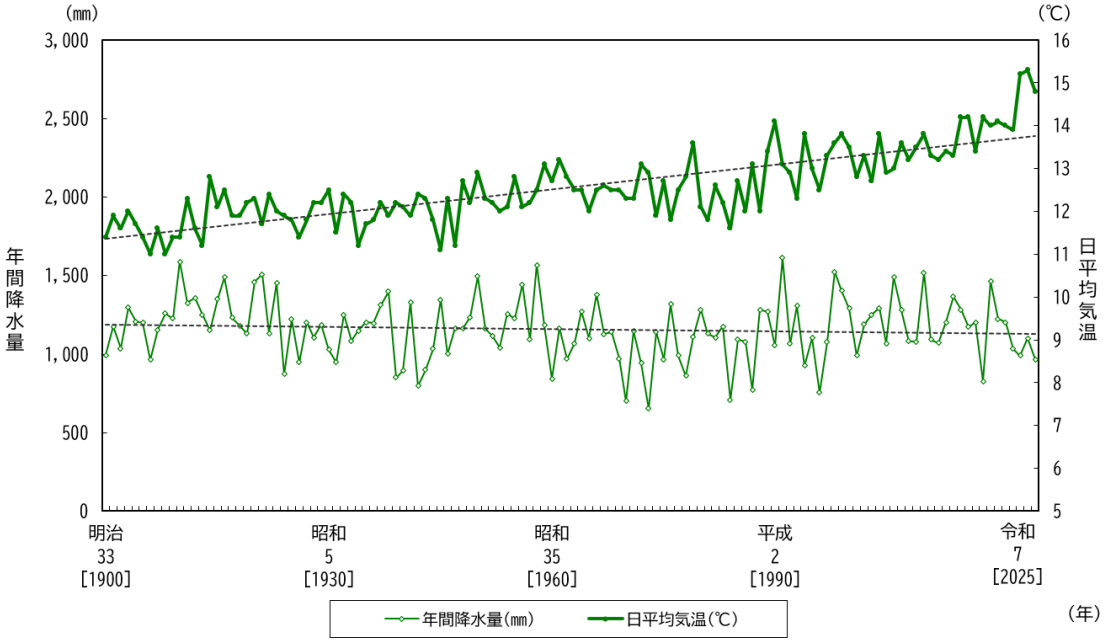

出典)福島地方気象台観測データ

また、平成２（1990）年以降の本市における年間猛暑日・真夏日・真冬日日数の推移をみると、猛暑日、真夏日ともに増加しているのに対し、冬日は減少していることが示されています。

図表８－１－５　年間猛暑日・真夏日・真冬日日数の推移（再掲）

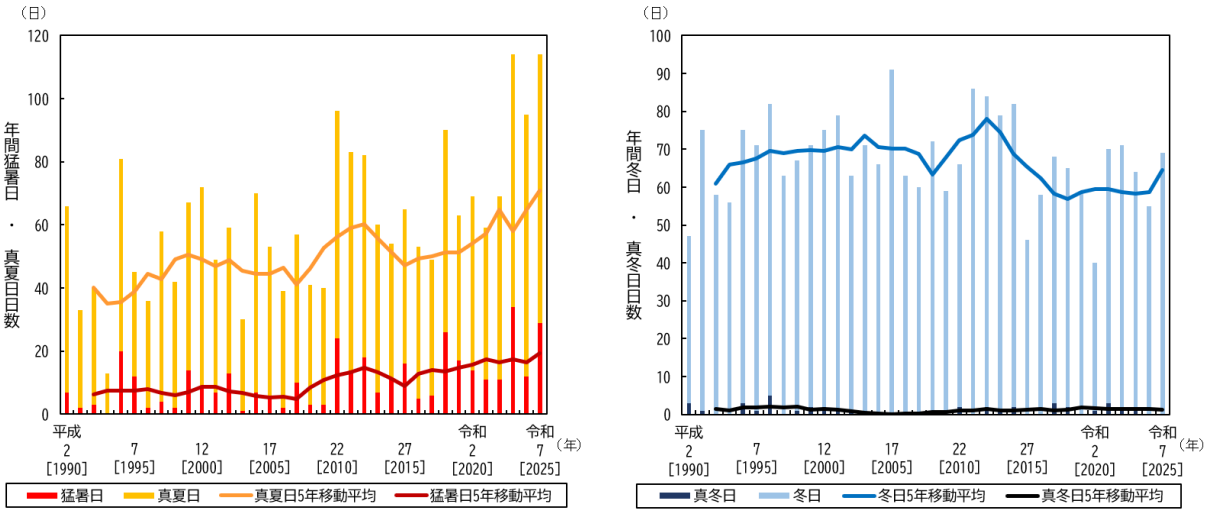

注）猛暑日：最高気温が 35℃以上、真夏日：最高気温が 30℃以上
真冬日：最高気温が 0℃未満、冬日：最低気温が 0℃未満
出典）福島地方気象台観測データ

３）土地利用

令和４（2022）年における本市の土地利用区分別面積は、農地が 35.3%、宅地が 15.0%、山林・原野が 45.2%、雑種地が 4.5%となっています。平成 15（2003）年と比較して、農地やその他の割合が減少し、宅地及び山林・原野の割合が増加しており、社会経済の進展により宅地化が進んだものと推測されます。

図表８－１－６　福島市の土地利用区分別面積の推移

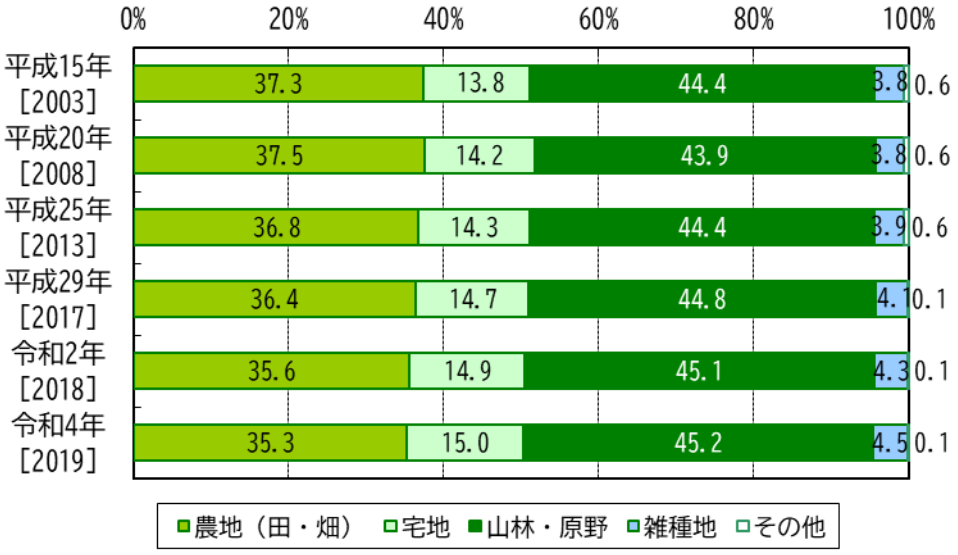

注　平成 20（2008）年７月１日に飯野町と合併
出典）福島市統計書（令和４年版）

第２節　福島市の社会的特性

１）人口・世帯数

本市の人口は、平成 13（2001）年の 298 千人をピークに減少に転じており、令和６（2022）年には 272 千人となりました。

本市人口ビジョンでは、令和 12（2030）年において 258 千人になると推計しておりますが、今後、効果的な施策を展開することにより、人口の引き上げを図ることとしております（令和 12（2030）年の人口目標：263 千人）。しかしながら、将来人口の推計は減少傾向にあり、これに伴い温室効果ガス排出量も一定程度減少すると考えられます。

一方、世帯数は増加傾向で推移しており、令和６（2022）年には 123 千世帯、一世帯当たりの平均人数は 2.2 人となっています。少子高齢化とあわせて、核家族化や夫婦のみの世帯、単身世帯の増加が進んでいると考えられます。

一世帯あたりの温室効果ガス排出量は、世帯人員が減少しても大きく減少しないため、単身世帯の増加は排出量削減に負の影響をもたらすと考えられます。

図表８－２－１　人口・世帯数の推移

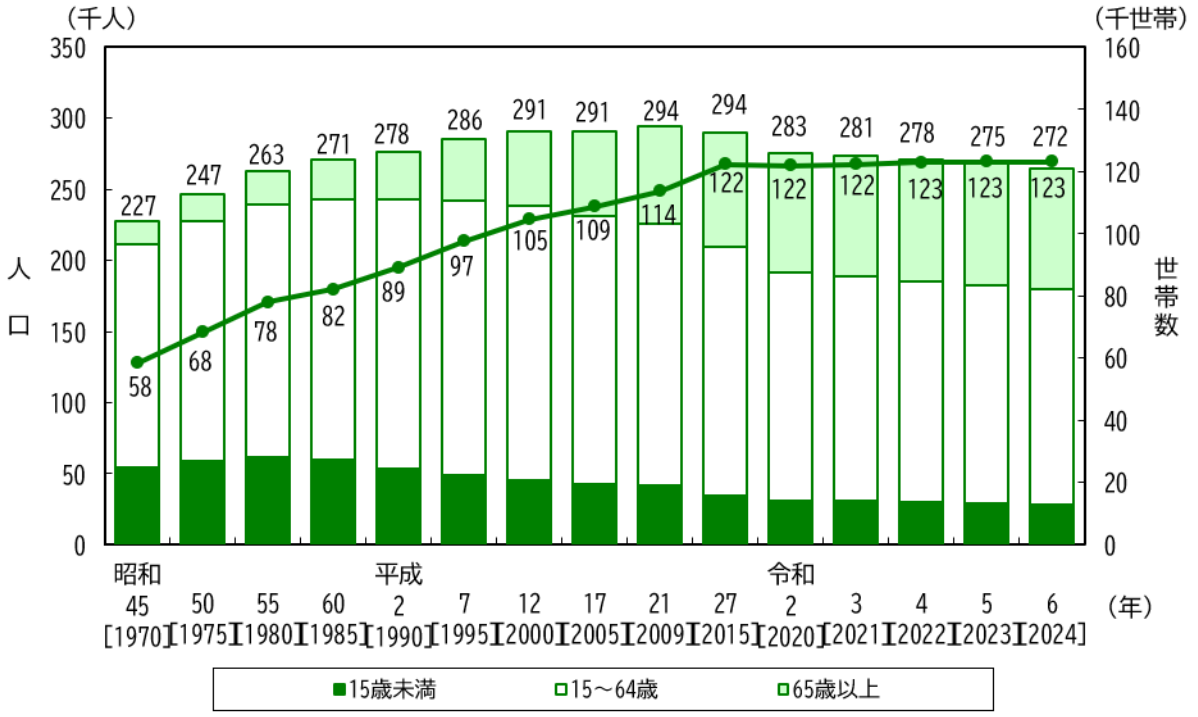

注　各年 10 月１日現在の人口・世帯数を示します。
平成 21（2009）年以降の人口・世帯数は、旧飯野町との合併後の数値を示します。
出典）国勢調査報告（総務省統計局）、福島市政策調整部

２）産業・経済

令和５（2023）年度の本市の総生産は 11,939 億円であり、前年から増加に転じました。

令和２（2020）年の本市の就業者数は 130,741 人であり、平成 27（2015）年と比べて減少しています。内訳をみると、第１次産業 5,065 人、第２次産業 29,226 人、第３次産業 91,650 人、その他（産業分類不能）となっています。このうち、第一次産業の就業者数は、昭和 45（1970）年以降、減少しています。

図表８－２－２　市内総生産の推移

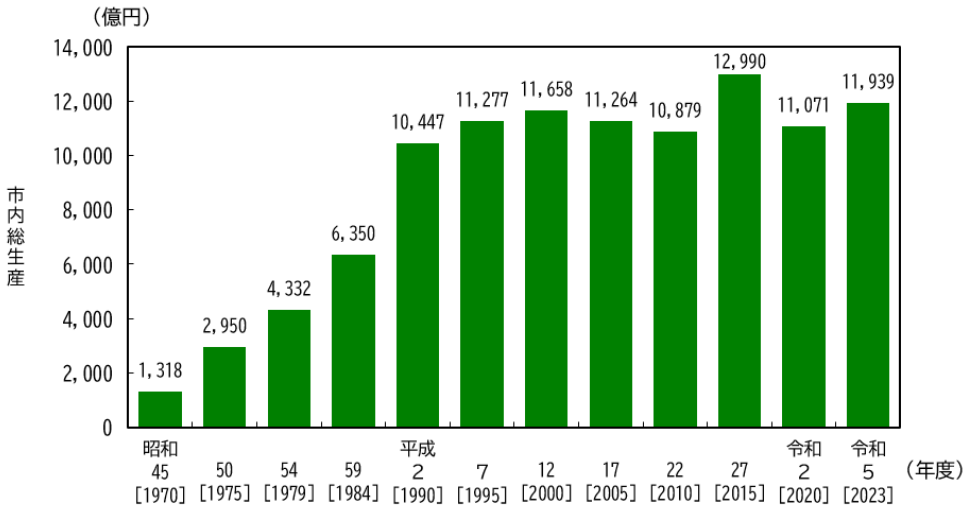

出典）福島県市町村民経済計算年報

図表８－２－３　就業者の推移

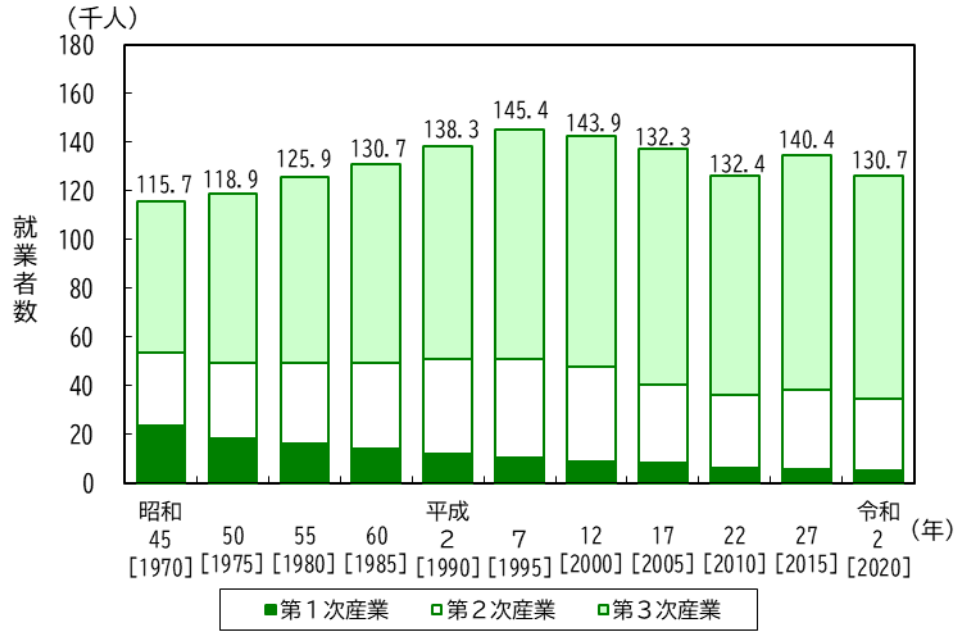

出典）国勢調査報告（総務省統計局）

３）交通

（１）交通網

本市は、首都圏と東北圏、太平洋側の地域と日本海側の地域を結ぶ交通の結節点として重要な位置を占めています。

鉄道については、市街地の中央を東北新幹線と東北本線が南北に縦貫し、山形新幹線と奥羽本線が本市を起点として山形・秋田方面へ延びています。また、本市と宮城県を結ぶ阿武隈急行が阿武隈川沿いを走っています。その他、福島交通飯坂線が東北有数の温泉地である飯坂温泉と市街地を結んでいます。

道路については、首都圏と東北圏を結ぶ東北自動車道と国道４号の２つの幹線道路が市街地の西部と東部を南北に縦貫しています。また、国道 13 号が本市を起点として秋田方面へ延びており、さらに平成 29(2017)年には本市と山形県米沢市が、令和 3(2021)年には本市と相馬市が、東北中央自動車道で結ばれました。この他、国道 114 号、115 号、399 号等が市域から四方に向かって延びています。これらの道路に主要地方道、県道などが繋がることにより、本市の道路交通網が形成されています。

図表８－２－４　福島市の交通網



（２）鉄道乗車人員数

令和３（2021）年度の市内における鉄道の乗車人員は合計 8,868 千人となっています。鉄道の乗車人員は、近年微減していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和２（2020）年度に大きく落ち込んでいます。

市内を運行している旅客鉄道は、東日本旅客鉄道（株）、阿武隈急行（株）、福島交通（株）があり、平成 31（2019）年度から令和２（2020）年度にかけて、東日本旅客鉄道（株）では約 33%の減少、阿武隈急行（株）では 29%の減少、福島交通（株）では 22%の減少となっています。

図表８－２－５　鉄道乗車人員数の推移

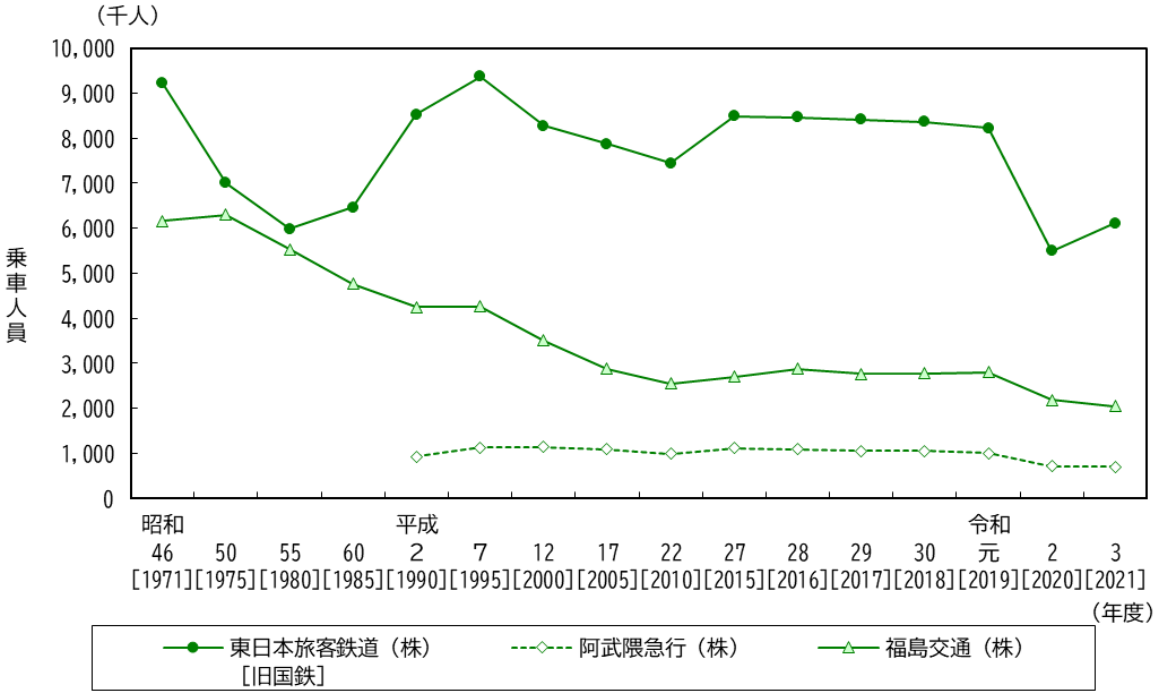

注　阿武隈急行（株）は、昭和 63（1988）年７月に延伸開業
出典）東日本旅客鉄道（株）、阿武隈急行（株）、福島交通（株）

（３）路線バスの乗車人員数

令和３（2021）年度の市内の路線バス乗車人員は、3,829 千人となっています。

路線バス乗車人員は平成 21（2009）年度以降、横ばいで推移していましたが、令和２（2020）年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年に比べ３割減少しました。

図表８－２－６　路線バス乗車人員数の推移

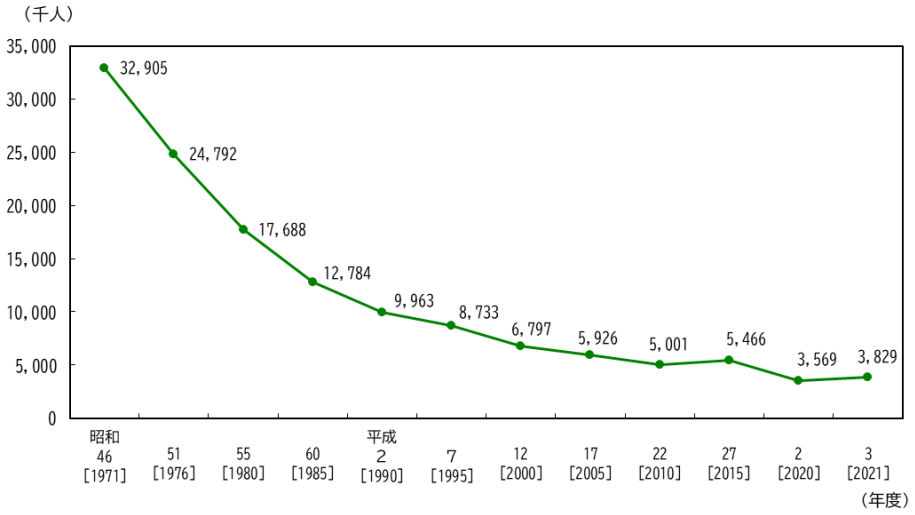

出典）福島交通（株）

（４）自動車保有数

令和７（2025）年３月 31 日現在の本市における自動車保有台数は、220 千台となっています。平成 27（2015）年までは増加していましたが、それ以降、減少しています。乗用車は、令和２（2000）年以降、ほぼ横ばいで推移している一方で、軽四輪車は、令和２（2000）年から令和７（2025）年の間で約 1.9 倍に増加しています。

図表８－２－７　自動車保有台数の推移（再掲）

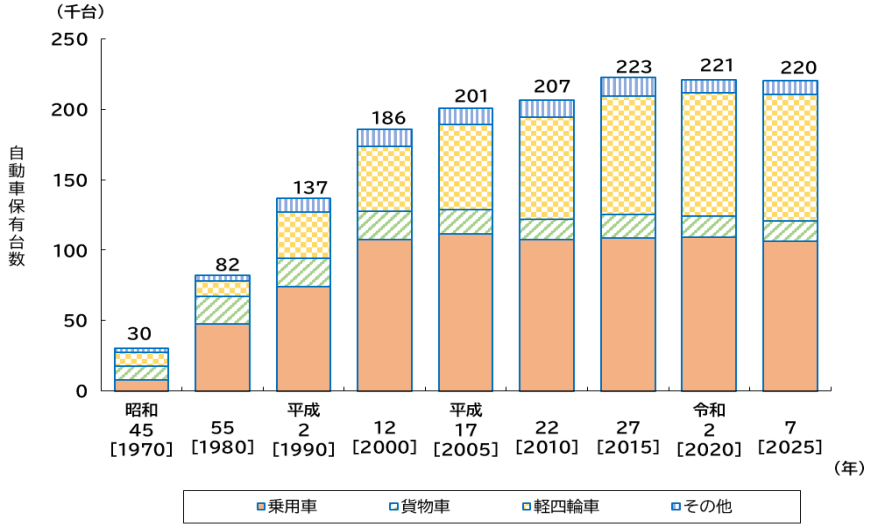

注　各年３月 31 日現在の台数を示す。その他には兼合車、特殊用途車、二輪車などを含む。
出典）福島県内市町村別自動車数調（国土交通省東北運輸局福島運輸支局）

４）エネルギー利用の状況

（１）エネルギー需給の状況

本市のエネルギー需給構造を、エネルギーフロー（資源から転換・消費までのエネルギーの流量）として示したものが図８－２－８です。

本市で利用されるエネルギーのほとんどは化石資源（石炭・石油・天然ガス等）に由来しています。一次エネルギーとして投入された化石資源の一部は、火力発電所で二次エネルギーとして電気に転換されたのち、産業、家庭、業務の各部門で利用されているほか、ガソリンや軽油等は、一次エネルギーのまま運輸部門で利用されています。

また、市内に導入されている再生可能エネルギーは、大規模水力発電や廃棄物発電、太陽光発電が中心ですが、全体に占める割合は少ない状況にあります。

図表８－２－８　エネルギーフロー図

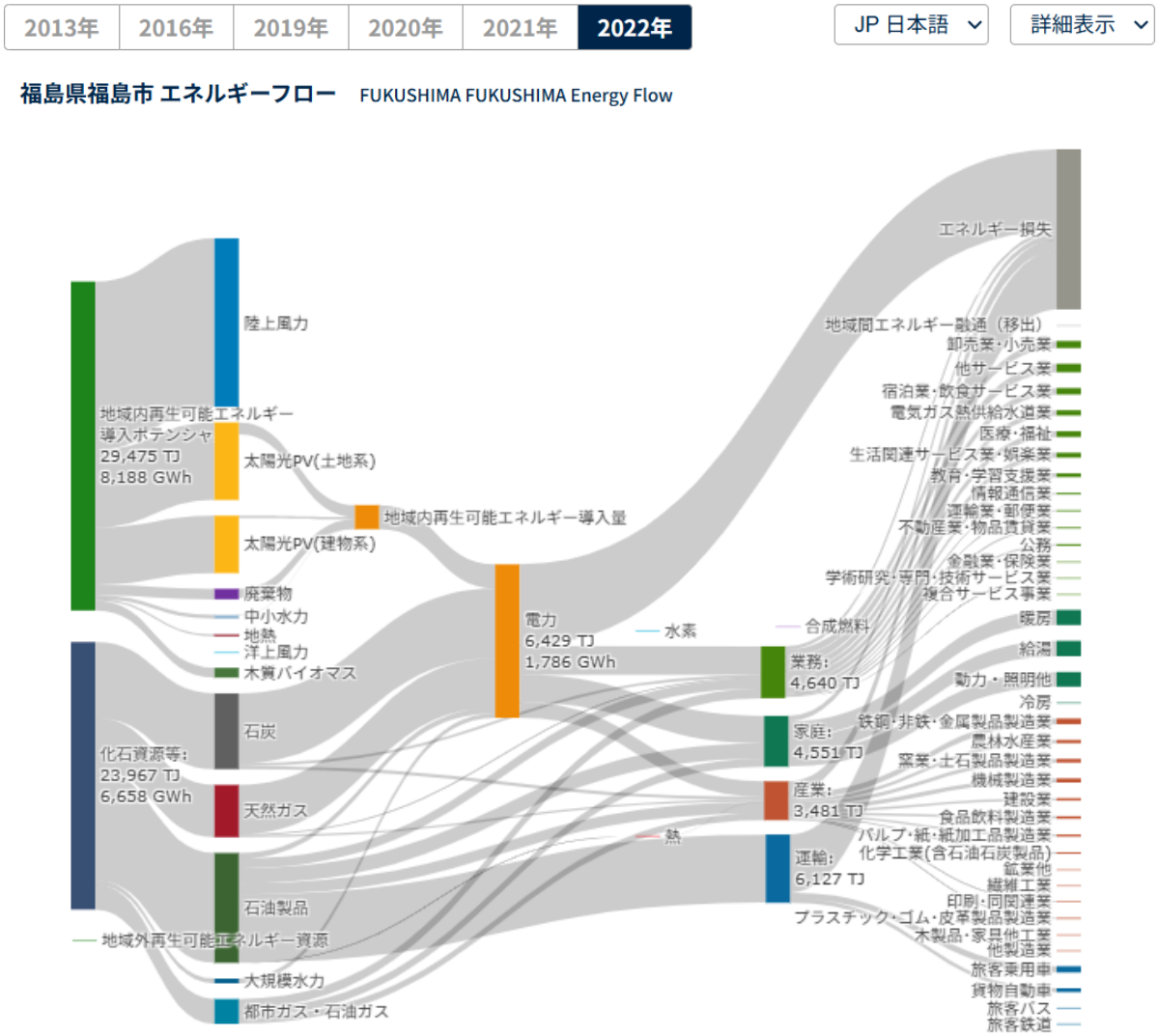

注　T（テラ）＝10^{12}

出典）地域エネルギー需給データベース（Version 2.3）　https://energy-sustainability.jp

（２）電力消費量

本市の電力消費量は、令和４（2022）年度で 6,205TJ（1.7TWh）と推計されています。平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度にかけて増加し、以降は概ね減少し、令和２（2020）年度以降は横ばいとなっています。

図表８－２－９　電力消費量の推移

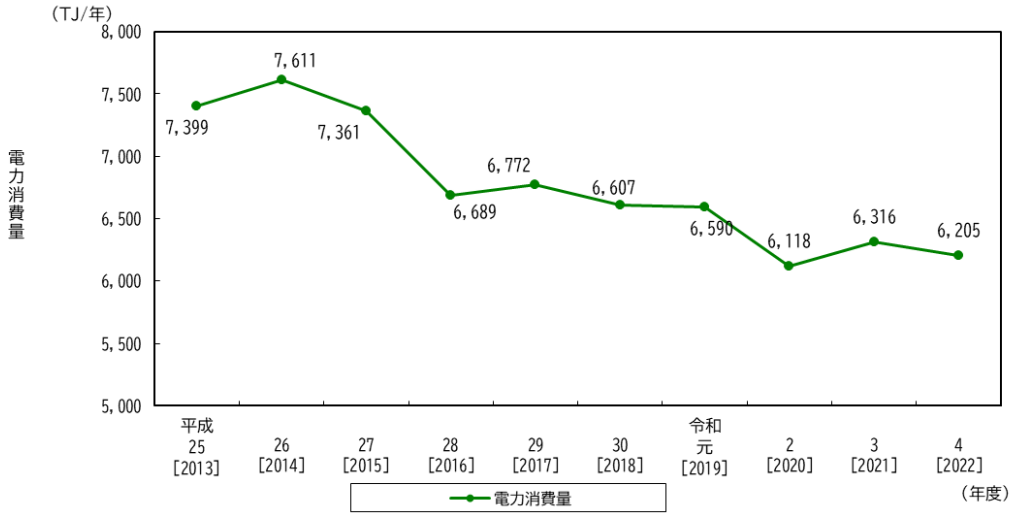

注　T（テラ）＝10^{12}
出典）都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）等より推計
推計方法の違いにより図８-２-８とは一致しない

（３）都市ガス販売量

本市における都市ガスの販売量は、平成 24（2012）年をピークとして、その後、家庭用、商業用、工業用ともに減少しています。

図表８－２－10　都市ガス販売量の推移

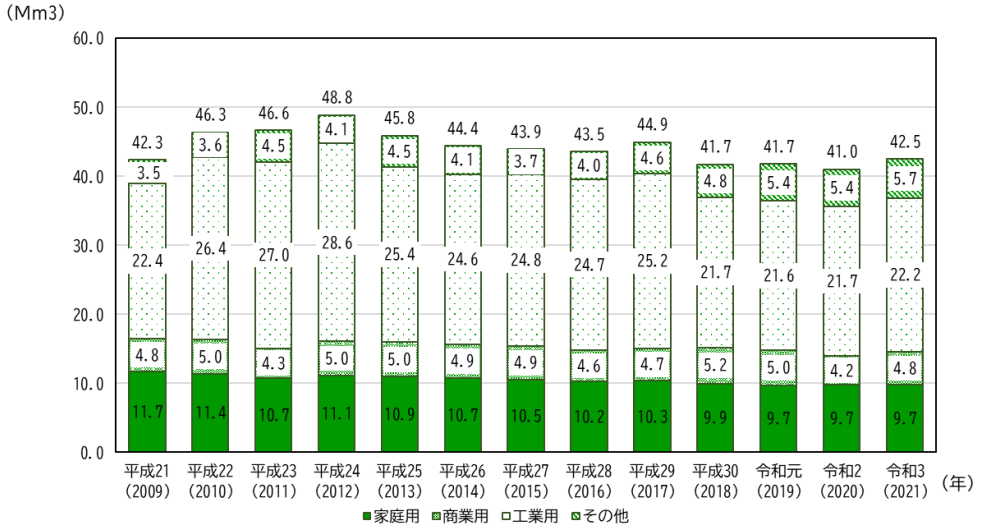

出典）福島市統計書

（４）灯油消費量

本市における灯油消費量は、増減を繰り返しながら推移しています。令和５（2023）年度は 1,274TJ となり、前年度より減少しています。

図表８－２－11　灯油消費量の推移

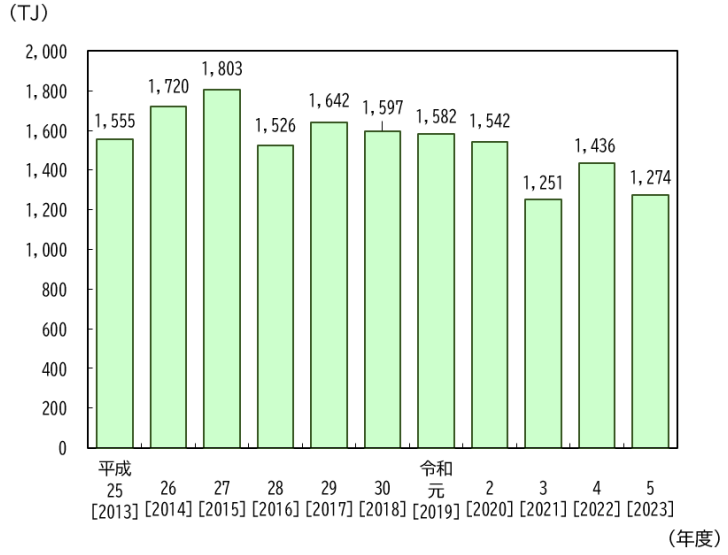

出典）福島市温室効果ガス排出量算定システムより

（５）ガソリン消費量

本市におけるガソリン消費量は、平成 27（2015）年度に増加しましたが、令和５（2023）年度まで減少で推移しています。令和５（2022）年度は前年度より大幅に減少し、基準年度を下回っています。

図表８－２－12　ガソリン消費量の推移

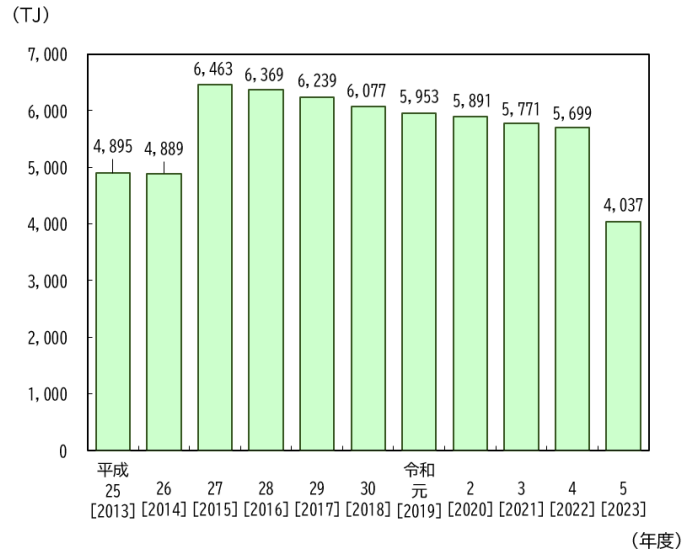

出典）福島市温室効果ガス排出量算定システムより

第３節　温室効果ガス排出量算定方法

１）CO_2排出量の算定方法

（１）産業部門

区分	算定方法	使用データ・出典
農林水産業	農林水産業炭素排出量（福島県） ×従業者数の比（福島市／福島県） ×44/12	農林水産業炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 従業者数（経済センサス活動調査：総務省統計局）
建設業・鉱業	建設業・鉱業炭素排出量（福島県） ×従業者数の比（福島市／福島県） ×44/12	建設業・鉱業炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 従業者数（経済センサス活動調査：総務省統計局）
製造業	製造業炭素排出量（福島県） ×製造品出荷額等の比（福島市／福島県） ×44/12	製造業炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 製造品出荷額等（経済構造実態調査：総務省統計局）

（２）業務部門

区分	算定方法	使用データ・出典
石炭	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省）
石炭製品	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省）
天然ガス	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省）
電力	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省）
熱	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省）
軽質油製品（灯油）	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×灯油の炭素排出量（全国） ÷軽質油製品の炭素排出量（全国） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省） 灯油の炭素排出量（総合エネルギー統計：資源エネルギー庁） 軽質油製品の炭素排出量（総合エネルギー統計：資源エネルギー庁）

区分	算定方法	使用データ・出典
軽質油製品（軽油）	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×軽油の炭素排出量（全国） ÷軽質油製品の炭素排出量（全国） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省） 軽油の炭素排出量（総合エネルギー統計：資源エネルギー庁） 軽質油製品の炭素排出量（総合エネルギー統計：資源エネルギー庁）
重質油製品（重油）	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×重油の炭素排出量（全国） ÷重質油製品の炭素排出量（全国） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省） 重油の炭素排出量（総合エネルギー統計：資源エネルギー庁） 重質油製品の炭素排出量（総合エネルギー統計：資源エネルギー庁）
石油ガス（LPG）	業務部門炭素排出量（福島県） ×延床面積の比率（福島市／福島県） ×LPG の炭素排出量（全国） ÷石油ガスの炭素排出量（全国） ×44/12	業務部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 延床面積（固定資産の価格等の概要調書：総務省） LPG の炭素排出量（総合エネルギー統計：資源エネルギー庁） 石油ガスの炭素排出量（総合エネルギー統計：資源エネルギー庁）
都市ガス	都市ガス消費量 ×単位発熱量 ×排出係数 ×44/12	都市ガス消費量：環境政策課調べ 単位発熱量：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 排出係数：同上

（3）家庭部門

区分	算定方法	使用データ・出典
灯油	世帯当たり灯油購入数量（福島市） ×世帯数（福島市） ×単位発熱量 ×排出係数 ×44/12	灯油購入数量（家計調査年報：総務省統計局） 世帯数（福島県統計年鑑：福島県） 世帯当たり灯油購入数量（2 人以上の世帯当たり購入数量×（1－単身世帯割合）＋：2 人以上の世帯当たり購入数量÷2×単身世帯割合） 単位発熱量：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 排出係数：同上
石油ガス	世帯当たり LPG 購入数量（福島市） ×世帯数（福島市） ×LPG 比重 ×単位発熱量 ×排出係数 ×44/12	LPG 購入数量（家計調査年報：総務省統計局） 世帯数（福島県統計年鑑：福島県） 世帯当たり LPG 購入数量（2 人以上の世帯当たり購入数量×（1－単身世帯割合）＋：2 人以上の世帯当たり購入数量÷2×単身世帯割合） LPG 比重：環境政策課調べ 単位発熱量：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 排出係数：同上

区分	算定方法	使用データ・出典
都市ガス	都市ガス消費量（福島市） ×排出係数 ×44/12	都市ガス消費量：環境政策課調べ 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令
電力	家庭部門炭素排出量（福島県） ×世帯数の比率（福島市／福島県） ×44/12	家庭部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計：資源エネルギー庁） 世帯数（福島県統計年鑑：福島県）

（4）運輸部門

区分	算定方法	使用データ・出典
自動車	「運輸部門（自動車）CO_2排出量推計データ」から引用	運輸部門（自動車）CO_2排出量推計データ（地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト：環境省）
鉄道	鉄道エネルギー消費量 ×鉄道営業キロ数の比（福島市／全区間） ×排出係数	鉄道エネルギー消費量（鉄道統計年報：国土交通省） 鉄道営業キロ：同上 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

（5）廃棄物分野

区分	算定方法	使用データ・出典
プラ（ペットボトル含む）	一般廃棄物焼却量 ×プラスチック組成割合 ×固形分割合 ×排出係数	一般廃棄物焼却量（一般廃棄物処理実態調査：環境省） プラスチック組成割合：同上 固形分割合（日本国温室効果ガスインベントリ報告書：国立環境研究所 地球環境研究センター） 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令
合成繊維	一般廃棄物焼却量 ×繊維くず割合 ×繊維くず中の合成繊維割合 ×固形分割合 ×排出係数	一般廃棄物焼却量（一般廃棄物処理実態調査：環境省） 繊維くず割合：同上 繊維くず中の合成繊維割合（日本国温室効果ガスインベントリ報告書：国立環境研究所 地球環境研究センター） 固形分割合：同上 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令
紙くず	一般廃棄物焼却量 ×紙くず組成割合 ×固形分割合 ×排出係数	一般廃棄物焼却量（一般廃棄物処理実態調査：環境省） 紙くず組成割合：同上 固形分割合（日本国温室効果ガスインベントリ報告書：国立環境研究所 地球環境研究センター） 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

2）CH_4排出量の算定方法

（1）農業分野

区分	算定方法	使用データ・出典
耕作	【水田からの排出】 水田面積 ×水管理割合 ×排出係数	水田面積（作物統計：農林水産省） 水管理割合（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）：環境省） 排出係数：同上
農業廃棄物	【農業廃棄物の焼却に伴う排出】 年間生産量 ×残渣率 ×野焼き率 ×単位焼却量当たりの排出量	年間生産量（作物統計：農林水産省） 残渣率（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）：環境省） 野焼き率：同上 単位焼却量当たりの排出量：同上
畜産	【家畜飼養に伴う排出】 家畜の種類ごとの飼養頭数 ×単位飼養頭数当たりの体内からの排出量 【排せつ物管理に伴う排出】 家畜の種類ごとの飼養頭数 ×単位飼養頭数当たりの排せつ物管理に伴う排出量	家畜の種類ごとの飼養頭数（農林業センサス：農林水産省） 単位飼養頭数当たりの体内からの排出量（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）：環境省） 単位飼養頭数当たりの排せつ物管理に伴う排出量：同上

（2）廃棄物分野

区分	算定方法	使用データ・出典
焼却	一般廃棄物焼却処理量 ×排出係数	一般廃棄物焼却量（一般廃棄物処理実態調査：環境省） 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令
排水処理	【し尿処理施設からの排出】 生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量 ×排出係数 【生活排水処理施設からの排出】 生活排水処理施設ごとの年間処理人口 ×排出係数 【終末処理場からの排出】 終末処理場において処理された下水の量 ×排出係数	生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量（一般廃棄物処理実態調査：環境省） 生活排水処理施設ごとの年間処理人口（一般廃棄物処理実態調査（環境省）、浄化槽の指導普及に関する調査結果：環境省）及び排出係数により算定 終末処理場において処理された下水の量：福島市上下水道局 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令
コンポスト化	コンポスト化施設で処理される有機性廃棄物の量（排出ベース） ×排出係数	コンポスト化施設で処理される有機性廃棄物の量（排出ベース）（一般廃棄物処理実態調査：環境省） 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

3）N_2O排出量の算定方法

（1）農業分野

区分	算定方法	使用データ・出典
耕作	【肥料の使用に伴う排出】 作付面積 ×排出係数（有機肥料） ＋作付面積 ×排出係数（化学肥料） 【農作物残渣のすきこみに伴う排出量】 年間生産量 ×乾物率 ×残渣率 ×すきこみ率 ×単位作物残渣当たりの排出量	作付面積（作物統計：農林水産省） 排出係数（有機肥料）（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）：環境省） 排出係数（化学肥料）：同上 年間生産量（作物統計：農林水産省） 乾物率（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）：環境省） 残渣率：同上 すきこみ率：同上 単位作物残渣当たりの排出量：同上
農業廃棄物	【農業廃棄物の焼却に伴う排出】 年間生産量 ×残渣率 ×野焼き率 ×単位焼却量当たりの排出量	年間生産量（作物統計：農林水産省） 残渣率（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）：環境省） 野焼き率：同上 単位焼却量当たりの排出量：同上
畜産	【排せつ物管理に伴う排出】 家畜の種類ごとの飼養頭数 ×単位飼養頭数当たりの排せつ物管理に伴う排出量	家畜の種類ごとの飼養頭数（農林業センサス：農林水産省） 単位飼養頭数当たりの排せつ物管理に伴う排出量（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）：環境省）

（2）廃棄物分野

区分	算定方法	使用データ・出典
焼却	一般廃棄物焼却処理量×排出係数	一般廃棄物焼却量（一般廃棄物処理実態調査：環境省） 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令
排水処理	【し尿処理施設からの排出】 生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量 ×収集し尿及び浄化槽汚泥中の窒素濃度 ×排出係数 【生活排水処理施設からの排出】 生活排水処理施設ごとの年間処理人口 ×排出係数 【終末処理場からの排出】 排水処理方法別の終末処理場における年間下水処理量 ×排出処理方法別の排出係数	生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量（一般廃棄物処理実態調査：環境省） 収集し尿及び浄化槽汚泥中の窒素濃度：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 排出係数：同上 生活排水処理施設ごとの年間処理人口（一般廃棄物処理実態調査（環境省）、浄化槽の指導普及に関する調査結果：環境省）及び排出係数により算定 排水処理方法別の終末処理場における年間下水処理量：福島市上下水道局資料 排出処理方法別の排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令
コンポスト化	コンポスト化施設で処理される有機性廃棄物の量（排出ベース） ×排出係数	コンポスト化施設で処理される有機性廃棄物の量（排出ベース）（一般廃棄物処理実態調査：環境省） 排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

4）CO_2吸収量の算定方法

区分	算定方法	使用データ・出典
吸収量	齢級別樹種別成長量（福島県） ×樹種別材積量（福島市／福島県） ×森林 FM 率 ×バイオマス拡大係数 （×地下部の比率） ×容積密度 ×炭素含有率 ×44/12	齢級別樹種別成長量（福島県森林・林業統計書：福島県） 樹種別材積量：同上 森林 FM 率（日本国温室効果ガスインベントリ報告書：国立環境研究所 地球環境研究センター） バイオマス拡大係数：同上 地下部の比率：同上 容積密度：同上 炭素含有率：同上
主伐に伴う排出量	素材生産量 ×材積量（福島市／県北農林事務所） ÷素材生産の歩留 ×バイオマス拡大係数 ×容積密度 ×炭素含有率 ×44/12	素材生産量（福島県森林・林業統計書：福島県） 材積量：同上 素材生産の歩留（温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 森林等の吸収源分科会報告書（土地利用、土地利用変化及び林業分野）：環境省） 容積密度：同上 炭素含有率（日本国温室効果ガスインベントリ報告書：国立環境研究所 地球環境研究センター）

福島市 環境部 環境政策課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

ＴＥＬ（024）525-3742

ＦＡＸ（024）563-7290

Ｅメール kankyou@city.fukushima.fukushima.jp